特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議　建造物部会（第 36 回）

日時：令和 7 年 1 月 31 日（金）13:30～15:30

場所：西之丸会議室

次　　第

1　開会

2　あいさつ

3　議事

（1）重要文化財建造物等保存活用計画について　＜資料１＞
　　（環境保全計画）

（2）表二の門雁木復元検討について　＜資料２＞

4　閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第 36 回）出席者名簿

日時：令和 7 年 1 月 31 日（金）13:30～15:30

場所：西之丸会議室

（敬称略）

■構成員

氏　名	所　属	備　考
小濵　芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口　正人	名古屋市立大学大学院教授	副座長
小松　義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣　篤	愛知工業大学准教授	
麓　　和善	名古屋工業大学名誉教授	

■オブザーバー

氏　名	所　属
井川　博文 （リモート）	文化庁文化資源活用課文化財調査官

建造物部会（第36回） 座席表

令和7年1月31日（金）
13:30～15:30
西之丸会議室

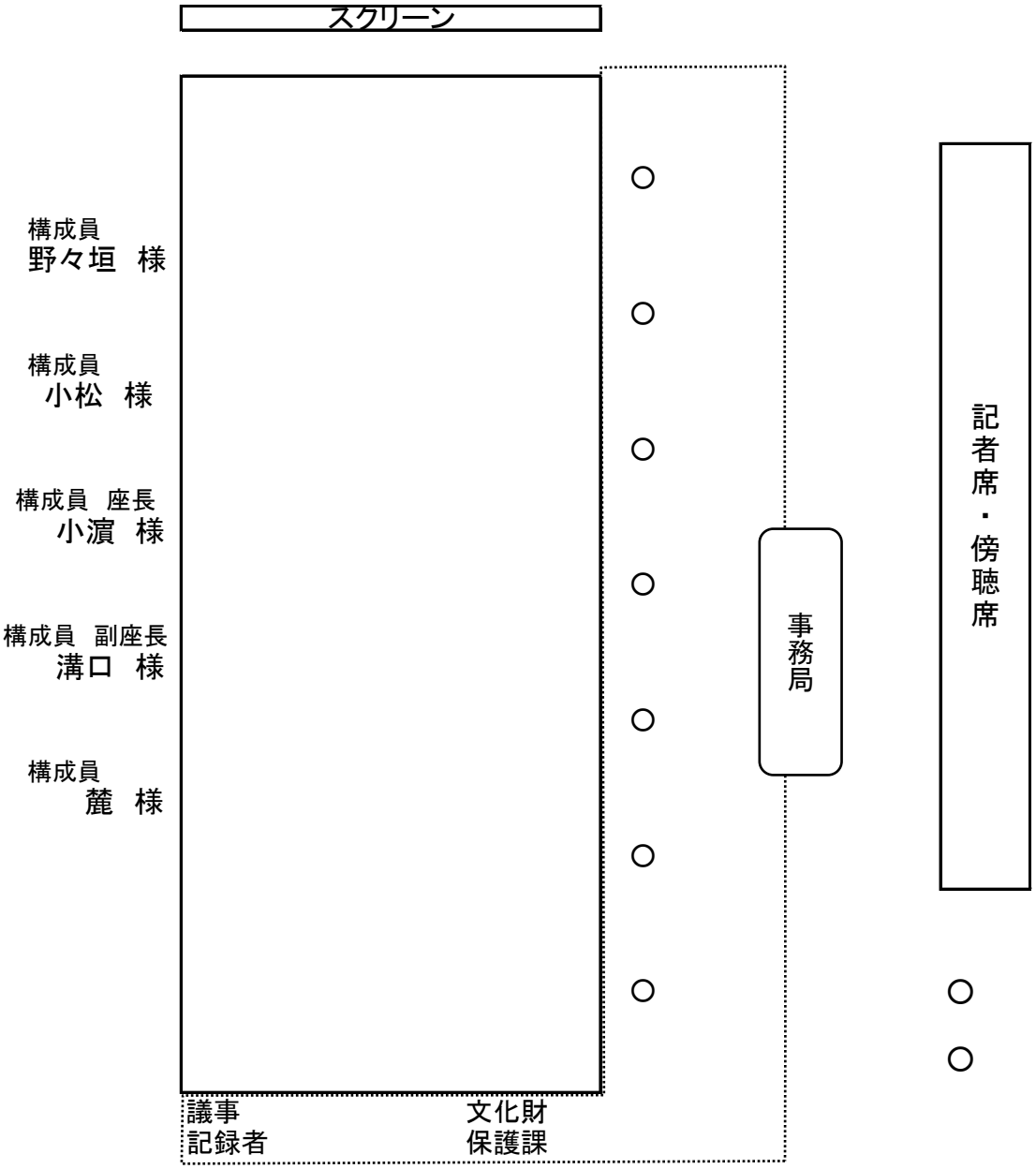

重要文化財建造物等保存活用計画について

（第 1 章・第 2 章の修正、第 3 章 環境保全計画）

１　第 1 章 計画の概要（修正）

第 2 節-1 文化財(建造物)の名称、構造及び形式(p. 8)

・乃木倉庫の記載を付編に移動

第 3 節-4 官報告示(p. 18)

・告示内容を整理して記載

第 3 節-6 文化財(建造物)の価値(p. 21)

・事実整理を重要文化財（建造物）の指定基準に則って整理

・類例整理は資料編に移動し、比較図面を追加

第 6 節-2 計画の目的(p. 35)

・計画の目的は耐震対策を含む防災対策・保存修理に向けた計画策定に重点を置く

・今後に耐震補強や保存修理、公開活用、学術調査を進めるにあたって、現状での文化財(建造物)の価値がどこにあるのかを整理する

２　第 2 章 保存管理計画（修正）

第 2 節-2 部位の設定と保護の方針(p. 49)

・表 2-4 の基準 3・4 の記載を表 2-3 と統一

・各隅櫓・表二の門でみられる木箱内報知器を基準４として追加

３　第 3 章 環境保全計画

第 1 節 環境保全計画の現状と課題(p. 98)

・樹木/石垣/雨水排水設備/保護柵を建造物ごとに課題整理

・文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件を第 1 章から移動

第 2 節 環境保全の基本方針(p. 107)

第 3 節 区域の区分と保全方針(p. 108)

・文化財(建造物)・保存建造物がある本丸・二之丸庭園・御深井丸を保存区域、西之丸・二之丸広場を保全区域、バックヤードを整備区域とした

・各区域の保全方針を整理

第 4 節 建造物の区分と保護の方針(p. 108)

・現存・復元建造物を保存建造物、外観復元建造物・景観に配慮している建造物を保全建造物、景観を損なっている建造物・防災上の支障がある建造物等をその他建造物とした

第 5 節 防災及び環境保全上の課題と対策(p. 117)

・防災に関する既存区域を整理し、樹木/石垣/雨水排水設備/保護柵の対策と方針を検討

5　重要文化財建造物等保存活用計画　目次・進捗管理表（2025 年 1 月 31 日時点）

目　次			建造物部会		
A 本編					
1	計画の概要				
	1 計画の作成	済	24/9/18		
	2 文化財の名称等	修正	〃	25/1/31	
	3 文化財の概要	修正	〃	25/1/31	
	4 文化財保護の経緯	修正	〃	25/1/31	
	5 保護の現状と課題	修正	〃	25/1/31	
	6 計画の概要	修正	〃	25/1/31	
2	保存管理計画				
	1 保存管理の現状	済	24/9/18		
	2 保護の方針	修正	〃	25/1/31	
	3 管理計画	③回目予定			
	4 修理計画	③回目予定			
3	環境保全計画				
	1 環境保全の現状と課題	新規	25/1/31		
	2 環境保全の基本方針	新規	25/1/31		
	3 区域の区分と保全方針	新規	25/1/31		
	4 建造物の区分と保護の方針	新規	25/1/31		
	5 防災及び環境保全上の課題と対策	新規	25/1/31		
4	防災計画				
	1 防火・防犯対策	③回目予定			
	2 耐震対策	③回目予定			
	3 耐風対策	③回目予定			
	4 その他の災害対策	③回目予定			
5	活用計画				
	1 公開その他の活用の基本方針	③回目予定			
	2 公開計画	③回目予定			
	3 活用基本計画	④回目予定			
	4 実施に向けての課題	④回目予定			
6	保護に係る諸手続き	④回目予定			
B 付編					
1	乃木倉庫保存活用計画	修正	25/1/31		
C 資料編　③回目予定					
1	重要文化財(建造物)関連年表				
2	櫓・小天守仕様比較、櫓類例調査				
3	ガラス乾板写真				
4	昭和実測図				
5	絵葉書に写された重要文化財(建造物)				
6	その他関連古写真・絵図等				
7	既往の建造物修理箇所の整理				
8	城内保存古材一覧				
9	文化財保護に係る関係法令（関係部分抜粋）				

名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画

（2025 年 1 月 31 日案）

名古屋市観光文化交流局

名古屋城総合事務所

第1章

計画の概要

第１節　計画の作成
第２節　文化財(建造物)の名称等
第３節　文化財(建造物)の概要
第４節　文化財(建造物)保護の経緯
第５節　保護の現状と課題
第６節　計画の概要

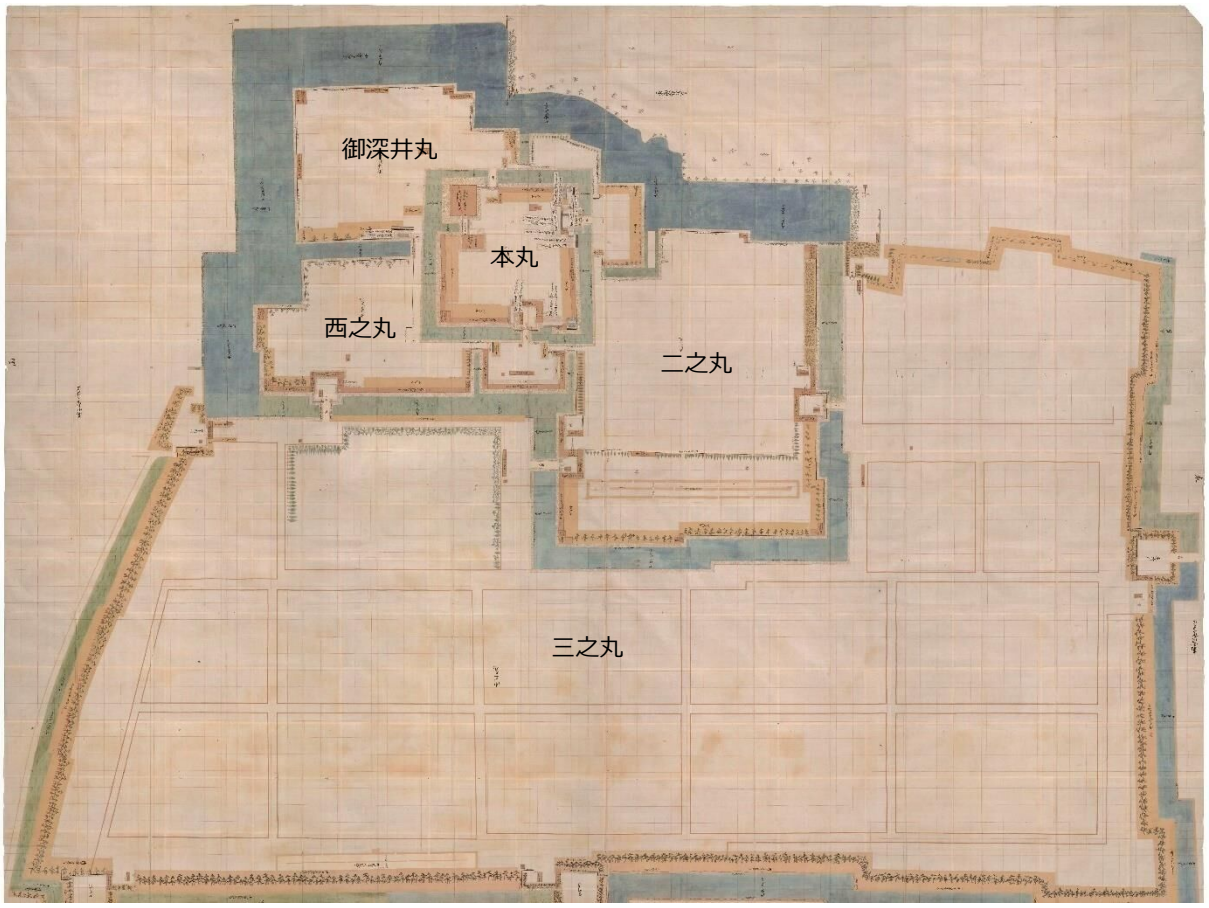

図 1-1　名古屋城縄張（『元禄十年御城絵図』名古屋市蓬左文庫蔵）

図 1-2 名古屋市位置図

図 1-3 名古屋城(計画区域)位置図(国土地理院地図に加筆)

第1章 計画の概要

第１節　計画の作成

（１）　計画作成年月日　令和８年(2026)３月 31 日
（２）　計画作成者　名古屋市
（３）　計画期間　計画期間は 10 年とし、
令和８年(2026)４月１日から令和 18 年(2036)３月 31 日までとする。
（４）　所在地　愛知県名古屋市中区本丸１番１号

第２節　文化財(建造物)の名称等

１．文化財(建造物)の名称、構造及び形式

本計画の対象となるのは、国指定特別史跡名古屋城跡に位置する重要文化財(建造物)６棟及び重要文化財(建造物)に準ずる２棟の計８棟である(表１、図４)。本計画ではこれらを総称して「文化財(建造物)」と呼ぶ。なお、現在表二の門附属土塀(A04’)は特別史跡名古屋城跡の構成要素であるが、今後重要文化財(建造物)としての指定を目指すことから、本計画ではその他の重要文化財(建造物)と同等に扱うものとする。

乃木倉庫→付編へ

表 1-1　文化財(建造物)の名称及び構造・形式

重要文化財(建造物)					
番号	名　称	員数	構造・規模・形式	指定番号	指定年月日
A01	名古屋城西南隅櫓	１棟	二重三階、本瓦葺(※１) 416.4 ㎡	建第 866 号	昭和５年(1930)12月 13 日
A02	名古屋城東南隅櫓	１棟	二重三階、本瓦葺(※１) 418.62 ㎡	建第 866 号	昭和５年(1930)12月 13 日
			附　板札一枚　宝永七寅年三月ゟ十一月迄二出来の記がある		
A03	名古屋城西北隅櫓	１棟	三重三階(※２)、本瓦葺(※１) 505.71 ㎡	建第 866 号	昭和５年(1930)12月 13 日
A04	名古屋城表二の門	１棟	高麗門、本瓦葺(※１)	建第 866 号	昭和５年(1930)12月 13 日
A04’	名古屋城表二の門 附属土塀	２棟	土塀、本瓦葺	―	―
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	１棟	高麗門、本瓦葺(※４)	建第 1957 号	昭和 50 年(1975) ６月 23 日
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	１棟	高麗門、本瓦葺(※４)	建第 1957 号	昭和 50 年(1975) ６月 23 日

※1　文化財保護委員会告示第 37 号(昭和 31 年(1956)6 月 28 日)による重要文化財追加指定の告示から引用。これ以前の告示として、文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)による城内建造物 24 棟の国宝(旧国宝)指定があり、文部省告示第 179 号(昭和 24 年(1949)10 月 13 日)で戦災によって焼失した 20 棟が指定解除された。戦災を免れた 4 棟は昭和 25 年(1950)8 月 29 日の文化財保護法施行をもって重要文化財に指定された。

※2　文部省告示第 179 号(昭和 24 年(1949)10 月 13 日)では「三層櫓、屋根二重」、重要文化財指定書(昭和 25 年(1950)8 月 29 日)、文化財保護委員会告示第 37 号(昭和 31 年(1956)6 月 28 日)では「二重三階」と記されているが、正しくは三重三階である。なお、文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)では「三層櫓、屋根三重」となっている。

※3　文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)では「名古屋城表二之門」となっているが、文部省告示第 179 号(昭和 24 年(1949)10 月 13 日)では「名古屋城表二ノ門」となり、重要文化財指定書(昭和 25 年(1950)8 月 29 日)、文化財保護委員会告示第 37 号(昭和 31 年(1956)6 月 28 日)では「名古屋城表二の門」に変更されている。

※4　文部省告示第 103 号(昭和 50 年(1975)6 月 23 日)から引用。

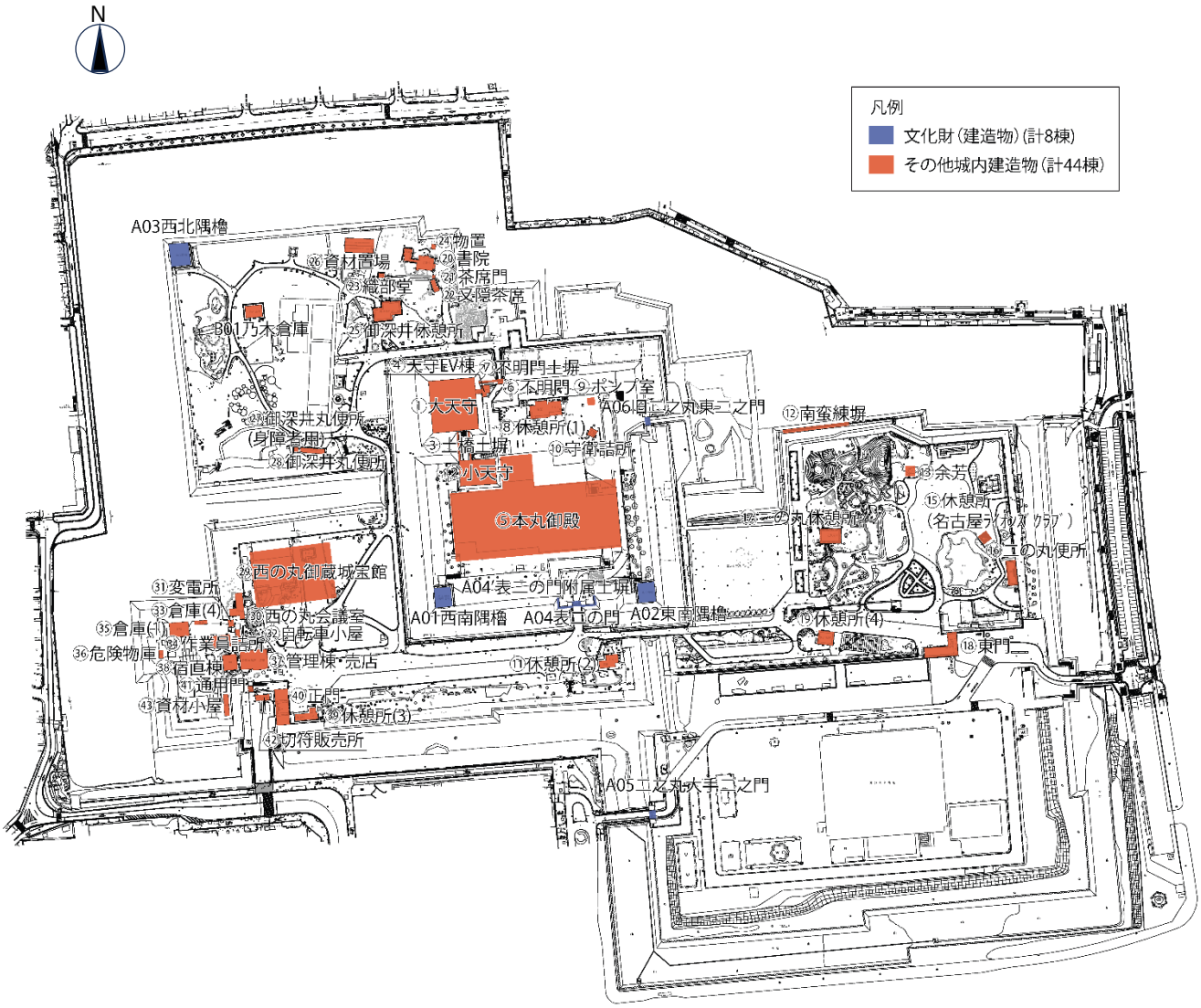

図 1-4　特別史跡名古屋城跡　城内配置図

２． 所有者等の氏名及び住所

文化財(建造物)の所有者及び住所は表２に示す通りである。対象となる文化財(建造物)のうち、二之丸大手二之門及び旧二之丸東二之門は財務省の所有であるが、文化庁告示第 25 号(昭和 53 年(1978)12 月６日)により、名古屋市が管理団体として指定されているため、その他の文化財(建造物)と併せて名古屋市が計画の策定を行う。

表 1-2　所有者等の氏名及び住所

<table>
<tr><th colspan="7">重要有形文化財(建造物)</th></tr>
<tr><th>番号</th><th>名　称</th><th>土地所有者</th><th>建物所有者</th><th>住　所</th><th>管理団体</th><th>住　所</th></tr>
<tr><td>A01</td><td>名古屋城西南隅櫓</td><td rowspan="5">名古屋市</td><td rowspan="5">名古屋市</td><td rowspan="5">名古屋市中区
三の丸三丁目
１番１号</td><td rowspan="5">－</td><td rowspan="5">－</td></tr>
<tr><td>A02</td><td>名古屋城東南隅櫓</td></tr>
<tr><td>A03</td><td>名古屋城西北隅櫓</td></tr>
<tr><td>A04</td><td>名古屋城表二の門</td></tr>
<tr><td>A04’</td><td>名古屋城表二の門
附属土塀</td></tr>
<tr><td>A05</td><td>名古屋城二之丸
大手二之門</td><td>財務省</td><td rowspan="2">財務省</td><td rowspan="2">東京都千代田区
霞が関三丁目
１番１号</td><td rowspan="2">名古屋市</td><td rowspan="2">名古屋市中区
三の丸三丁目
１番１号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A06</td><td rowspan="2">名古屋城旧二之丸
東二之門</td><td rowspan="2">名古屋市</td></tr>
<tr><td colspan="4">文化財保護法第３１条第２項による規定、文化庁告示第 25 号(昭和 53 年(1978)12 月 6 日)により指定(※1,2)</td></tr>
</table>

※1　国有財産法第 22 条第 1 項の規定に基づき、東海財務局と無償貸付契約を締結。

※2　二之丸大手二之門は土地も財務省、旧二之丸東二之門の土地は名古屋市。

また、上記文化財(建造物)は特別史跡名古屋城跡として指定されている範囲(図５)のうち、財務省及び名古屋市が所有する土地で(図６)、かつ有料区域として名古屋市が管理する範囲内（図７）に位置する。ただし、二之丸大手二之門は有料区域外にある財務省所有の土地に位置する。

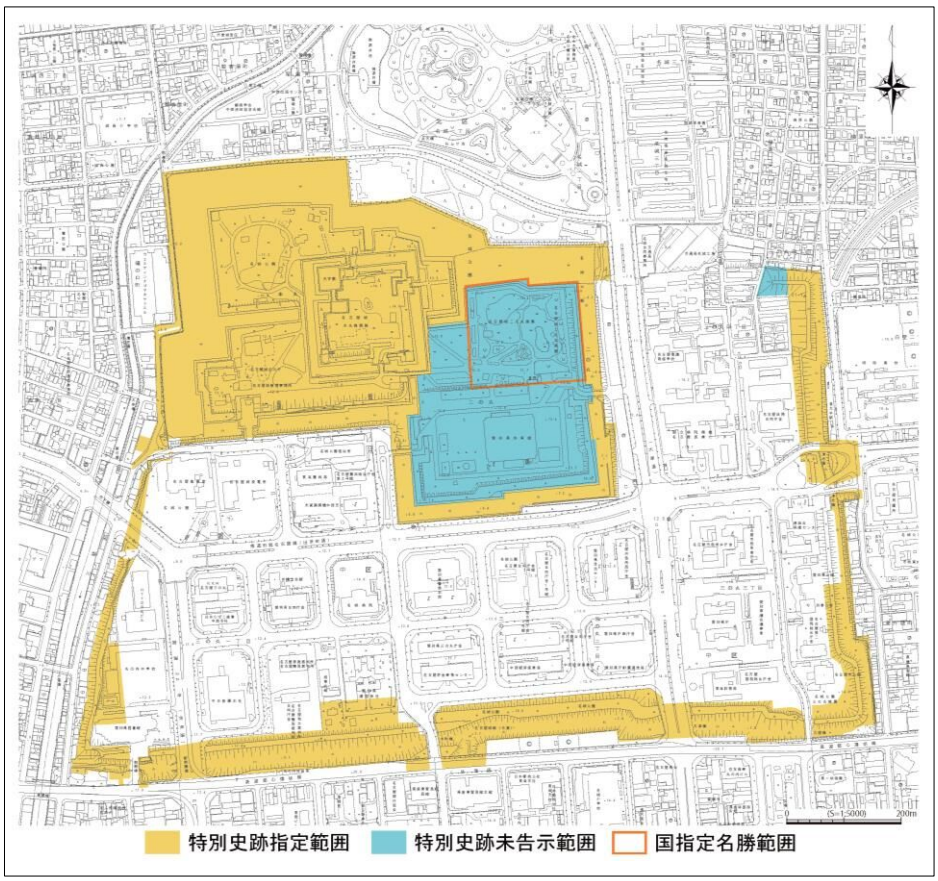

図 1-5　特別史跡指定範囲

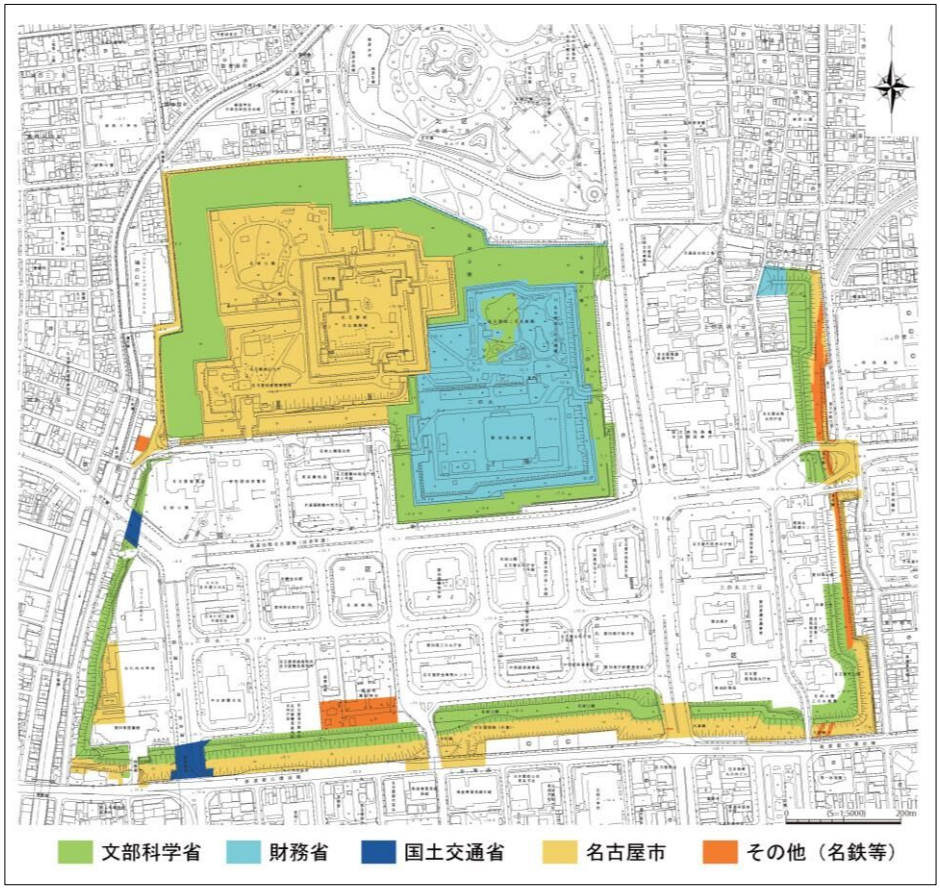

図 1-6　特別史跡指定地の所有区分

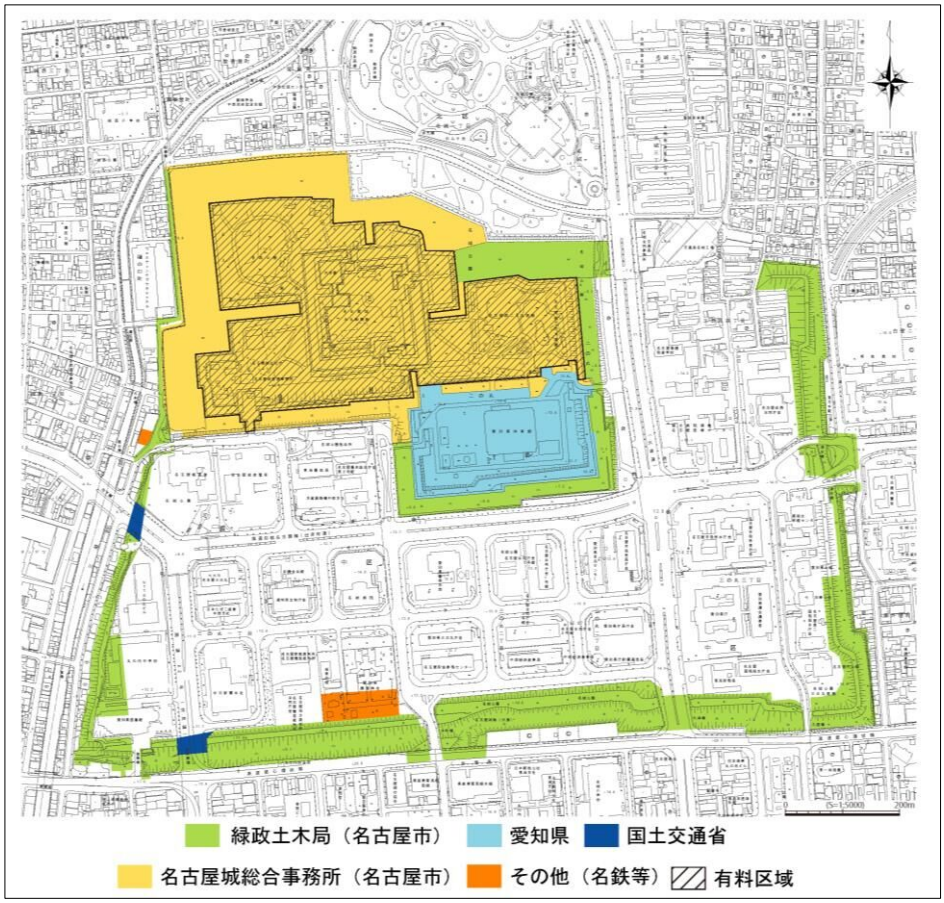

図 1-7　特別史跡指定地の管理区分

第３節　文化財(建造物)の概要

１．文化財(建造物)の概要

各文化財(建造物)の概要は表３に示す通りである。

表 1-3　文化財(建造物)の概要

重要文化財(建造物)		
番号	名　称	概　要
A01	名古屋城西南隅櫓	・慶長 17 年(1612)頃完成。本丸未申櫓ともいわれる。 ・本丸の南西に位置する隅櫓で、南及び西は内堀に面する。 ・当初は北面及び東面の石垣上に梁間三間の多門櫓が接続していたが、明治 24 年(1891)の濃尾地震後に撤去された。 ・西、南両面には、鬼瓦などに菊花紋がみられる。 ・南面と西面に「石落し」を張り出して、入母屋を二重目屋根と交差するように設けている。南面の張り出し部の屋根は唐破風を設けた二重破風構造となっている。 ・文化８年(1811)まで徳川家康や歴代藩主の具足が納められていた(『金城温古録』より)。
A02	名古屋城東南隅櫓	・慶長 17 年(1612)頃完成。本丸辰巳櫓ともいわれる。 ・本丸の東南に位置する隅櫓で、南及び東は内堀に面する。 ・当初は北面及び西面の石垣上に梁間三間の多門櫓が接続していたが、明治 24 年(1891)の濃尾地震後に撤去された。 ・南面と東面に「石落し」を張り出して、南面は切妻屋根を、東面は入母屋屋根を二重目屋根と交差するように設けている。 ・二重目屋根の東側は唐破風となっている。 ・天保 12 年(1841)まで御具足奉行の役所であった(『金城温古録』より)。
A03	名古屋城西北隅櫓	・元和 5 年(1619)頃完成。 ・御深井丸戌亥櫓ともいわれ、江戸時代から清須城小天守の転用という伝承があり清須櫓ともいわれる(『金城温古録』より)。 ・御深井丸の西北に位置する隅櫓で、北及び西は外堀(水堀)に面する。 ・北面と西面に「石落し」を張り出して、入母屋屋根を一重目屋根と交差するように設けている。 ・南面と東面の一重目屋根上に千鳥破風を設けているが、破風内へ入れない装飾破風である。 ・江戸時代は御鉄炮玉薬奉行が管轄していた(『金城温古録』より)。 ・明治時代には陸軍省の弾薬庫として使用された。
A04	名古屋城表二の門	・慶長 17 年(1612)頃完成。 ・南二之門ともいわれ、本丸南側にある表門枡形の外門である。 ・江戸時代は本丸の正門として使用された。
A04’	名古屋城表二の門 附属土塀	・表二の門と同時期の慶長 17 年(1612)頃完成。 ・門の両脇に出桝形に合わせて屈曲して続く形状をもち、「狭間」を備える。 ・背面には控柱がつき、当初あった雁木は大正時代に撤去された。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	・慶長 17 年(1612)頃完成。 ・西鉄門ともいわれ、二之丸の西側にある二之丸大手門枡形の外門である。 ・江戸時代は三之丸から二之丸へ入る大手門として使用された。 ・明治時代には第六連隊の営門として使用された。 ・愛知県体育館建設のため昭和 38 年(1963)に解体したが、昭和 42 年(1967)

		に保管していた部材を用いて再建された。
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	・慶長 17 年(1612)頃完成。 ・東鉄門ともいわれ、二之丸の東側にある二之丸東門桝形の外門であった。愛知県体育館建設のため昭和 38 年(1963)に解体したが、昭和 47 年(1972)に保管していた部材を用いて、現在地の本丸東二之門跡に移設して再建された。

2. 創立沿革（資料編「名古屋城内建造物関連年表」参照）

（1） 近世(藩政期：慶長５年(1600)～明治５年(1872))

慶長５年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、同年に四男・松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉は清須城に入ったが、慶長 12 年(1607)に 28 歳の若さで死去した。その後、家康は九男・義直に忠吉の遺領を継がせ、義直が尾張藩主となった。しかし義直は当時若干 8 歳と幼少であったことから、家康の居城である駿府城で養育され、義直の傅役(もりやく)だった平岩親吉が国政を代行した。

家康は、清須城の規模、水害などの危険性などの面から、新城の築造が妥当であるとの上申を山下氏勝から受け、名古屋台地に新たに城を築造することを決定し、慶長 14 年(1609)名古屋台地上への遷府を決定した。関ヶ原の戦い以降、家康は各地における城の整備の大部分を公儀(こうぎ)普請によって進めており、名古屋城築城開始前後では丹波篠山城、丹波亀山城、伊賀上野城の改修・築城を行った。こうして、名古屋城は濃尾平野における東海道の防御の拠点として築城されることとなった。

名古屋城は慶長 15 年(1610)2 月に起工し、加藤清正、福島正則ら、西国・北国の諸大名 20 家を動員して築城が開始された。城の縄張りは、方形で直線状とシンプルながらも、馬出や土橋、枡形門を駆使した巧妙な曲輪配置によって、強固な防衛力を兼ね備えた造りとなっている。石垣を含む土木工事(普請）は、動員された諸大名に割り当てられた。天守台石垣は、加藤清正が自ら申し出て担当し、３ヶ月を経ずに完成させた。主要部分の石垣も慶長 15 年(1610)９月中には完成した。

天守以下、建築工事(作事)は石垣が完成した後に始められ、天守の作事奉行には小堀政一(遠州)、大工棟梁には中井正清が任命された。慶長 17 年(1612)末に、日本最大級の建築規模を誇る五層五階地下一階、層塔型の天守が完成した。大天守大棟には金鯱が上げられ、建物規模のみならず、尾張徳川家の城を象徴するにふさわしい天守となった。同年に本丸御殿の建設が着工され、慶長 20 年(1615)に完成したと考えられる。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。本丸御殿完成の年、藩主義直と紀伊和歌山藩主・浅野幸長の娘である春姫との婚儀が本丸御殿で行われた。元和２年(1616)に義直は正式に尾張に入国し、それまで居としていた駿府城から名古屋城へ移り本丸御殿へ入った。

義直の入国後、二之丸御殿の整備が本格化し、元和３年(1617)に完成した。元和７年(1621)には、藩主義直が本丸御殿から二之丸御殿に住まいを移し、以後二之丸御殿は歴代藩主の生活の場兼政務の中心である政庁の役割を担った。この頃、義直は御庭造営にも着手し、寛永６年(1629)には二之丸北御庭がひと通り完成したといわれる。その後は現存する史資料から、少なくとも二代藩主光友、十代藩主斉朝(なりとも)の時代に御庭の改修が行われたと考えられている。他方、本丸御殿は寛永 11 年(1634)の将軍家光の上洛に際して、その前年から一部が取り壊されるとともに御成書院(上洛殿)・湯殿書院が増築され、家光の宿泊所として使用されたが、その後は藩政期を通してほ

とんど使用されることはなかった。また、下御深井御庭(したおふけおにわ)は元和期には整備されたと考えられている。さらに寛文３年(1663)以降、二之丸南には馬場や矢場で構成される向(むこう)屋敷が整備された。

寛文９年(1669)には、第一回目となる天守の修理が行われ、全ての壁の下地取り替え・壁塗り替え、全ての屋根の土居葺・瓦土・瓦葺き直しと漆喰塗り直しなどが行われた。その後、元文５年(1740)に至るまで 13 回にわたって大小の修繕が行われたが当面の繕いにすぎなかった。経年により天守台石垣が沈下し、天守が北西方向に傾いてしまったため、宝暦２年(1752)には大規模な修理を実施することとなり、天守台北面・西面の積み直しから、天守の一部解体、二・三・四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺き替えるなどして、宝暦５年(1755)に工事が完了した(宝暦の大修理)。

慶応３年(1867)10 月、大政奉還により 15 代将軍徳川慶喜が朝廷に政権を返上すると、12 月に王政復古の大号令が発せられ新政府が発足した。当時、尾張藩では 14 代藩主であった徳川慶勝が隠居後も実権を握っており、新政府で議定の役職に就いた。こうした中、朝廷は慶勝に尊皇派への藩論の統一と周辺大名等の誘引を命じた。これにより明治元年(慶応４年(1868)) 正月、慶勝は渡辺新左衛門ら重臣３名とその他計 14 名を佐幕派とみなして処刑し、強引に藩論の統一を図った(青松葉(あおまつば)事件)。

(２) 近代(陸軍期：明治５年(1872)～明治 26 年(1893))

明治２年(1869)の版籍奉還によって尾張藩は名古屋藩と改称し、明治４年(1871)７月廃藩置県によって名古屋藩は名古屋県となり、同 11 月に犬山県と合併した後、明治５年(1872)４月に愛知県と改称した。明治５年(1872)６月に名古屋城本丸に陸軍の東京鎮台第三分営が置かれ、９月には二之丸、明治７年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。

明治６年(1873)政府は全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方(廃城令)を発令し、陸軍用地として使用する以外の城郭は、大蔵省所管の普通財産に移し、大蔵省において処分することとした。すでに陸軍省所管となっていた名古屋城は、引き続き陸軍用地として使用されることとなった。同年、東京鎮台第三分営は名古屋鎮台と改称し(さらに明治 21 年(1888)に第三師団に改称)、天守を仮兵舎、本丸御殿を名古屋鎮台本部として利用した。翌明治７年(1874)から二之丸及び三之丸に兵舎等が整備され、仮兵舎としての機能は天守から移転していったが、本丸御殿は明治 20 年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用された。

この頃、城内には陸軍の施設が建設されると同時に、二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去された。しかし名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことで、明治 12 年(1879)に陸軍省・内務省・大蔵省は、名古屋城を姫路城と共に「全国中屈指の城」として永久保存する方針を出した。これにより、各建造物には保存修理が施されることとなった。並行して明治 11 年(1878)末には、御深井丸に弾薬庫の建設が決定され、明治 13 年(1880)10 月に「予備弾薬庫(後の乃木倉庫)」が完成した。工事を担当したのは鹿児島生まれの氏族で名古屋近辺の陸軍工事を監督した名古屋鎮台工兵方面工役長・基太村不二(きたむらふじ)であった。また、明治 14 年(1881)には、二之丸御庭の一部、東南中央の渓谷及び渓流の庭を原形のまま、三之丸南東にあった陸軍将校クラブ偕行社内に移築したと伝えられている(三之丸庭園)。

名古屋に市制が施行された明治 22 年(1889)には、下御深井御庭(したおふけおにわ)が徳川家から陸軍省所管となり、後に練兵場として利用されることとなった。この頃、明治 12 年(1879)の名古屋城の永久保存

の決定によって、建造物等の保存修理の費用及び人員の負担が重荷となったことが要因の一つとなり、名古屋城を陸軍省から宮内省へ移管することが協議され、明治 24 年(1891)に議決された。しかし同年に濃尾地震が発生し、本丸多門櫓の大破、石垣の崩壊など、甚大な被害を受けた。地震による被害の修復では、陸軍省が費用を負担し、宮内省が実務を行ったが、本丸多門櫓などは撤去された。

震災直後、陸軍の依頼を受けて被災状況の調査と併せて修理方法の検討のため名古屋城を訪れたのが、宮内省の建築技師であった木子清敬(きこきよよし)であり、その折に陸軍から入手したとみられる図面が、現在木子文庫として東京都都立中央図書館に残る。また、イギリス人建築家ジョサイア・コンドル(1852-1920)は、被災調査のため名古屋城を訪れ、建物を見分した。この時実施された調査内容は後に“AN ARCHITECT'S NOTES ON THE GREAT EARTHQUAKE OF OCTOBER, 1891.”として発表され、報告の中で”a large Powder Magazine”として紹介された建物が現在の乃木倉庫であると考えられている。

（３） 近代(離宮期：明治 26 年(1893)～昭和５年(1930))

明治 26 年(1893)名古屋城を永久に保存するため、本丸・西之丸は陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。明治 30 年・31 年(1897・1898)には二之丸の東、南の堀は、堀底に溝渠を設けて排水したため空堀と化した。明治 41 年(1908)には御深井丸(おふけまる)が宮内省に移管となり、第三師団が建てた武器庫・弾薬庫の大半が破却され更地となったが、「予備弾薬庫(後の乃木倉庫)」はその特殊かつ強固な構造から破却をまぬがれ、「第一倉庫」という名称のもと宮内省によって管理されるようになった。また、明治初期に撤去されていた榎多門一之門の場所に、明治 43 年(1910)に榎多門桝形石垣を北側に拡張して旧江戸城蓮池門を移築し、翌年に完成させて離宮の正門とした。また、同年に本丸大手馬出の西側堀が埋め立てられた。明治 44 年(1911)には、三之丸の南堀及び東堀に瀬戸電気鉄道外堀線(土居(どい)下(した)駅～堀川駅間)が開通し、この外堀線は「お堀電車」と呼ばれ、市民に親しまれていたが、昭和 51 年(1976)瀬戸線の栄(さかえ)町乗り入れにより廃線となった。

名古屋城本丸御殿は、大正４年(1915)に京都御所で大正天皇の即位式が行われた際、天皇の御宿泊所となったため、御深井丸には宮中三殿の一つである神器を祀る仮賢所(かしこどころ)が造営された。このため御深井丸は大々的に整備されたが、仮賢所は第一倉庫(後の乃木倉庫)を避けるようにしてその脇に造営された。昭和３年(1928)年の昭和天皇大礼時にも御深井丸に仮賢所が置かれたが、第一倉庫はそのまま存置された。大正８年(1919)前後、名古屋城建造物等の保存修理に向けて、宮内省内匠寮は詳細な建物調査を実施し、名古屋離宮の実測図作成に着手した。大正 10 年(1921)暴風雨により崩壊した西南隅櫓の修復整備が開始され、大正 12 年(1923)に完了した。このとき、漆喰塗であった白壁を白モルタル仕上げへ変更した。

（４） 近代(市営期：昭和５年(1930)～昭和 20 年(1945))

昭和５年(1930)名古屋離宮が廃止となり、名古屋市へ下賜されたことで、本丸・西之丸・御深井丸(おふけまる)が名古屋市所管となった。また、国宝保存法施行(昭和４年(1929))により、天守・本丸御殿を始めとする城内建造物 24 棟が城郭として初めて国宝に指定された。また昭和６年(1931)には名古屋城(名古屋市所管部分）を「名城公園」として一般公開した。この頃から市民にとって名古屋城が身近な存在となり、天守をはじめ名古屋のシンボルとして親しまれる存在となった。この一般公

開がきっかけとなり、明治天皇に殉死した陸軍大将・乃木希典(まれすけ)の名が第一倉庫に冠され「乃木倉庫」として知られるようになったと考えられる。

昭和７年(1932) には本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等、約 39 万㎡が史跡に指定された。名古屋市は同年から旧国宝建造物 24 棟の実測調査を開始し、実測作業は戦時中に一時中断されたが、昭和 27 年(1947)１月に製図が完了した(「昭和実測図」)。また、昭和 15 年(1940)からは写真撮影も開始し、残されたガラス乾板は 700 枚以上にものぼる(「ガラス乾板写真」)。これらは、後に太平洋戦争による空襲で被害を受ける以前の名古屋城の姿を伝える貴重な記録となっている。名古屋城が史蹟指定を受けた昭和７年(1932)、名古屋城のカヤが天然紀念物に指定され、この頃に三之丸では名古屋市庁舎(昭和８年(1933))築を始め、愛知県庁舎(昭和 13 年(1938)築)などの帝冠様式の公共建築が立ち並び、官庁街が形成されていった。

昭和 17 年(1942)には、旧本丸御殿障壁画 345 面附 16 面が国宝に指定された。太平洋戦争終戦間近の昭和 20 年(1945)５月、空襲によって天守、本丸御殿等主要な建造物が焼失し、本丸の東南隅櫓・西南隅櫓・表二の門、二之丸の二之丸東二之門・二之丸大手二之門、御深井丸の西北隅櫓の６棟のみが辛うじて残された。旧本丸御殿障壁画は、同年３月に御深井丸の乃木倉庫に襖・杉戸絵が移され、天井板絵は「ガラス乾板写真」・「昭和実測図」と共に西南隅櫓に移転されており焼失を免れた。それら障壁画は、焼失を免れた他の県内の国宝とともに灰宝神社(現在の愛知県豊田市)に疎開し終戦を迎え、戦後の昭和 21 年(1946)に疎開先から名古屋城に戻された。

(５) 現代(市営期：昭和 20 年(1945)～)

戦災により名古屋城は甚大な被害を受けたが、終戦翌年の昭和 21 年(1946)には一般公開を再開した。その後、昭和 25 年(1950)の文化財保護法の施行により、戦災を免れた西南隅櫓・東南隅櫓・西北隅櫓・表二の門の 4 棟及び旧本丸御殿障壁画 183 面 附 16 面が重要文化財に指定され、昭和 27～28 年(1952～1953)に東南隅櫓の解体修理、昭和 37～39 年(1962～1964)に西北隅櫓の解体修理が行われた。さらに昭和 30 年(1955)には、旧本丸御殿障壁画 149 面が追加指定され、同 31 年(1956)には、旧本丸御殿天井板絵 331 面 附 369 面が重要文化財に指定された。

昭和 27 年(1952)には史跡指定地一帯は特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。昭和 34 年(1959)には市民の機運の高まりにより、市制 70 周年記念事業として、大天守・小天守及び正門(榎多(えのきだ)旧江戸城蓮池門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建し、昭和 53 年(1978)には不明門の復元を行った。二之丸では、昭和 28 年(1953)に二之丸庭園の北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、昭和 42 年(1967)には名勝名古屋城二之丸庭園の一般公開を開始した。名勝指定範囲外では、戦後に旧兵舎を名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用していたが、昭和 38 年(1963)に名古屋大学が移転し、二之丸南には愛知県体育館が建設された。

愛知県体育館建設に伴い、二之丸大手二之門及び二之丸東二之門を解体撤去した後、昭和 42 年(1967)には解体後保管されていた部材をもとに二之丸大手二之門を原位置へ復原した。また、昭和 47 年(1972)には二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築し、昭和 50 年(1975)には両門とも重要文化財に指定された。昭和 48・49 年(1973・1974)には名古屋学生会館で火災が起こったため、建物を撤去して跡地を二之丸東庭園として整備し、昭和 54 年(1979)に一般公開を開始した。なお、二之丸内及び三之丸北東土塁は、昭和 52 年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。さらに平成９年(1997)には、

御深井丸(おふけまる)にある乃木倉庫が国の登録有形文化財に登録された。

平成 21 年(2009)1 月には、適切に遺構を保護したうえで、江戸時代の記録や焼失前の実測図、古写真をもとにした本丸御殿の復元整備に着手し、平成 30 年(2018)に完成、同年には全体の一般公開を開始した。平成 22 年(2010)から平成 25 年(2013)にかけて、旧二之丸東二之門の解体修理を実施し、平成 22 年から平成 27 年(2015)にかけては西南隅櫓の半解体修理を行った。また、平成 30 年(2018)には二之丸庭園の東御庭などが名勝に追加指定され、二之丸庭園全体が名勝となった。

重要文化財「旧本丸御殿障壁画・天井板絵」及び「昭和実測図」・「ガラス乾板」といった名古屋城所蔵文化財の保存・公開施設とするため、令和３年(2021)には西之丸御蔵構にあった三番蔵と四番蔵を外観復元した。

３． 文化財(建造物)の指定経緯

文化財(建造物)の指定経緯については表４に示す通りである。

表 1-4　文化財(建造物)指定の経緯

和暦	西暦	事　項
昭和４年	1929 年	古社寺保存法に代わって国宝保存法が制定される
昭和 5 年	1930 年	名古屋城城内建造物 24 棟が国宝(国宝保存法による旧国宝)に指定される
昭和 24 年	1949 年	焼失した名古屋城天守などの建造物 20 棟の国宝指定が解除される
昭和 25 年	1950 年	国宝保存法に代わる文化財保護法の施行に伴い、西北隅櫓、西南隅櫓、東南隅櫓、表二の門が国の重要文化財(建造物)に指定される
昭和 50 年	1975 年	二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門が重要文化財に指定される
平成８年	1996 年	文化財保護法の改正によって、文化財登録制度が設けられる

４．官報告示

（1） 国宝(旧国宝)指定告示　元離宮名古屋城内城郭建造物 24 棟

[文部省告示第 239 号(昭和５年(1930)12 月 13 日)]

表 1-5　告示内容

名称	構造形式		所有者	所在地
名古屋城	大天守	五層天守（地階一層）、屋根五重、第一重本瓦葺、第二重以上同瓦葺	愛知県名古屋市	愛知県名古屋市西区
	小天守	二層天守（地階一層）、屋根二重、本瓦葺		
	西南隅櫓	三層櫓、屋根二重、本瓦葺		
	東南隅櫓	三層櫓、屋根二重、本瓦葺		
	東北隅櫓	三層櫓、屋根二重、本瓦葺		
	西北隅櫓	三層櫓、屋根三重、本瓦葺		
	表一之門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺		
	表二之門	高麗門、屋根切妻造、本瓦葺		
	東一之門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺		
	東二之門	高麗門、屋根切妻造、本瓦葺		
	不明門	高麗門、屋根切妻造、本瓦葺		
	正門	櫓門、屋根入母屋造、本瓦葺		

	御殿	玄関	桁行五間、梁間五間、単層、屋根入母屋造、桟瓦葺		
		附 車寄	桁行二間、梁間一間、単層、隅木入向唐破風造、銅瓦葺		
		大廊下	桁行六間、梁間三間、単層、屋根両下、桟瓦葺		
		表書院	桁行九間、梁間八間、単層、屋根入母屋造、桟瓦葺		
		附 溜ノ間	桁行六間、梁間三間、単層、屋根四注造、桟瓦葺		
		渡廊下	桁行二間、梁間一間、単層、屋根両下、桟瓦葺		
		対面所	桁行六間、梁間六間、単層、入母屋造、桟瓦葺		
		梅之間及鶯廊下	桁行四間、梁間三間、単層、屋根両下、西方寄棟造、桟瓦葺		
		附 廊下	桁行二間、梁間一間、単層、屋根葺下、桟瓦葺		
		上洛殿	桁行九間、梁間六間、単層、屋根入母屋造、銅板本葺		
		附 雁廊下	桁行四間、梁間一間、単層、屋根両下、桟瓦葺		
		湯殿書院	桁行十間、梁間四間、突出、桁行二間、梁間二間、各単層、屋根入母屋造、桟瓦葺		
		黒木書院	桁行五間、梁間三間、単層、屋根入母屋造、桟瓦葺		
		附 朝顔廊下	桁行四間、梁間南面二間・北面一間、単層、屋根両下、桟瓦葺		
		上御膳所	桁行五間、梁間四間、単層、屋根入母屋造、桟瓦葺		
		附 廊下	桁行三間、梁間一間、単層、屋根葺下、桟瓦葺		
		下御膳所	桁行八間、梁間五間、単層、屋根入母屋造、桟瓦葺		
		柳之間及孔雀之間	桁行七間、梁間五間、単層、屋根南面入母屋造・北面切妻造、桟瓦葺		
		上台所	桁行十一間、梁間五間、単層、屋根切妻造、桟瓦葺		

（2） 重要文化財指定告示　二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門

[文部省告示第 103 号(昭和 50 年(1975)６月 23 日)]

表 1-6　告示内容

名　称	員数	構造及び形式	所有者	所在の場所
名古屋城二之丸大手二之門	一棟	高麗門、本瓦葺	国（大蔵省所管）	愛知県名古屋市中区二之丸一番地
名古屋城旧二之丸東二之門	一棟	高麗門、本瓦葺	国（大蔵省所管）	愛知県名古屋市中区本丸一番地

５．指定説明

（1） 国宝(旧国宝)指定　元離宮名古屋城内城郭建造物 24 棟

[文部省告示第 239 号(昭和５年(1930)12 月 13 日)]

名古屋城

名古屋城ハ徳川家康ガ其子義直ノタメニ經営セシモノニシテ慶長十五年二月起工前田利光(利常)毛利秀就、黒田長政、細川忠興、山内康豊(忠義)、蜂須賀至鎮、鍋嶋勝茂、加藤清正、福島正則、池田輝政、浅野幸長等ノ諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメタ　清正特ニ請フテ獨力天守ヲ築造シテ八月二十七日竣功シタ　其他ノ工事モ其前後ニ成リ翌十六年中略残工事ヲ終ツタ

本丸内ノ御殿ハ慶長十七年正月ノ頃ヨリ着手十八年表向御殿大概竣功シ十九年大奥向ノ御殿落成シ翌廿年正月城主義直此ニ居ヲ定メタ　右御殿ノ建造物ノ中黒木書院及ヒ對面所ハ清州城ヨリ移建シタモノトイハレテヰル　元和六年二月義直二ノ丸ノ新殿ニ移リ住スルニ及ヒ

悉ク大奥ノ御殿ヲ毀チ寛永年中徳川家光上洛ノ際新タニ上洛殿及上臺所ヲ増築シタ

明治六年一月名古屋ニ鎮臺ヲ置カレシヨリ同廿年十一月マテ本丸ヲ以テ司令部ニ宛テタ廿六年五月九日宮内省ノ所管トナリ名古屋離宮ト稱セラレシガ昭和五年十二月十一日全離宮ヲ挙ケテ名古屋市ニ下賜サルルコトトナツタ

今回國寶ニ指定サラレタル建造物ハ旧離宮ニ属セシ本丸ノ諸建造物及ヒ御深井丸ノ西北櫓並ヒニ西ノ丸ニアル正門ニシテ本丸ノ諸建造物ノ建築年代ハ前記ノ如ク　御深井丸ノ西北櫓ハ清州城ヨリ移築セシモノ西ノ丸ニアル正門ハ明治四十三年旧江戸城ノ蓮池門ヲ移シ建テタノデアル

要スルニ本丸ニ於ケル天守小天守を始メ諸隅櫓諸櫓門等ハ桃山時代ニ於ケル城郭建築ノ最モ発達セル代表的遺構ニシテ規模ノ宏壮建築の嚴麗現存我國城郭建築ノ稱首ト稱スベキモノデアル　又御深井丸西北櫓并ヒニ西ノ丸正門亦ソレソレ桃山時代ノ初期及ヒ江戸時代ニ於ケル此種建造物ノ形式ヲヨク代表シテヰル

現存御殿ハ専ラ表向ニ属セシモノニシテ主トシテ慶長寛永両期ノ経営ニ成リ後世多少ノ補修アレドモヨク當初ノ構造装飾ヲ保存シ桃山時代及ヒ江戸時代初期ニ於ケル最モ華麗ナル書院造ノ實例トナツテヰル

（2） 重要文化財指定　二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門

［文部省告示第 103 号(昭和 50 年(1975)6 月 23 日)］

名古屋城は慶長十五年(一六一〇)から同十八年にかけて徳川家康が子 義直のために築城したものであって、大天守等二十四棟が昭和五年国宝(旧)の指定を受けていた。その大部分は今次大戦により失われたが、西南、東南、西北の各隅櫓と表二の門は残存し、現在重要文化財となっている。二之丸の大手二之門と東二之門はこれらの指定から除外されていたものである。両門は昭和十八年二之丸内に県立体育館を建設するにあたり、一旦解体して保管されていたが、同四十七年に特別史跡の現状変更許可を得て[注一]、修理再建された。

そのさい、東二之門は本丸東二之門跡に[注二]、移建され、また大手二之門は多少地上げされている。

大手二之門は二之丸の西側、東二之門は二之丸の東側にある桝形の外門を形成していたもので、両門とも慶長創建時の遺構と思われる。高麗門、本瓦葺で、軒廻りは漆喰塗り込めとし、柱、冠木や扉などには帯鉄を打ち付けている。規模も大手二之門が本柱間四・三七メートル(一四・四尺)、東二之門が四・二六メートル(一四・〇五尺)と、ほとんど変わらない。

両門はすでに指定されている四棟と共に築城当初の一連の建物として重要である。修理再建時の取替材も少い。

※1 両門の再建については昭和四十六年六月三日付けで現状変更が許可、通知されている。
委保第四の四二五号「特別史跡名古屋城跡の現状変更(二の丸東西鉄門再建等)について工事に当っては文化庁による技術指導が行われた。
なお、一般には東二之門は東鉄門、大手二之門は西鉄門と呼ばれている。

※2 本丸の東二之門は戦前国宝に指定されていたが昭和二十年五月二十四日戦災で焼失したため同二十四年十月十三日付けで指定が解除された。正しくは五月十四日。

6. 文化財(建造物)の価値[名古屋市1]

名古屋城の文化財（建造物）に関しては個別の指定説明が存在しない。そこで本項では史料調査及び現地調査をふまえ、保存活用計画策定の前提となる櫓３棟、門３棟の文化財（建造物）としての価値を整理する。

[西南隅櫓(A01)、東南隅櫓(A02)、西北隅櫓(A03)]

（１） 意匠的価値

西南隅櫓、東南隅櫓は本丸石垣上南端東西の隅に棟方向を南北にして建つ。木造３階、角柱を用い１，２階は通し柱とし３階は床梁上に管柱を建てる。二重屋根は両櫓とも入母屋とし軒裏および妻壁を塗り籠め東南隅櫓の東面のみ軒唐破風を備える。初重屋根は庇を寄棟とし、石落し上に入母屋破風を据える。屋根はすべて本瓦を葺く。大棟両端には青銅製の鯱を載せ、棟には帯漆喰を施す。外壁は大壁とし漆喰を塗り廻し、３階窓の上下に内法長押と腰長押を漆喰塗籠で造り出す。窓は内側に塗籠の竪格子を入れ、その外に土塗戸を建てることにより塗戸を閉めた時には格子が表出しない。

西北隅櫓は御深井丸の北西隅に位置し、棟方向を南北にして建つ。木造３階、角柱を用い層塔型の架構形式を持つ。これにより、１，２階では側柱と入側柱を繋ぎ梁で繋ぎ、繋ぎ梁の上に敷いた柱踏の上に上階の側柱を建て、繋ぎ梁の鼻には出桁を置く。層塔型の架構形式によることで、上階へいくほど平面寸法を縮めやすく、１階から２階では梁行桁行共に 6.5 尺逓減し、２階から３階では同様に 9.7 尺落とす。このように各階で逓減率を変えることで軒先位置をほぼ一直線に揃え、外観意匠に安定感をもたらしている。

名古屋城には国内でも僅少な三階櫓を３棟揃え、切妻・入母屋・唐破風など多様な破風で外観を飾り、格子や狭間といった闘争的な要素を出さない端正な意匠を改変少なく維持していることは大変高い価値を有する。

（２） 技術的価値

西南隅櫓及び東南隅櫓については１、２階を同規模とし通柱で建て、その上に３階の管柱を重ねる。これに対し、西北隅櫓では通柱が無く、側柱から入側柱に掛けられた繋ぎ梁の上に柱踏を置いて上階の柱を建てる典型的な層塔型の架構形式をもつ。この様に、名古屋城では多様な架構形式が見られる。これら二つの形式の櫓が名古屋城に現存することは、城郭建築における架構形式の発展過程を知るうえで重要である。

また、西南隅櫓・東南隅櫓ともに、柱の多くは細刃の台カンナで仕上げられている。これに対し西北隅櫓では、蛤刃や平刃のチョウナ仕上げが多く転用材も利用されている。このように使用工具に変化がみられる点は木材表面仕上げ技術を知るうえで貴重である。

（３） 歴史的価値

名古屋城の三階櫓は慶長期本丸に３棟、元和期御深井丸に１棟が築造されたが、戦災により本丸の東北隅櫓１棟が焼失した。現在は築城期に創建された４棟の三階櫓のうち３棟が現存する。名古屋城築城期に創建された建造物の多くが明治６年（1873）の廃城令による撤去や明治 24 年(1891)の濃尾地震、戦災により失われた。しかし、現存する３棟の隅櫓はこれらの解体の危機を

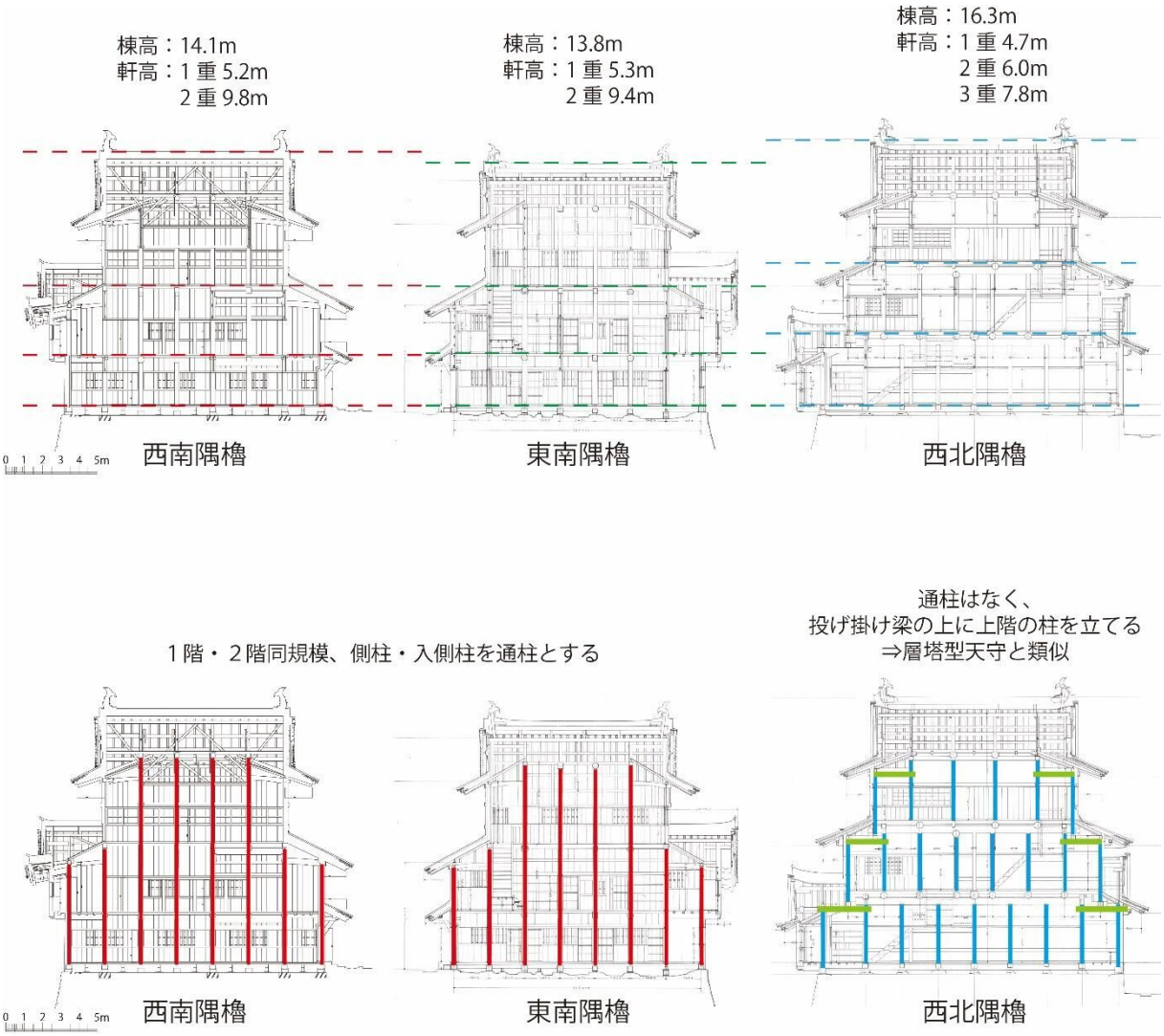

図 1-8　西南隅櫓・東南隅櫓・西北隅櫓の比較図

くぐり抜けて維持保存されており、名古屋城築城期から現存する建造物として歴史的に価値が高い。

（4）今後の調査研究における課題

今回の調査で遺構から明らかになった名古屋城の櫓における特徴的な部分のうち、今後歴史的史料の裏付けを得られることで学術的に明らかになる可能性を持つ点を挙げておく。

・本丸の東側と西側の櫓で異なる設え

西南隅櫓は３階に長押を廻らし釘隠を打ち天井を張り、軒には桔木を用いているが、これらの仕様は本丸西側に配置される小天守と同様である。また本丸東側に位置する東南隅櫓と焼失した東北隅櫓の保存図を比較すると、どちらも桔木を持たず、天井も張らず、長押もなく、３階に至っては桁行に大きな梁を掛け、本丸側の入側柱を抜く架構を持っている。

このように本丸東側に並ぶ東北隅櫓と東南隅櫓はごく質素な設えであるのに対し、西側に並ぶ西南隅櫓と小天守では、居室としての設えを持っている。その設えの違いは、機能の違いによっ

て生じていると考えられ、名古屋城の各櫓が多様な用途と格式を持つことを示すものと考えられる。

・清須城の転用である可能性

西北隅櫓は別名清須櫓とも呼ばれ、『金城温古録』(『聞惟筆乗(ぶんいひつじょう)』より引用)には「清須櫓と云ふは御城乾角の櫓をいふ。清須の小天守のよし」とあり、古くから清須城から転用したものと伝えられている。部材には他の櫓には見られない転用材を使用していることがわかる。このように清須から名古屋への遷府の清須越の際に移転された部材が現存している可能性がある。

・西北隅櫓の特殊性

西北隅櫓には他の櫓と異なる仕様が多く見られる。まず外観に関しては三重の屋根を持ち、本丸側にも破風を設けている。内部では、１、２階に敷居・鴨居の内法材が無く、内壁仕上げは漆喰塗を主としている。３階では敷居・鴨居は付くが他の櫓で付いている辺付が無い。窓廻りでは他の櫓についている敷居の敷鉄が入っていない。屋根では桔木に代わり力垂木が採用されている。柱材は他の櫓ではヒノキが主であるのに対し、西北隅櫓ではマツ・ツガ・クリといった多様な樹種を用い、転用材も多用し、仕上げもチョウナ仕上げのものが多い。

築造年は東南・西北隅櫓は天守と同様に慶長 17 年(1612)頃と考えられているのに対し、西北隅櫓は貫の墨書から元和５年(1619)と考えられており、徳川義直入城が元和 2 年(1616)であることから、西北隅櫓は尾張徳川家による築造の可能性が高い。

[表二の門(A04)、二之丸大手二之門(A05)、旧二之丸東二之門(A06)]

（１） 意匠的価値

表二の門は本丸石垣南端の東西中央よりやや東よりに本丸石垣から張り出した枡形の南虎口に位置する。棟方向を東西とし、枡形南虎口を護る高麗門である。脇戸を構えず左右対称の意匠を持つ。屋根には本瓦を葺き、腕木、出桁、軒裏を漆喰塗り籠めとする。

表二の門の意匠上特筆すべき点として、鏡柱、寄掛柱、冠木、扉等の外部に面する部材はすべて帯鉄を隙間なく張っていること。また控え柱を掘立柱とすること。門の屋根とほぼ同じ高さで附属土塀を廻らし土塀にも本瓦を葺くことで、枡形南面は一体的で堅牢な印象を与える。

二之丸大手二之門は二之丸の西側枡形の外門で、昭和 38 年(1963)に二之丸内に県立体育館を建設するにあたり、一旦解体され部材が保管されていたが、同 47 年(1972)に特別史跡の現状変更許可を得て、もとの位置に再築された。

形式は高麗門で、表二の門同様に脇戸は設けず左右対称の意匠を持ち、外部に面する鏡柱、寄掛柱、冠木、扉等の部材には帯鉄を打つ。これらの上に載る腕木、出桁、軒裏は漆喰塗り籠め、屋根には本瓦を葺く。

旧二之丸東二之門は二之丸の東側枡形の外門で、二之丸大手二之門同様に県立体育館の建設に際し解体保管され、昭和 47 年に本丸東二之門跡に移建された。その後、平成 25 年に保存修理工事が行われ現在に至る。形式は高麗門で意匠・規模も二之門大手二之門とほぼ同じである。

これら３棟の門は枡形を護る堅固な意匠で、名古屋城における慶長期の構造・意匠を伝える遺構として重要である。二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門を比較することで名古屋城における高麗門の標準的な仕様を明らかにする上でも貴重な遺構である。

（２） 技術的価値

高麗門の軸組には、鏡柱上に冠木が載り直行して腕木が載るものと、鏡柱に腕木を差し柱は棟木まで延びるものの２つの形式がみられる。慶長期に築造された高麗門の遺構はすべて前者の柱上に冠木が載る形式を取っており、重要文化財指定されている高麗門のなかで腕木を差す形式の最古のものは寛永期に築造された旧江戸城田安門となり、以降の高麗門でこの形式が多く用いられる。

名古屋城に現存する高麗門はすべて慶長期築造と考えられており、鏡柱に冠木を載せる架構を持つ。このように慶長期の高麗門が残ることで、それ以降に築造された他の高麗門と比較することで架構形式の変遷を知ることができるため重要である。

（３） 歴史的価値

国の重要文化財に指定されている高麗門一覧から、現存する高麗門の最古の例は慶長期であることがわかる。慶長期に築造された高麗門は全国で 11 棟現存し、名古屋城に３棟、姫路城６棟、旧膳所城遺構の２棟である。

名古屋城表二の門、二之丸大手二之門、旧二之門東二之門の３棟は全国に現存する高麗門では最古級の遺構であり、高麗門の形式の成立を知るうえで重要である。

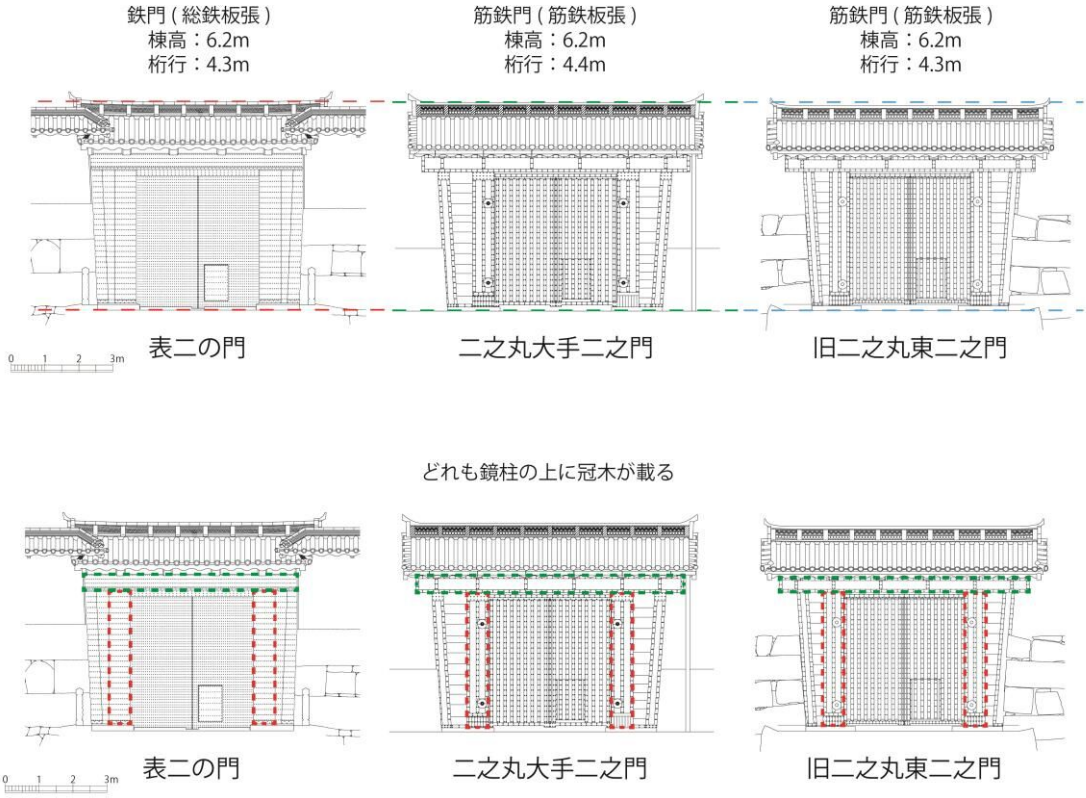

図 1-9　表二の門・二之丸大手二之門・旧二之丸東二之門の比較図

文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件→第３章へ
非現存建造物→付編へ

７．　立地環境

（１）位置・地形特性

名古屋市の地形は、中央部の洪積台地、東部の丘陵地、北・西・南部の沖積平野の３つに大別され、東に高く西に低い地勢をなすものの、おおむね平坦な地形となっている。市域東部の丘陵地域は標高 30～100m 程度であり、北東部から南の知多半島へと直線的に連なっている。中央部の洪積台地は、標高５m から 30m の極めて平坦な台地地形であり、６～９万年前に火山降灰の海底堆積物が隆起してできたといわれる。

名古屋城周辺の地形特性は、北及び西方が断崖になっており、濃尾平野の眺望が開ける絶好の佳地であるとともに、天然の要害でもあった。一方、東と南に連なる台地は、城下町の中心部を形成するのに安定した地盤が広がり、その南端には東海道と熱田湊が位置した。徳川家康が名古屋城を築くにあたっては、北及び西方の断崖を有するなど、軍事面でも好立地にあり、東西交通の要衝であることから、文化や交易の栄える都市を築くのに相応しい場所として、この地を選んだといわれる。

現在の名古屋市は東京から約 260km、大阪から約 140km の位置にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。また、歴史的にみても、江戸時代には国内の主要な街道であった東海道及び中山道、これらの脇街道として美濃路、佐屋路などが通り、さらに木曽路(上街道)、善光寺路(下街道)、飯田街道(下街道)などが通り、交通の利便性が良い立地環境にある。

名古屋城は、市域中央部の洪積台地の北西端に位置し、市の玄関口である名古屋駅、あるいは、中心街の栄(さかえ)から直線距離約 2.5km の位置にある。かつて武家屋敷や寺社が並んだ三之丸曲輪内には官庁街、名古屋城北には名城公園北園が広がり、西側には四間道(しけみち)などの町並み保存地区など下町の雰囲気を残す住宅街がある。また、築城に際して必要な物資を運搬するための運河として開削された堀川が城下町の西端を南下し、伊勢湾に注いでいる。

（２）周辺環境

名古屋城は清須越(きよすごし)によって城下町を都市ぐるみで名古屋の地へ移転したとされることから、築城とともに城下町が形成され、名古屋城周辺には関連する多くの遺構が存在している。また、近代の産業都市の形成において大きな役割を果たした近代遺構も多数点在する。これらの遺構は、名古屋城とともに名古屋の歴史を刻んできた重要な要素であり、名古屋市の歴史を後世に伝える貴重な資産であるといえる。

このため、名古屋城周辺地区、熱田地区、志段味(しだみ)地区の３箇所は、名古屋市の歴史的風致を維持すべき歴史的風致地区として、『名古屋市歴史的風致維持向上計画(平成 26 年策定)』に掲げる重点区域に設定されている(図８)。このほか名古屋城周辺地区では、古地図に見られる城下町の範囲、若宮祭・名古屋まつり等において山車の運行経路となっている範囲など、各種の町並み保存地区(白壁・主税(ちから)・撞木(しゅもく)地区、四間道(しけみち)地区)が定められている。これらの地区は、名古屋城築城に伴って新たに発展した城下町であり、築城以来歴史と文化を育んできた場所として、名古屋城に関連する文化財及び遺構が多数点在している(図９)。

このように、名古屋城は築城以来の歴史を現在に伝える上記重点地区の中心に位置づけられる。なお、名古屋城周辺地区における、文化財保護法等に基づく文化財及び景観法等に基づく都市の景観形成上重要な建築物等については表７に示す通りである(令和６年(2024)３月時点)。

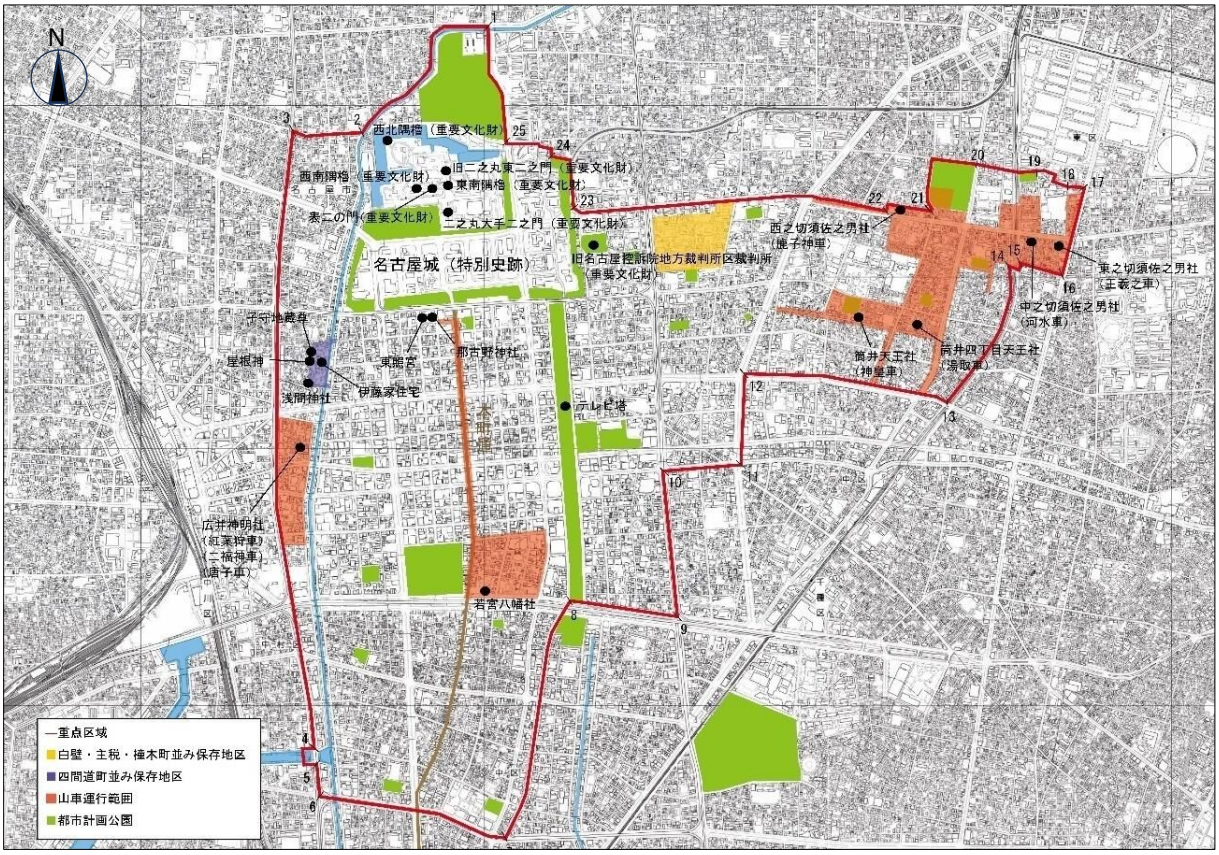

図 1-10　重点区域図(名古屋城周辺)

図 1-11　正徳 4 年(1714)尾府名古屋図(名古屋市蓬左文庫蔵)(重点区域図との重ね図)

表 1-7　名古屋城周辺地区における歴史資産

区　分	概　要	件　数
国指定文化財	文化財保護法により指定されたもの	建造物：4 件
県指定文化財	愛知県文化財保護条例に基づき指定されたもの	建造物：3 件
市指定文化財	名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例に基づき指定されたもの	建造物：6 件 無形民俗：9 件
国登録文化財	文化財保護法により登録されたもの	有　形：31 件
景観重要建造物	景観法及び名古屋市都市景観条例に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するもの	建造物：7 件
都市景観 重要建築物	名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値がある建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を指定	建造物：15 件 樹　木：3 件
認定地域 建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 2 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が認定を行ったもの	建造物：32 件
登録地域 建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 4 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が登録を行ったもの	建造物：37 件

※名古屋城内の文化財を除く

8．施設の性格及び公開状況

（1）文化財(建造物)の公開活用状況

各文化財(建造物)の公開活用状況は、表８の通りである。

表 1-8　文化財(建造物)の公開活用状況

重要文化財(建造物)		
番号	名　称	公開活用状況
A01	名古屋城西南隅櫓	外観は常時公開。内部は期間を限定して公開している(平成 30 年(2018)～)。
A02	名古屋城東南隅櫓	外観は常時公開。内部は現状非公開。　※保存活用計画・耐震診断を通して検討
A03	名古屋城西北隅櫓	外観は常時公開。内部は現状非公開。　※保存活用計画・耐震診断を通して検討
A04	名古屋城表二の門	常時公開、常時開門。
A04’	名古屋城表二の門 附属土塀	常時公開。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	常時公開、常時開門。
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	常時公開、毎日閉門。

（2）　その他施設の利用状況

文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件のうち、一般公開の用途に供する建造物の利用状況については、表９に示す通りである。

表 1-9　文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件(建造物)の利用状況

本丸		
番号	名称	利用状況
①	大天守	耐震上の問題により、平成 30 年(2018)から閉館。
②	小天守	耐震上の問題により、平成 30 年(2018)から閉館。
⑤	本丸御殿	平成 30 年(2018)に寛永期の姿を復元、常時公開。
⑥	不明門	常時公開、毎日閉門。
西之丸		
番号	名称	利用状況
㉙	西の丸御蔵城宝館	三番蔵と四番蔵の外観を再現した常設の展示収蔵施設、ミュージアムショップ、便益施設。常時公開。
㊵	正門	常時公開、毎日閉門。
御深井丸		
番号	名称	利用状況
⑳	書院	渡り廊下で結ばれた猿面望嶽(さるめんぼうがく)茶席(猿面席と澱看(よどみ)席で構成)と併せて、特別利用、期間を限定して公開。
㉒	又隠茶席	特別利用、期間を限定して公開。
㉓	織部堂	特別利用、期間を限定して公開。

（3） 土地利用状況

特別史跡名古屋城跡の大部分は、都市公園として都市計画決定された「名城公園」である。指定地内ではほぼ全域が、土塁、堀(空堀・水堀)、石垣などの城郭の縄張を形成する遺構及び広場や緑地で覆われている。特別史跡名古屋城跡のうち、本丸・西之丸・御深井丸(おふけまる)は全て有料区域内にあり、二之丸は名勝二之丸庭園などが位置する北側のみが有料区域となっている。本調査で対象とする重要文化財・登録有形文化財(建造物)のうち、二之丸大手二之門以外はすべてこの有料区域内に位置する。一方、かつて向(むこう)屋敷や二之丸御殿の一部があった二之丸南側は、昭和 39 年(1964)に愛知県体育館が建てられ現在に至っている。本調査が対象とする二之丸大手二之門は、この無料区域となっている二之丸南側の西端に位置する。

歴代藩主が公私にわたって過ごした二之丸御殿の北側には、藩主が居住した御殿の庭園としては日本一の規模を誇る名勝二之丸庭園(平成 30 年(2018)指定、面積約３万㎡)があり、市民の憩いの場となっている。一方、御深井丸東側部分には茶席庭園(面積約 2,000 ㎡、特別利用、期間を限定して公開)が整備され、茶会の他、結婚式などにも利用されている。

前述の通り、特別史跡指定範囲はほぼ全域にわたり都市公園区域となっているため、都市公園法により、公園管理者(名古屋市)以外の者が公園施設を設け、または管理する場合は許可が必要である。平成 29 年度(2017)に本市が都市公園法に基づく設置許可等を行ったもの(常設施設のみ)は、表 10 の通りである。その他イベントなどの開催時に一時的な設置等の許可を行っている。

表1-10　特別史跡名古屋城跡における設置許可等の実績(令和６年度(2024))

	施設名	用　途	申請者	許可期間	当初許可年月日
設置許可施設	事務所	理事長室・給湯室	名古屋城振興協会	令和6年(2024)4月1日～同7年(2025)3月31日	
	内苑売店(スナックコーナー・更衣室)	商品倉庫・更衣室	同上	同上	昭和34年(1959)10月1日
	レストハウス(きしめん亭)	厨房・倉庫・飲料水販売	同上	同上	
	コインロッカー(東門)	荷物預かり	同上	同上	
	飲料水自動販売機(深井丸展示館)	飲料水販売	同上	同上	
	正門総合案内所休憩所	荷物預かり・飲料水販売	同上	同上	
	二の丸休憩所	飲料水販売・倉庫・移動売店・ロッカー	同上	同上	
	写真部ブース	写真撮影	同上	同上	
	飲料水自動販売機(正門横売店)	飲料水販売	同上	同上	
	西の丸御蔵城宝館	資料展示収蔵施設・土産品販売	同上	同上	
管理許可施設	事務所	事務所	同上	同上	
	正門横売店	土産品販売	同上	同上	
	正門お休み処	無料休憩所	同上	同上	
	御深井丸展示館	郷土資料展示	同上	同上	
	内苑売店	土産品	同上	同上	昭和34年(1959)10月1日
	レストハウス(きしめん亭)	飲食	同上	同上	
	二の丸茶亭	抹茶販売	同上	同上	昭和44年(1969)10月1日
	木造倉庫	倉庫	同上	同上	平成25年(2013)1月18日
	本丸御殿ミュージアムショップ	土産品販売	㈱ノムラメディアス	令和6年(2024)4月1日～同8年(2026)9月17日	平成28年(2016)9月18日

※常設施設のみ記載

第４節　文化財(建造物)保護の経緯

１．文化財(建造物)保護の経緯

文化財(建造物)の主な改造・修理履歴については、表 11 に示す通りである。

創建年→削除

表 1-11　文化財(建造物)の改造・修理履歴

重要文化財(建造物)		
番号	名　称	改造・修理履歴
A01	名古屋城西南隅櫓	江戸中後期、揚屋を伴う修理工事(痕跡あるが記録なし)か 明治 37 年（1904）　大正　８年（1919）　部分修理か(詳細不明) 大正 10 年（1921）　石垣崩落に伴い倒壊 大正 12 年（1923）　旧材を用いて再建 平成 20 年（2008）　耐震予備診断 平成 21 年（2009）　耐震基礎診断 平成 27 年（2015）　半解体修理工事 令和　２年（2020）　床材部分補修工事 令和　５年（2023）　窓漆喰部分補修工事
A02	名古屋城東南隅櫓	宝永　６年（1709）　半解体修理工事か 宝永　７年（1710）　屋根葺き替え修理工事 寛政 11 年（1799）　屋根葺き替え修理工事 明治 43 年（1910）　屋根葺き替え修理工事 昭和 28 年（1953）　半解体修理工事 昭和 34 年（1959）　屋根葺き替え修理工事 昭和 44 年（1969）　外壁漆喰補修工事 昭和 48 年（1973）　屋根葺き替え修理工事 昭和 63 年（1988）　外壁・屋根漆喰補修工事 平成 20 年（2008）　耐震予備診断 平成 21 年（2009）　破損状況調査 平成 24 年（2012）　外壁部分補修工事 令和　２年（2020）　床材等部分補修工事
A03	名古屋城西北隅櫓	寛文　３年（1663）　元禄７年（1694）　部分修理か(詳細不明) 享和　２年（1802）　大正５年（1916）　半解体修理工事 昭和 39 年（1964）　全解体修理工事 昭和 48 年（1973）　屋根葺き替え修理工事 昭和 63 年（1988）　屋根葺き替え修理工事 平成 16 年（2004）　窓漆喰補修工事 平成 20 年（2008）　耐震予備診断 平成 21 年（2009）　破損状況調査 平成 25 年（2013）　外壁等漆喰補修工事 令和　元年（2019）　落下屋根瓦補修工事 令和　３年（2021）　屋根漆喰部分補修工事 令和　４年（2022）　漏水に伴う屋根養生
A04	名古屋城表二の門	明治 39 年（1906）　屋根葺き替え修理工事 大正　８年（1919）　部分修理か(詳細不明) 昭和 25 年（1950）　壁漆喰補修・屋根葺き替え修理工事 平成 21 年（2009）　破損状況調査 平成 22 年（2010）　耐震予備調査 平成 25 年（2013）　屋根漆喰補修工事 令和　元年（2019）　耐震診断調査・破損状況調査 ※　解体修理工事の実施記録なし
A04’	名古屋城表二の門 附属土塀	明治 39 年（1906）　木材取替え・屋根葺替え・壁漆喰塗替え修理工事 大正　８年（1919）　部分修理か(詳細不明) 昭和 25 年（1950）　壁漆喰修繕・屋根瓦補修・瓦漆喰塗替え修理工事 昭和 48 年（1973）　屋根部分修理・部分修理工事

		平成 24 年（2012） 屋根漆喰補修・控柱取替え修理工事 令和 ５年（2023） 屋根部分修理工事
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	昭和 38 年（1963） 愛知県体育館建設に伴って解体撤去 昭和 42 年（1967） 解体保管材を用いて旧位置に再建 平成 21 年（2009） 破損状況調査 平成 26 年（2014） 耐震基礎診断 平成 30 年（2018） 屋根漆喰補修工事
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	寛保 ３年（1743） 屋根葺き替え修理工事 昭和 38 年（1963） 愛知県体育館建設に伴って解体撤去 昭和 47 年（1972） 解体保管材を用いて現位置に移設再建 平成 21 年（2009） 破損状況調査 平成 25 年（2013） 全解体修理工事

２． 文化財(建造物)における補助事業

文化財(建造物)における昭和 25 年(1950)以降に実施した保存事業(建造物保存修理･耐震診断、防災設備等)のうち保存修理・耐震診断に係る補助事業は表 12 に示した通りである。防災設備に関しては単費と補助事業を合わせて表 13 のように整理した。

表1-12　文化財(建造物)の保存修理・耐震診断に係る補助事業

番号	名　称	完了事業年度	事業内容及び開始年度
A01	名古屋城西南隅櫓	平成20年度(2008)	耐震診断
		平成26年度(2014)	半解体修理(平成22年度(2010)～)
A02	名古屋城東南隅櫓	昭和28年度(1953)	全解体修理(昭和26年度(1951)～)
		未定	耐震診断(令和６年度(2024)～)
A03	名古屋城西北隅櫓	昭和38年度(1963)	全解体修理(昭和36年度(1961)～)
		未定	耐震診断(令和６年度(2024)～)
A04 A04’	名古屋城表二の門 名古屋城表二の門 附属土塀	令和元年度(2019)	耐震診断
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	平成25年度(2013)	耐震診断
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	平成24年度(2012)	全解体修理(平成22年度(2010)～)

表1-13　文化財(建造物)の防災設備に係る事業

種別	事業年度	場所	事業内容	事業区分
自動火災報知設備	昭和44年(1969)	西南隅櫓・東南隅櫓・ 西北隅櫓・表二の門	差動分布型空気管式感知器・煙感知器　設置	単
	平成８年(1996)	西北隅櫓	差動分布型空気管式感知器　更新	単
	平成26年(2014)	西南隅櫓	差動分布型空気管式感知器・煙感知器　更新	補
	平成28年(2016)	東南隅櫓・西北隅櫓	差動分布型空気管式感知器　更新	単
	平成30年(2018)	西南隅櫓・西北隅櫓	自火報設備　改修 避難誘導灯　設置	単
		東南隅櫓	熱感知器　更新	単

	令和元年(2019)	東南隅櫓	自火報設備　改修 避難誘導灯　設置	単
消防設備	平成30年(2018)	西南隅櫓・東南隅櫓・西北隅櫓	パッケージ型消火設備設置(１階、２階)	単
避雷設備	平成26年(2014)	西南隅櫓	避雷針　改修	補
	昭和39年(1964)	西北隅櫓	避雷針　改修	補
	平成26年(2014)	西南隅櫓	避雷針　改修	補

第５節　保護の現状と課題

１．保存の現状と課題

（１）保存管理

これまで文化財(建造物)については、必要に応じて保存修理や維持管理における小修理を実施し、定期的に破損状況調査を行いながら保存に努めてきた。今後、より良い保存管理を行っていくためには、対象となる文化財(建造物)の価値の所在をふまえたうえで保護の方針を定め、維持管理及び修理事業を実施していく必要がある。これには、３D・XR・BIM(Building Information Modeling)等の最新技術を積極的に取り入れ、維持管理や修理計画に活かしていくことが求められる。

（２）環境保全

これまで特別史跡名古屋城跡の指定範囲の中では、文化財(建造物)の保護または管理運営上の観点から城内の植栽及び観覧環境を保全・整備してきた。今後、文化財(建造物)の保存管理に影響を与える環境的要因をより良く管理していくためには計画区域を適切に設定し、文化財(建造物)と一体となって価値を有する城内の歴史的要素及び植栽環境について適切な保全方針を定める必要がある。これには、来訪者等の安全確保を最優先としながら、状況に応じた保全策を講じていくことも含まれる。

（３）防災対策

これまで「名古屋城消防計画」に基づき、城内の防火・防犯対策を行ってきた。文化財(建造物)を災害から守り、来訪者の安全性を確保するためには、地震、強風、落雷等の自然災害や放火等の人的被害の想定を行いながら、効果的な防災対策を進めていく必要がある。特に観覧経路にある建造物で、耐震診断が未実施のものや破損が進行中のものについては経過観察が必要であり、将来的な安定性の確保が求められる。

２．活用の現状と課題

（１）公開活用に向けた協働

これまで文化財(建造物)である櫓３棟及び乃木倉庫において、期間限定の一般公開あるいはイベント等による活用を実施してきた。今後、文化財(建造物)をより魅力的に活用していくためにも、本計画で設定する計画区域内において公開活用の基本方針を明確に示す必要がある。特に城内では木造天守の復元等をはじめとする複数の事業が並行して進行中であること、また、名勝庭園の整備等の新規事業が断続的に立ち上がることを鑑みて、関係者間における円滑な意思疎通に留意しつつ事業を進めていくことが肝要である(表 14)。

（２）バリアフリー・ユニバーサル対応

櫓の内部階段には手摺の設置等により可能な範囲でバリアフリー対策を行っているが、階段が狭く、急勾配であることから、一般公開に際しては適切な人数の案内係を配置する、あるいは観覧者の人数を制限する等、ソフト面を含めた安全対策も重要である。また、ドローンによる映像や VR、音声ガイド、触れる展示模型等を活用し、社会包摂的な公開活用の在り方を検討していく必要がある。

（３）インバウンド対策

現在ボランティアガイドによる英語の定期ガイドを実施しているが、近年増加する訪日外国人観光客に向けて、より充実した多言語解説が求められる。本丸御殿ではすでに４か国語(日・中・英・韓)による音声ガイドが導入されているものの、城内全体あるいは文化財(建造物)に関しては未整備のままである。今後さらにアプリ等を利用した多言語解説を進めていく必要がある。

表1-14　特別史跡名古屋城内における主な事業内容

	事業名	実施期間	備考
文化財(建造物)	表二の門・附属土塀修理工事	令和元年度(2019)～	
	事業概要		
	表二の門・附属土塀を対象に大規模修理工事を実施し、合わせて附属土塀背面の雁木を復元整備する。		
	事業名	実施期間	備考
	東南隅櫓・西北隅櫓耐震診断	令和６年度(2024)～	診断結果により検討
	事業概要		
	大規模修理工事から年月が経つ東南隅櫓・西北隅櫓を対象に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を実施する。		
特別史跡	事業名	実施期間	備考
	名古屋城天守閣整備事業	平成27年度(2015)～	未定
	事業概要		
	設備の老朽化や耐震性の確保が必要な再建天守閣を史実に忠実なかたちで木造復元する。		
名勝	事業名	実施期間	備考
	二之丸庭園整備工事(第２次)	未定	未定
	事業概要		
	名勝二之丸庭園のうち東御庭を往時の姿に整備する。		

第６節　計画の概要

１．計画区域の設定

計画区域は、特別史跡名古屋城跡として指定を受けている範囲のうち、文部科学省、財務省、名古屋市が所有する敷地にあり、有料区域として名古屋市が管理する区域及び二之丸大手二之門(桝形内)とする(図 10)。

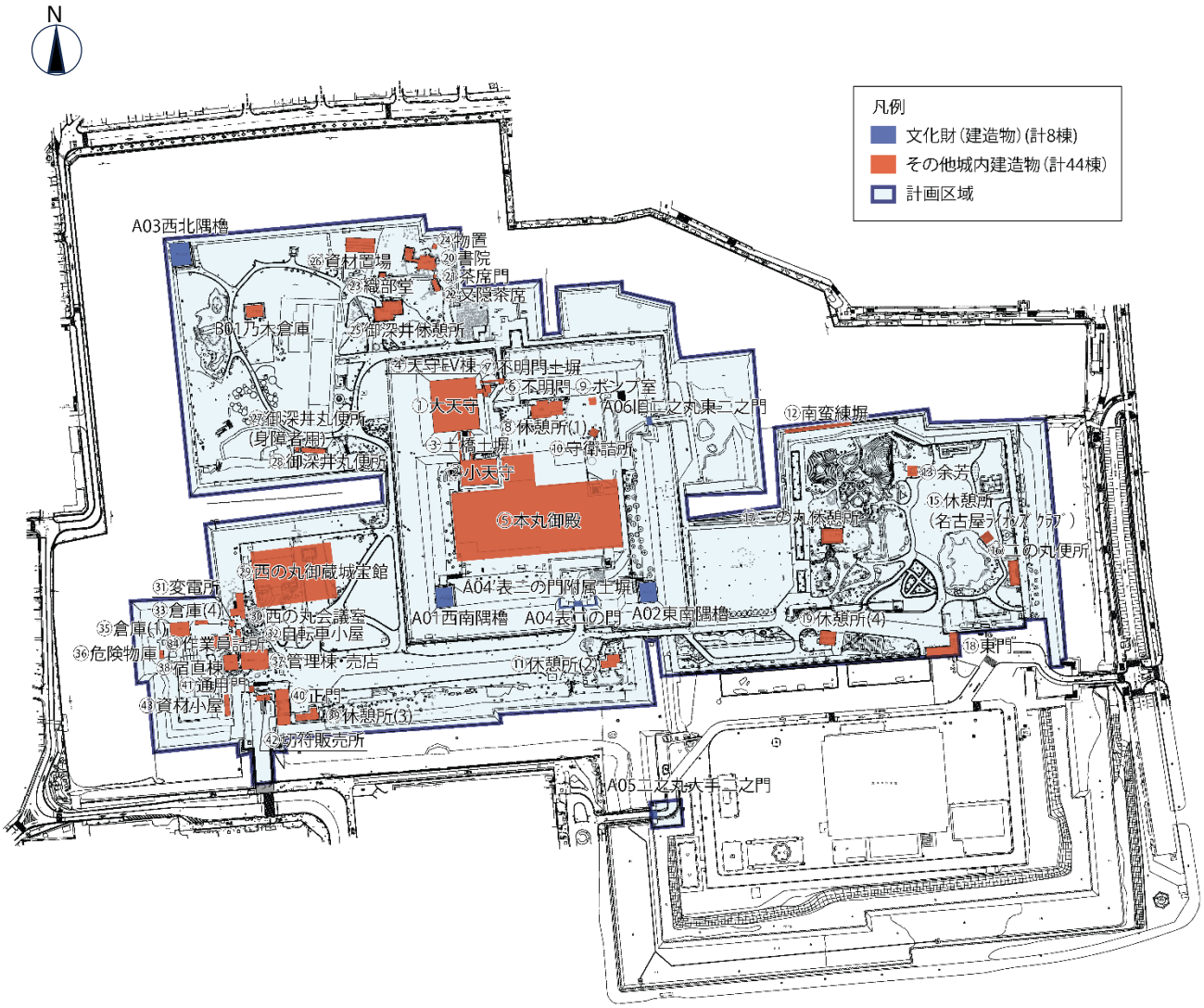

図 1-12　計画区域図

２． 計画の目的

名古屋城は慶長 15 年(1610)に尾張徳川家の居城として築城され、明治時代以降は様々な改変を受けたが、昭和４年(1929)に城内建造物 24 棟が旧国宝に指定された。第二次世界大戦の空襲によって多くが焼失したが、現存する文化財(建造物)は今も往時の姿を伝えている。その一方で、城内では本丸御殿復元整備、二之丸庭園整備、木造天守復元整備など大規模な整備事業が進められている。こうした特別史跡全体での本質的価値の向上及び理解促進の取り組みとともに、文化財(建造物)は近世城郭としての文化財的な価値を損なうことなく確実な保存･活用を行い、地域を代表する文化財として後世へ継承していく必要がある。

そこで、文化財(建造物)の価値を整理し明示するとともに、保存の観点では名古屋城全域で文化財(建造物)を災害から守るための防災対策、活用の観点では多様な来城者への対応に重点を置き、それぞれの現状と課題を把握したうえで保存・活用の今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。

３． 計画の基本方針

本計画は、「重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について(通知)」(平成 11(1999)年３月 24 日文化庁文化財保護部長通知)及び別紙「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」に従い、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続を定める。

本計画では、「愛知県文化財保存活用大綱」や「名古屋市文化財保存活用地域計画」を上位計画として、名古屋城の文化財(建造物)に関する保存活用を重点的に取り扱う。また、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」･「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書」･「名古屋市歴史的風致維持向上計画(第２期)」、その他名古屋市が策定した各種計画との整合性を考慮しながら策定する。

また、保存管理・防災対策・公開活用の３つの視点から以下の基本方針を定める。

（１） 保存管理

重要文化財(建造物)の価値を損なうことなく確実に後世へ継承していくため、現状を詳細に把握し、持続可能なメンテナンスを行う。日常的な点検のワークフローを作成し、定期的な保存修理が適切な時期・内容で実施できるように計画する。新たなデジタル技術等を積極的に取り入れつつ、学術的な調査研究を継続して行い、文化財的価値や本質的価値の向上を図る。

（２） 防災対策

重要文化財(建造物)で想定される災害が発生した際に、被害が最小限に抑えられるように名古屋城全域で一体的な防災の設備・管理方法・管理体制を構築し、来城者の安全確保を万全なものとする。

（３） 公開活用

多くの人が訪れる観光地として、多様な来城者が重要文化財(建造物)の価値を最大限享受できるよう社会包摂的な公開活用方法を計画する。地域を代表する文化財として市民が継承してきた意義を地域のなかで積極的に発信するとともに、訪日外国人観光客に対しても価値を適切に共有することで名古屋城の国際的な魅力向上を図る。

4. 計画の概要

保存活用の基本方針(図 11・12)をもとに各計画の策定を進める。

(1) 保存管理計画

対象となる文化財(建造物)における価値の所在を確認したうえで、文化財(建造物)としてふさわしい部分・部位の設定を行い、今後の保存管理方針を定める。また、現在の保存状況を踏まえて、今後の管理計画及び修理計画を策定する。

(2) 環境保全計画

計画区域を適切に設定し、文化財(建造物)と一体となって価値を有する城内の歴史的環境について、適切な保全方針を定める。また、文化財(建造物)以外の建造物、石垣、土塁、樹木、外部保護柵、雨水排水施設、虫・獣害対策については、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」との整合性を図りながら整備計画等を策定する。

(3) 防災計画

防火管理区域を適切に設定し、区域内の建造物の燃焼特性及び現在の防火・防犯の状況を把握したうえで、防火対策、防犯対策、地震対策、耐風対策、水害対策を検討する。これには、被害の想定を行いながら「名古屋城消防計画」との整合性を図りつつ防災計画を策定する。

(4) 公開活用計画

文化財(建造物)の価値を損なうことなく適切な公開・活用を進めるに当たり、関連する計画または事項を整理したうえで、今後の公開活用の基本方針を定める。これには、城内の文化財(建造物)のみならず、名古屋城を中心として形成された歴史的風致地区全体の公開活用に配慮した基本方針を示す。また、これらを実施するための課題を抽出し、適切な公開活用を行うための留意事項を記載する。

(5) 保護にかかる諸手続

文化財保護法及び関連法令に基づく必要な手続及び本計画の改正について記載する。

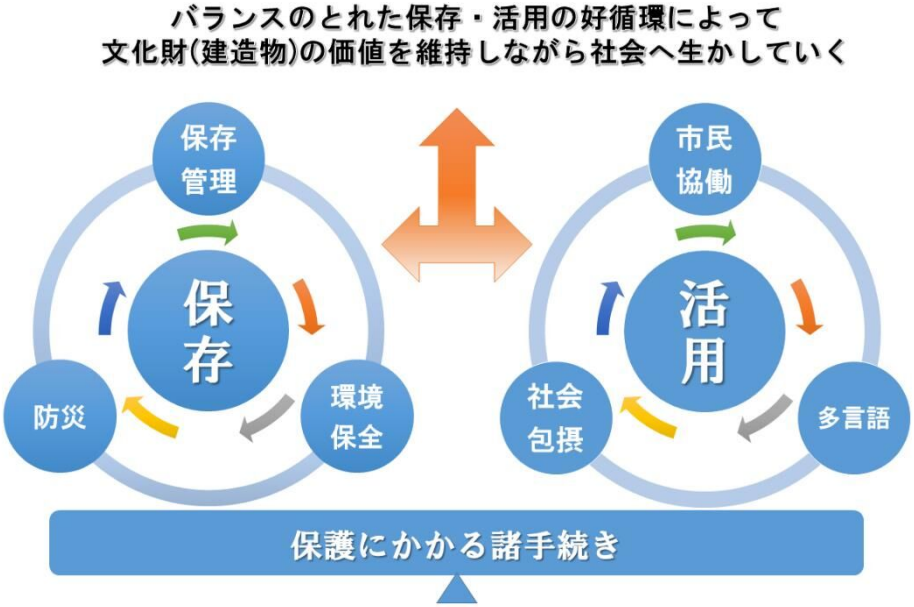

図 1-13　保存活用における基本方針

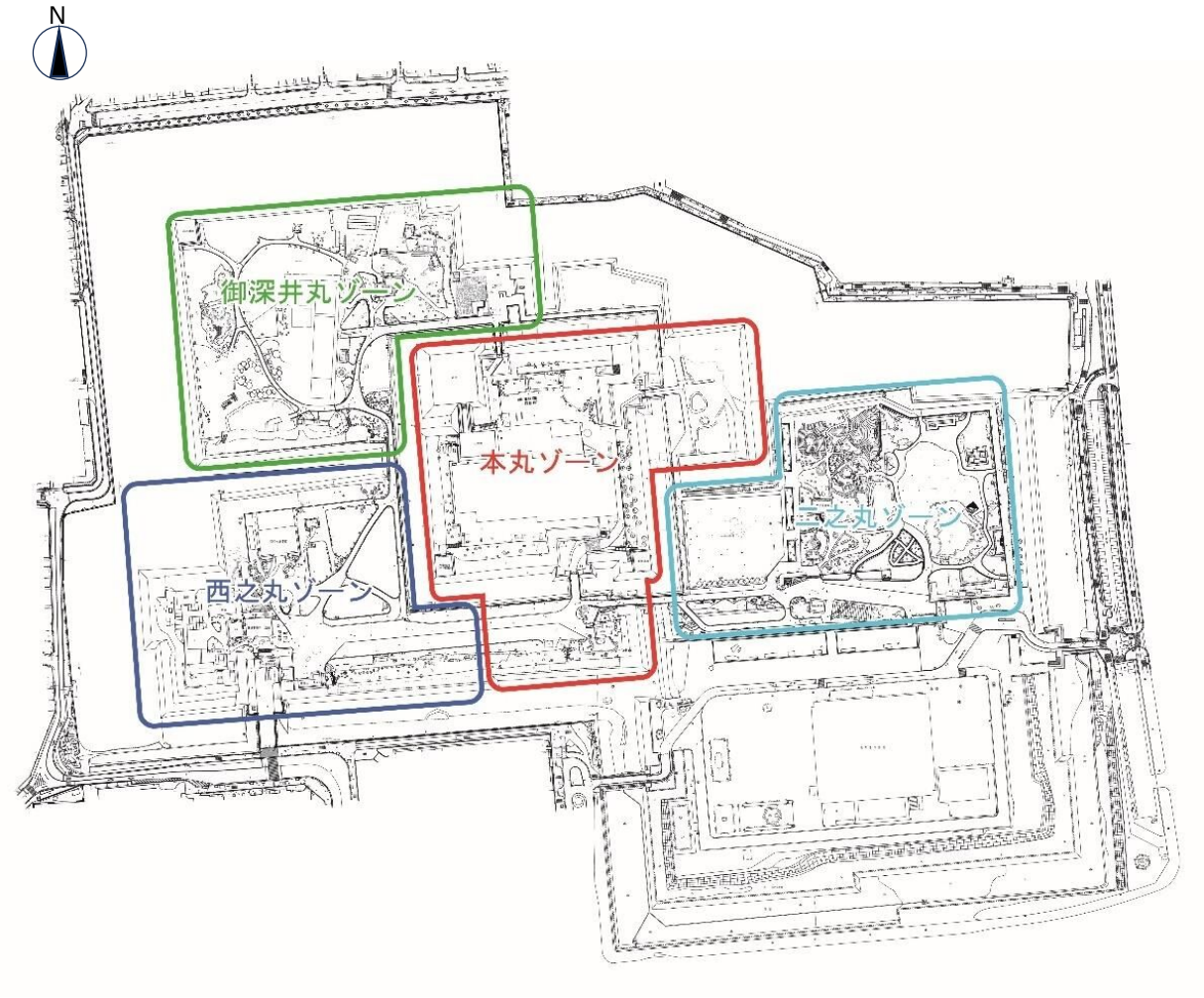

図 1-14　開活用基本方針のゾーン区分

本 丸 ゾ ー ン：名古屋城における文化財・活用のランドマークとして、近世城郭の歴史的景観を体感できるゾーン

二 之 丸 ゾ ー ン：庭園と茶室を通して殿さまの御庭の姿を学び、四季折々の美しさを見ることができるゾーン

西 之 丸 ゾ ー ン：名古屋城の正面玄関として来城者をもてなし、運営管理の拠点となるゾーン

御深井丸ゾーン：緑豊かな空間のなかで名古屋城の歴史的な移り変わりが感じられるゾーン

5. 計画策定に係る検討会議

名古屋市では、有識者会議として全体整備検討会議を設置している。その中に「建造物部会」等の各部会があり、そこで意見聴取しながら整備及び運営に関する専門的かつ具体的な検討を行っている(図 13)。全体整備検討会議には、各部会の構成員等が出席し、部会における協議内容等を報告のうえ、名古屋城全体として、一体的な整備及び運営を進められるよう、調整を行っている。

本計画の策定にあたっては、令和６年度(2024)より建造物部会で検討することとし、オブザーバーをさらに加えて検討を行った(表 15・16)。

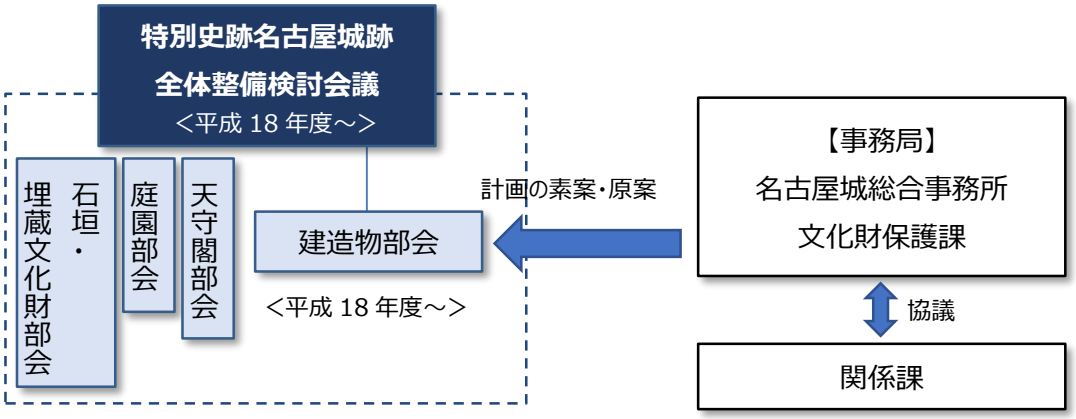

図 1-15　計画の検討体制

表 1-15　特別史跡全体整備検討会議 建造物部会の体制

■構成員

氏　名	所　属	備　考
小濱　芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口　正人	名古屋市立大学大学院教授	副座長
小松　義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣　篤	愛知工業大学准教授	
麓　　和善	名古屋工業大学名誉教授	

■オブザーバー

氏　名	所　属
井川　博文	文化庁文化資源活用課文化財調査官
森山　修治	日本大学非常勤講師・元日本大学教授
浅岡　宏司	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主査

■事務局

	所　属
名古屋市	観光文化交流局名古屋城総合事務所
	教育委員会生涯学習部文化財保護課

表 1-16　保存活用計画策定の検討経過

区分	開催日	議　題	出席者
第１回	令和６年 ９月 18 日	第１章 計画の概要 第２章 保存管理計画（保存管理の現状・保護の方針）	○構成員 小濱　芳朗　名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口　正人　名古屋市立大学大学院教授(副座長) 小松　義典　名古屋工業大学大学院准教授 野々垣　篤　愛知工業大学准教授 麓　　和善　名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川　博文　文化庁文化資源活用課〈オンライン参加〉 森山　修治　日本大学非常勤講師・元日本大学教授 川野　真央　愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事
第２回	令和７年 １月 31 日	第１章 計画の概要、 第２章 保存管理計画（保存管理の現状・保護の方針）の修正 第３章 環境保全計画	○構成員 小濱　芳朗　名古屋市立大学名誉教授(座長) 溝口　正人　名古屋市立大学大学院教授(副座長) 小松　義典　名古屋工業大学大学院准教授 野々垣　篤　愛知工業大学准教授 麓　　和善　名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川　博文　文化庁文化資源活用課〈オンライン参加〉
第３回			
第４回			
第５回			

第2章

保存管理計画

第１節　保存管理の現状
第２節　保護の方針
第３節　管理計画
第４節　修理計画

第2章 保存管理計画

第1節　保存管理の現状

1．現在の保存状況

各文化財（建造物）の保存状況について目視の範囲で確認し、表 2-1 のように整理した。

表 2-1　文化財(建造物)の保存状況

重要文化財(建造物)			
番号	名称	部位	保存状況
A01	名古屋城西南隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。束石は目視による確認不可。
		軸部	・漏水痕、虫害は見られるが良好に保存されている。
		組物	・わずかなクラックは見られるが良好に保存されている。
		軒回り	・良好に保存されている。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		造作	・良好に保存されている。
		錺金具	・漏水痕は見られるが良好に保存されている。
A02	名古屋城東南隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。束石は目視による確認不可。
		軸部	・漏水痕、虫害、腐朽が見られる。
		壁	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		軒回り	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・瓦の脱落、植物定着が見られる。
		造作	・建具の開閉困難箇所が見られる。
A03	名古屋城西北隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。束石は目視による確認不可。
		軸部	・著しい漏水が見られる。
		壁	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		軒回り	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・瓦のズレ、脱落が見られる。
		造作	・建具の開閉困難箇所が見られる。
A04	名古屋城表二の門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・金属被覆により確認できない。
		壁	・金属被覆により確認できない。
		軒回り	・漆喰剥離が見られる。
		屋根	・瓦のズレが見られる。
		金具	・腐食が見られる。
A04’	名古屋城表二の門 附属土塀	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・貫の腐朽、控え柱の腐朽・くさびの欠失が見られる。土壁により被覆されているため、その他の軸部は確認できない。
		壁	・漆喰剥離、汚損が見られる。
		軒回り	・軒先の傾斜、漆喰剥離が見られる。
		屋根	・冠瓦・軒丸瓦の欠失、面戸の漆喰剥離が見られる。入隅に雑草が繁殖している。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・わずかに腐朽は見られるが良好に保存されている。
		壁	・良好に保存されている。

		軒回り	・クラックはあるが概ね良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		金具	・腐食が見られる。
A06	名古屋城旧二之丸東二之門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・良好に保存されている。
		壁	・良好に保存されている。
		軒回り	・良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		金具	・わずかに鋲の欠損が見られるが良好に保存されている。
登録有形文化財(建造物)			
番号	名称	部位	保存状況
B01	乃木倉庫	基礎	・凝灰岩の表面剥離が著しい。床下の煉瓦基礎は目視による確認不可。
		壁体	・仕上げ材により隠蔽されているため目視による確認不可。
		外壁	・妻壁より下側がセメント系吹付に改変されている。
		下屋	・庇、縁台が撤去されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		軒回り	・銅製の軒樋と鮟鱇が一部残存する。竪樋は塩ビ製に置換されている。
		軸部	・床組みは目視による確認不可。
		床	・摩耗がみとめられるものの良好に保存されている。
		内壁	・摩耗がみとめられるものの良好に保存されている。
		小屋組	・戦災により一部の部材に欠損がみられるものの良好に保存されている。
		建具	・正面入口の片引戸が欠失している。
		金具	・窓金物では一部欠失・破損がみられるものの良好に保存されている。

2. 頻度の高いき損

文化財（建造物）における現状で頻度の高いき損を表 2-2 に示す（写真 2-1 から 2-16）。

表 2-2　文化財(建造物)における現状で頻度の高いき損

重要文化財(建造物)		
番号	名称	内容
A01	名古屋城西南隅櫓	壁の汚損、クラック
A02	名古屋城東南隅櫓	壁の漆喰・塗土剥離、瓦のズレ・脱落、屋根の植物定着
A03	名古屋城西北隅櫓	壁の漆喰・塗土剥離、瓦のズレ・脱落
A04	名古屋城表二の門	漆喰剥離、金属腐食
A04’	名古屋城表二の門附属土塀	壁の漆喰剥離・汚損、控え柱の腐朽、屋根瓦の欠失
A05	名古屋城二之丸大手二之門	漆喰クラック、金属腐食
A06	名古屋城旧二之丸東二之門	鋲の欠損
登録有形文化財(建造物)		
番号	名称	
B01	乃木倉庫	付柱の腐朽、軒樋・竪樋の欠失・折損、鮟鱇の孔食、竪樋周り・腰壁上部の汚損、腰壁部分の苔付着、窓周りの雨だれ、凝灰岩の表層剥離、換気グリルの欠失、建具金物の破損・脱落

写真 2-1【西南隅櫓（A01)】裏甲汚損

写真 2-2【西南隅櫓（A01)】壁クラック

写真 2-3【東南隅櫓（A02)】漆喰、塗土剥離

写真 2-4【東南隅櫓（A02)】植物定着

写真 2-5【西北隅櫓（A03)】漆喰、塗土剥離

写真 2-6【西北隅櫓（A03)】瓦の脱落

写真 2-7【表二の門（A04)】漆喰剥離

写真 2-8【表二の門（A04)】金属腐食

写真 2-9【表二の門附属土塀（A04')】屋根瓦欠失

写真 2-10【表二の門附属土塀（A04')】控え柱腐朽

写真 2-11【二之丸大手二之門（A04)】柱脚腐朽

写真 2-12【二之丸大手二之門（A04)】金属腐食

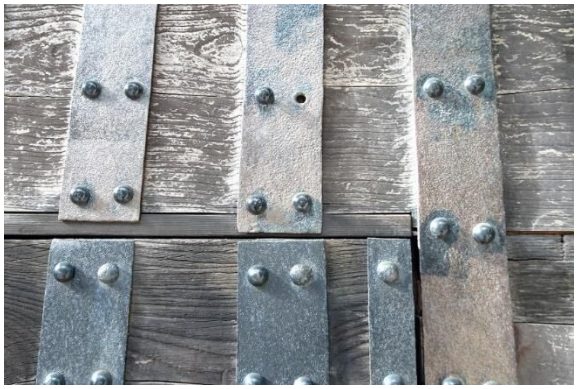

写真 2-13【旧二之丸東二之門（A04)】鋲の欠損

写真 2-14【旧二之丸東二之門（A04)】鋲の欠損

写真 2-15【乃木倉庫（B01)】鮟鱇孔食竪樋周り汚損

写真 2-16【乃木倉庫（B01)】付柱腐朽、凝灰岩剥離

３． 管理状況

文化財（建造物）の管理状況は以下の通りである。

（１）文化財（建造物）内外の清掃

文化財（建造物）内部の公開部分の清掃は各建造物で年 1 回程度行っている。外部では樹木が近接する建造物の屋根に落葉の堆積がみられ、状況に応じた清掃が必要である。

（２）物品の整理整頓

文化財（建造物）内部に公開時に使用するための物品や備品等が置かれている箇所がある。また、非公開部分に保管材や備品等が置かれている。防火管理や避難誘導等に支障がないよう常に整理整頓が必要である。

（３）日照及び通風の確保

文化財（建造物）によっては日照や通風が十分に確保されていない。文化財（建造物）の健全な状態を維持するためにも定期的に開口部を開けて換気を行う必要がある。

４． 保存管理上の問題点

文化財（建造物）における保存管理上の問題点については以下の通りである。

（１）経年劣化による問題点

【櫓】

文化財（建造物）は創建以来、数度の修理を受けているが、大規模な修理工事から 50 年以上が経過している櫓については、石垣上に建つ柱と土質面に建つ柱の沈下量が異なることによって柱に傾斜や不陸が生じている。

外部では壁や軒廻りの漆喰にクラックが生じ、そこからの雨水の侵入によって剥離している箇所が散見される。屋根の谷部に堆積した落ち葉や瓦の葺き土を培土とし植物が定着している箇所があり、植物の根による木部の浸食が予想される。

内部では屋根瓦の脱落やズレによる屋根面からの漏水によって、木部が腐朽している箇所や、窓敷居に溜まった雨水が敷居から取付く柱に侵入し漏水、腐朽に及んでいる箇所も多い。

【門】

漆喰塗や金属被覆により軸部の状況を確認しにくい状況であるが、一部木部の腐朽が確認される。屋根瓦のズレが見られ雨水が浸入している可能性がある。漆喰塗の部分にはクラックや剥離が生じ、木部を被覆する金属は腐食が目立つ。

これらの経年劣化は小修理や維持修理で良好な状態を取り戻すことができる部分もあるが、柱の傾斜や不陸のように根本修理に頼らざるを得ない劣化も見られる。

（２）周辺植物による問題点

文化財（建造物）周囲の植物の成長によって、屋根に落葉の堆積や枝の落下や倒木による破損が起こる危険性がある。また石垣から延びる蔦植物によって壁面の汚損や、避雷針のケーブルに蔓が巻き付いている。これらの問題を回避するために、周辺植物の定期的な管理が必要である。

（３）動物による問題点

調査では小動物による問題は見られなかったが、虫害による木部の破損がみられた。現在では進行している破損とは考えにくいが、経過を観察し虫害の進行が見られる場合は適切な処理を行うべきである。

（4）周辺環境による問題点

一部の基礎及び外壁の破損は、雨落ち部からの雨水の跳ねあがりが原因として考えられることから、雨水が雨落ち部から跳ねあがらないよう雨水処理の適切な管理が求められる。

第２節　保護の方針

文化財（建造物）８棟について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

１．部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観（各面毎）または各室を単位として、表 2-3 に示す標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

本計画が対象とする文化財（建造物）すべての屋根、壁面及び各室は文化財として高い価値を有するため、すべての部分を「保存部分」とし、部分設定の図を省略する。

表 2-3　「部分」と「部位」の区分について

	保存部分 文化財としての価値を特に有する部分 （主に基準１・２）	保全部分 建築体としての維持及び保全が必要とされる部分 （主に基準３・４）	その他部分 活用又は安全向上のための改修を行う部分 （主に基準４）
基準１ 材料自体の保存を行う部位	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主要な構造に係る部位 ・復原的に整備した部位で形状･意匠･材質等を保存する部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造に係る部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造に係る部位
基準２ 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 ・材料自体に本質的価値はないが、近代以降の補強材等で主要な構造に係る部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
基準３ 主たる形状及び色彩を保存する部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位 ・公開部分で耐震、防災、活用等のために維持・更新または復原的整備が必要な部位	・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位
基準４ 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 ・非公開部分で耐震、防災、管理運営上、維持または更新が必要な部位

2. 部位の設定と保護の方針

「部位」とは、一連の部材等（壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で「部分」を構成する。表 2-4 に示す標準区分に準拠して「部位」の区分を基準１～４に設定し、部位毎に保護の方針を定める。各文化財（建造物）における部位の基準設定については、図 2-1 から 2-16 に示す通りである。

ただし、今後の修理または調査により、部材の年代及び変遷が明らかになった場合には、学識経験者等によって構成される委員会での協議をふまえて、当該部材の基準の設定及び保護の方針を見直す。

表 2-4　「部位」の区分について

基準	内容	具体的な部位
基準１	材料自体の保存を行う部位	主要な構造に係る部材・当初部材： 基礎・石階・床組・軸部・床板・壁下地・壁板・小屋組・軒回り・妻飾・屋根瓦・鯱・雑作・階段・建具・金物類 復原的に整備した部位で形状・意匠・材質等を保存する部位： 建具、建具金具
基準２	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	保存部分で定期的に補修や更新が必要な部位： 漆喰塗り、障子、谷樋板金、野地板、銅製雨樋、犬走・側溝モルタル仕上げ 材料自体に本質的価値はないが、近代以降の補強材等で主要な構造に係る部位： コンクリート基礎、補強材、軸組金具、補強材金具等
基準３	主たる形状及び色彩を保存する部位	公開部分で耐震、防災、活用等のために維持・更新または復原的整備が必要な部位： （見えがかり）構造補強材、防災設備、電気・照明設備等 （後補）塩ビ製雨樋・雨落ち・側溝、セメント系吹付、階段手摺、養生材等
基準４	修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	非公開部分で耐震、防災設備、電気・照明設備、管理運営等上、維持または更新が必要な部位： （見え隠れ）構造補強材、防災設備、電気・照明設備、雨水排水等 （後補）養生柵

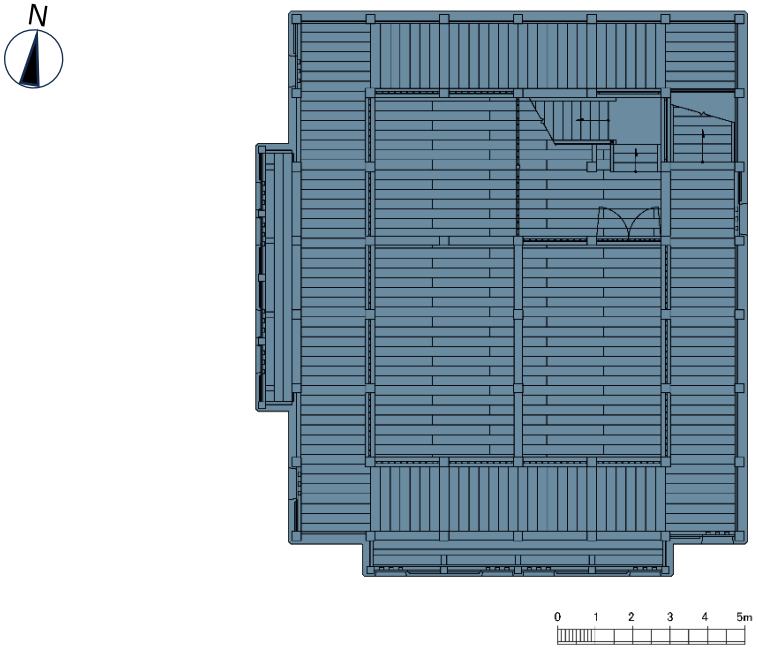

2 階平面図

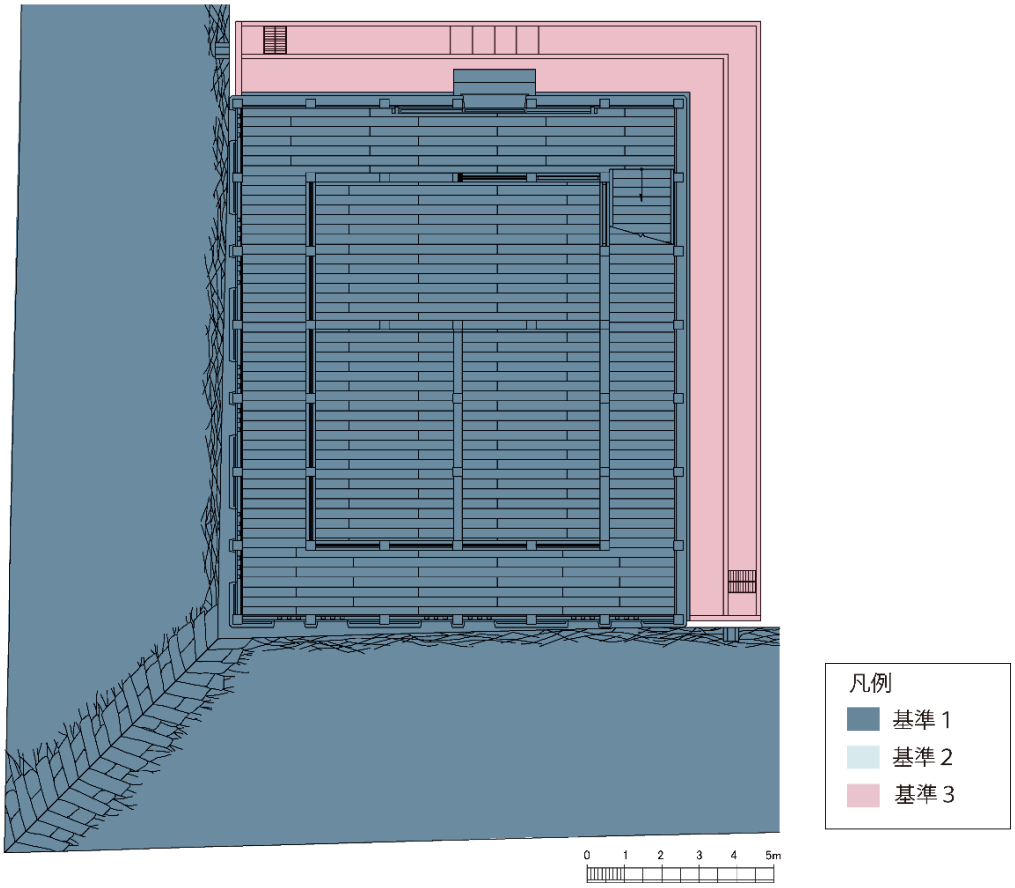

1 階平面図

図 2-1　部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）1･2 階平面図】

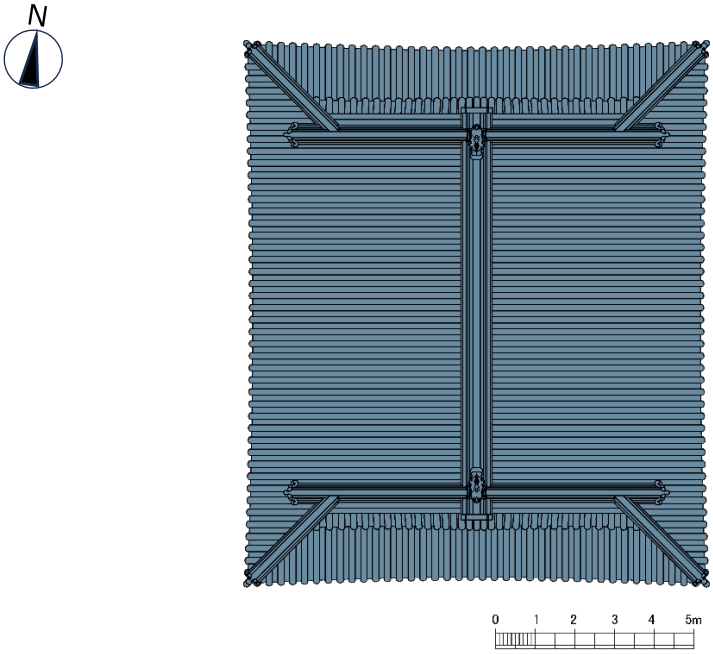

屋根伏図

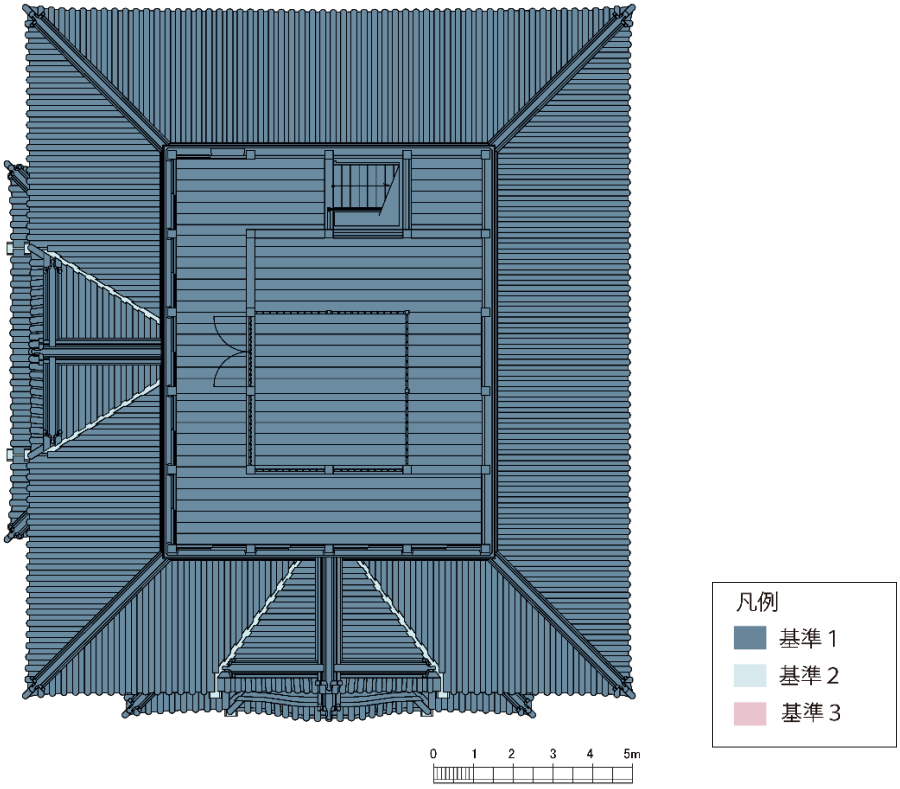

3 階平面図

図 2-2　部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）3 階平面図・屋根伏図】

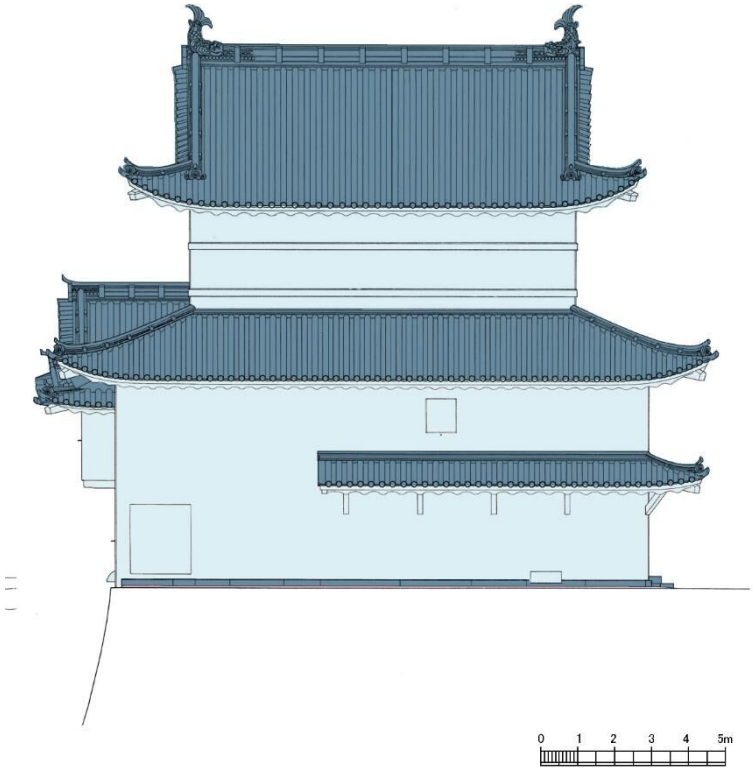

東立面図

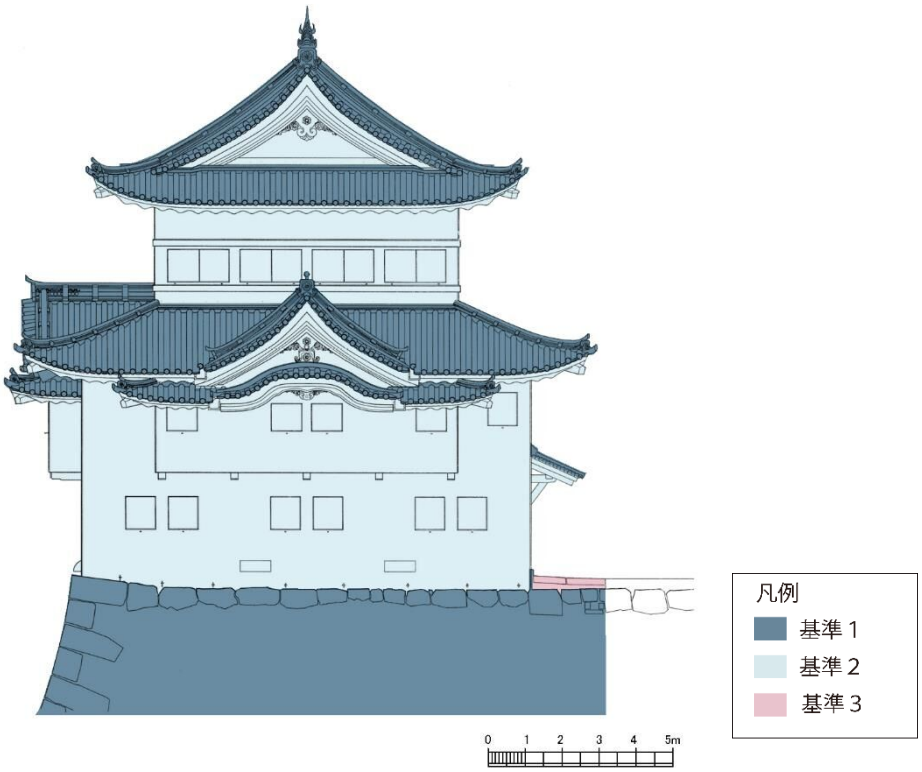

南立面図

図 2-3　部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）東・南立面図】

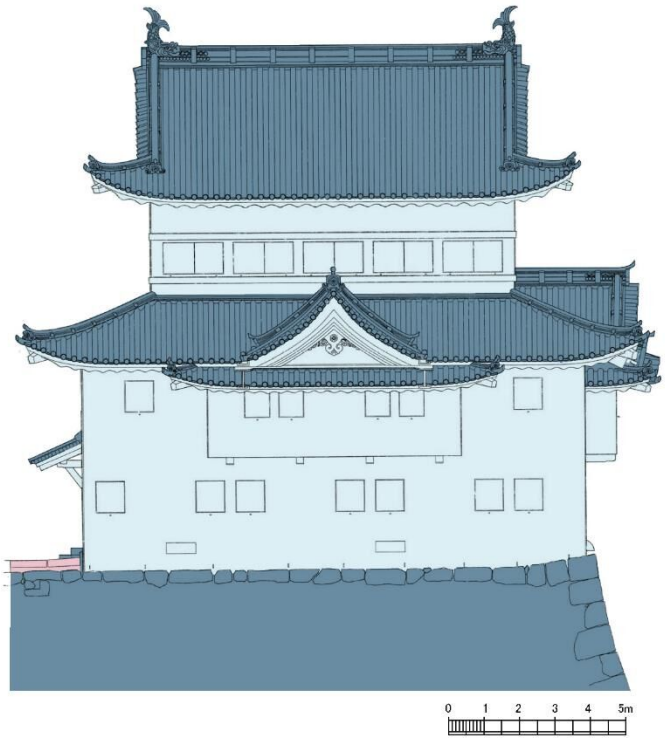

西立面図

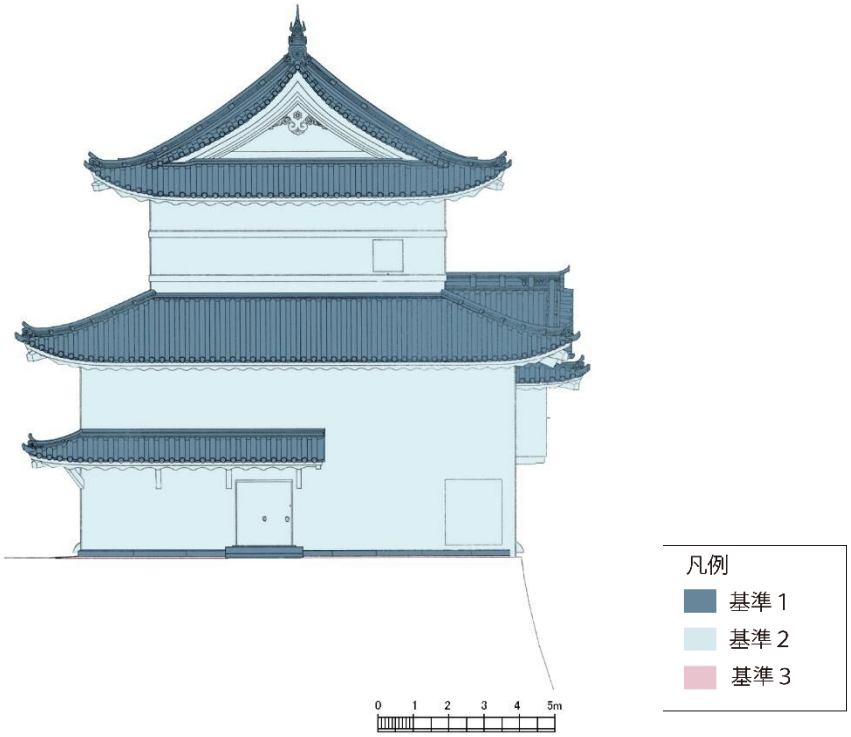

北立面図

図 2-4　部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）東・南立面図】

A01　西南隅櫓（外部）				
部　位		基準	仕　様	備　考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	布石	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓、引違窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落し	1	木材	
金具	水抜金具	1	金属	
庇	腕木、方杖、出桁、垂木、裏板、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚、菖蒲桁、棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯱	1	青銅鋳物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、敷石、葛石	1	自然石	
	犬走	1	土間叩き	
	雨落ち	2	モルタル、砂利敷	
設備	避雷針	3	銅線等	
	火災報知設備	3		

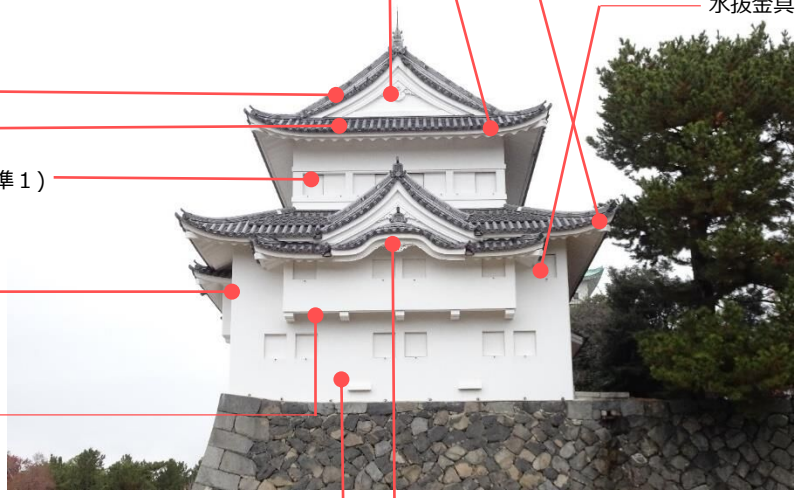

西南隅櫓外部

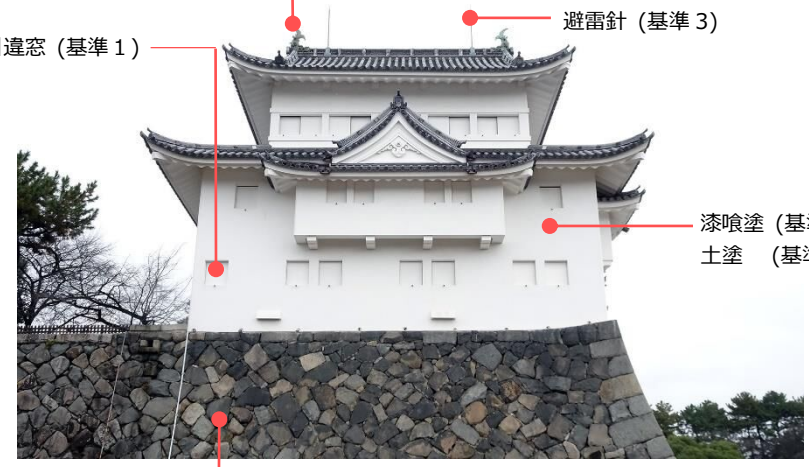

西南隅櫓外部

A01　西南隅櫓（内部１階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
基礎	基礎、土間	2	コンクリート	
	礎石	1	自然石	
軸組	土台、柱、繋梁、床梁、貫	1	木材	
軸組金具	大引アンカー、仕口接合金具、羽子板ボルト	2	金属	大正工事取付と思われる
	仕口接合金具	2	金属	平成工事取付と思われる
床組	大引、根太	1	木材	
	根太掛	1	木材	後補と思われる
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	窓障子	1	木材	
		2	紙	
	間仕切板戸	1	木材	すべて後補
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
	中央手摺	3	木材	後補
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
	木箱内報知器	4		空気管式感知器

A01　西南隅櫓（内部２階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	柱、桁、繋梁、床梁、貫、垂木、野地板	1	木材	
軸組金具	仕口接合金具、羽子板ボルト、火打鋼棒	2	金属	大正工事取付と思われる
補強材	舟肘木、方杖、陸梁	2	木材	大正工事取付と思われる
補強材金具	ボルト、短冊金物	2	金属	大正工事取付と思われる
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	

建具	間仕切板戸	1	木材	すべて後補
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
	木箱内報知器	4		空気管式感知器
A01　西南隅櫓（内部３階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	柱、桁、繋梁、貫、化粧垂木、化粧野地板	1	木材	桁反上り矧木有
軸組金具	火打鋼棒	2	金属	
小屋組	束柱、小屋梁、小屋貫、筋違、棟木、母屋、野垂木、野地板	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、長押、廻縁、竿、天井板、吊木	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄	1	金属	
	戸車	1		
錺金具	六葉	1	金属	平成修理による後補
設備	火災報知設備	3		
	コンセント	3		
	木箱内報知器	4		空気管式感知器
その他	御窓台	1	木材	

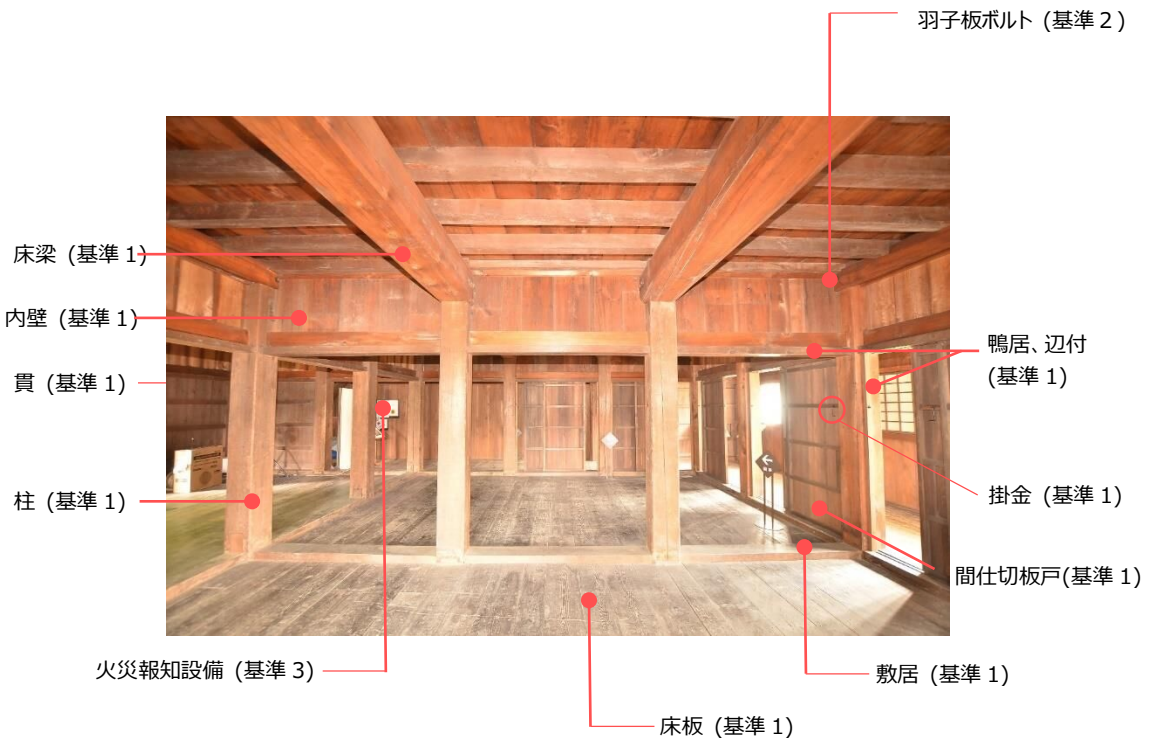

西南隅櫓 1 階内部

西南隅櫓 1 階内部

西南隅櫓 2 階内部

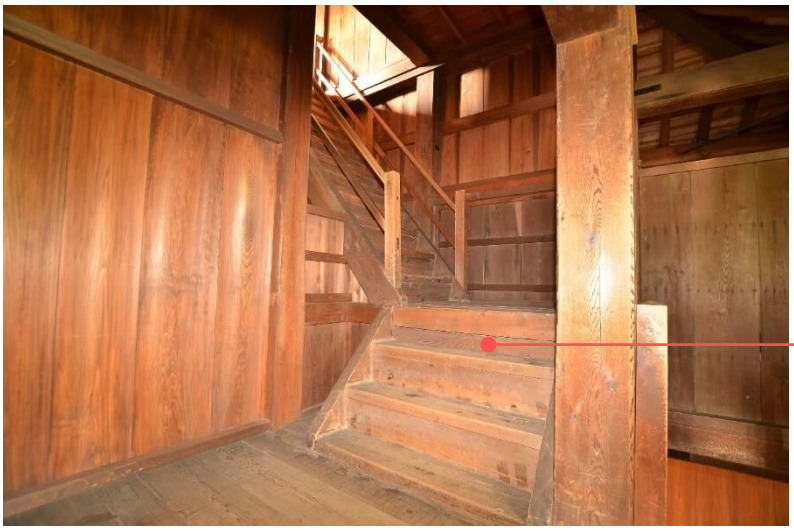

西南隅櫓 2 階内部

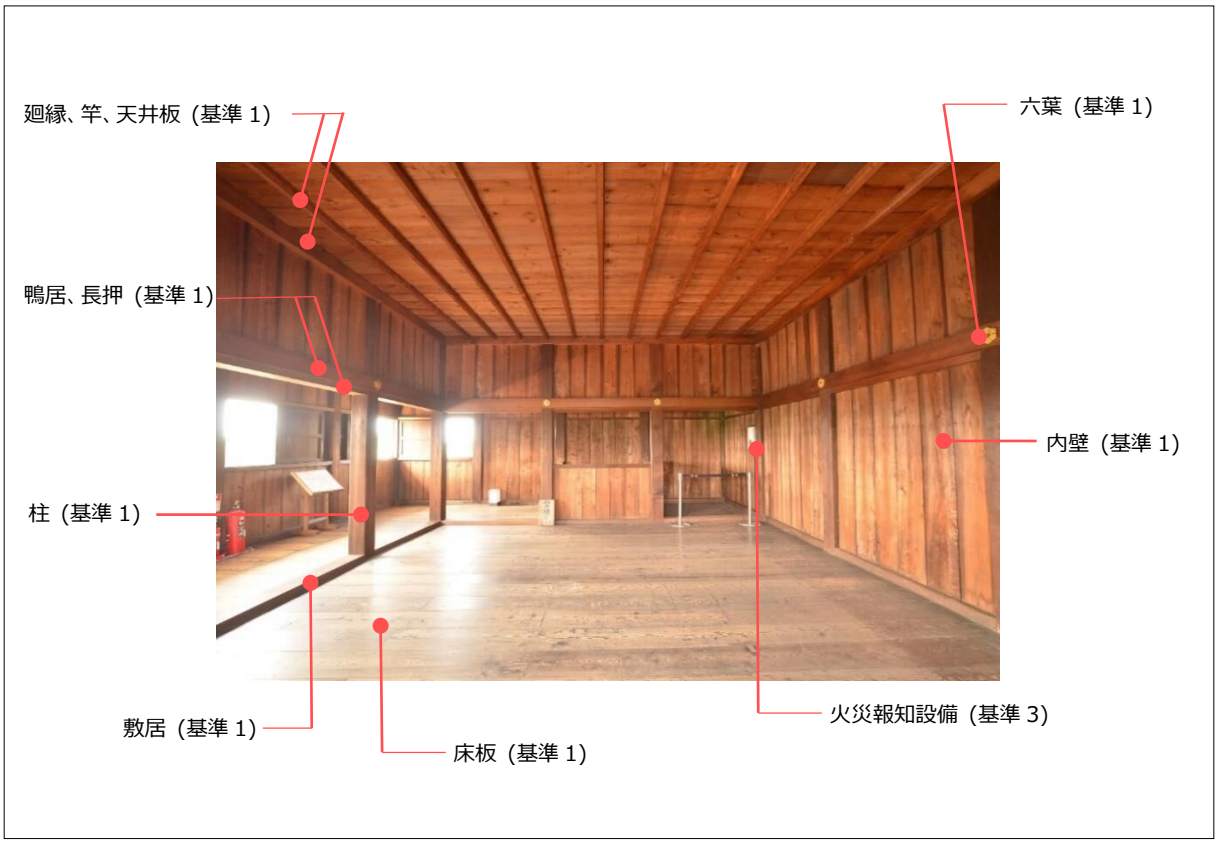

西南隅櫓 3 階内部

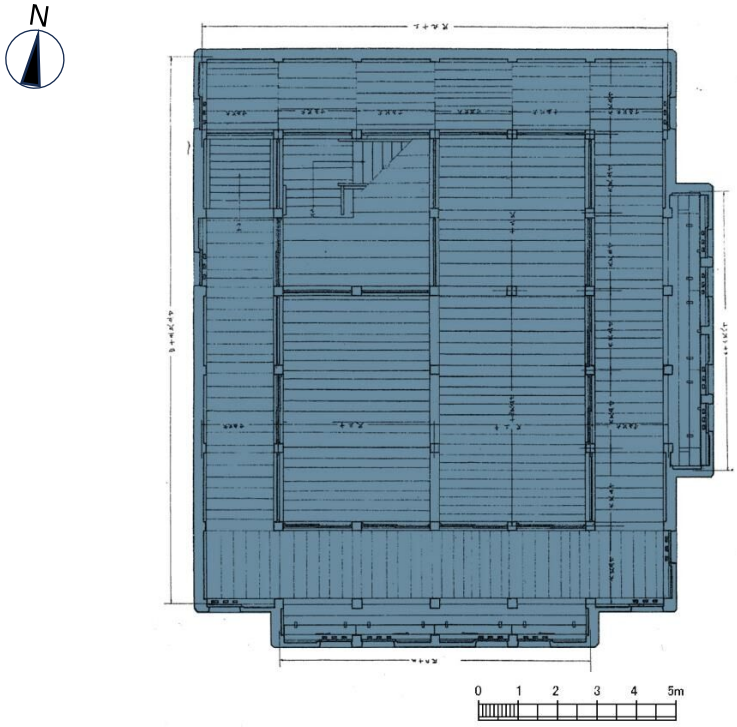

2 階平面図

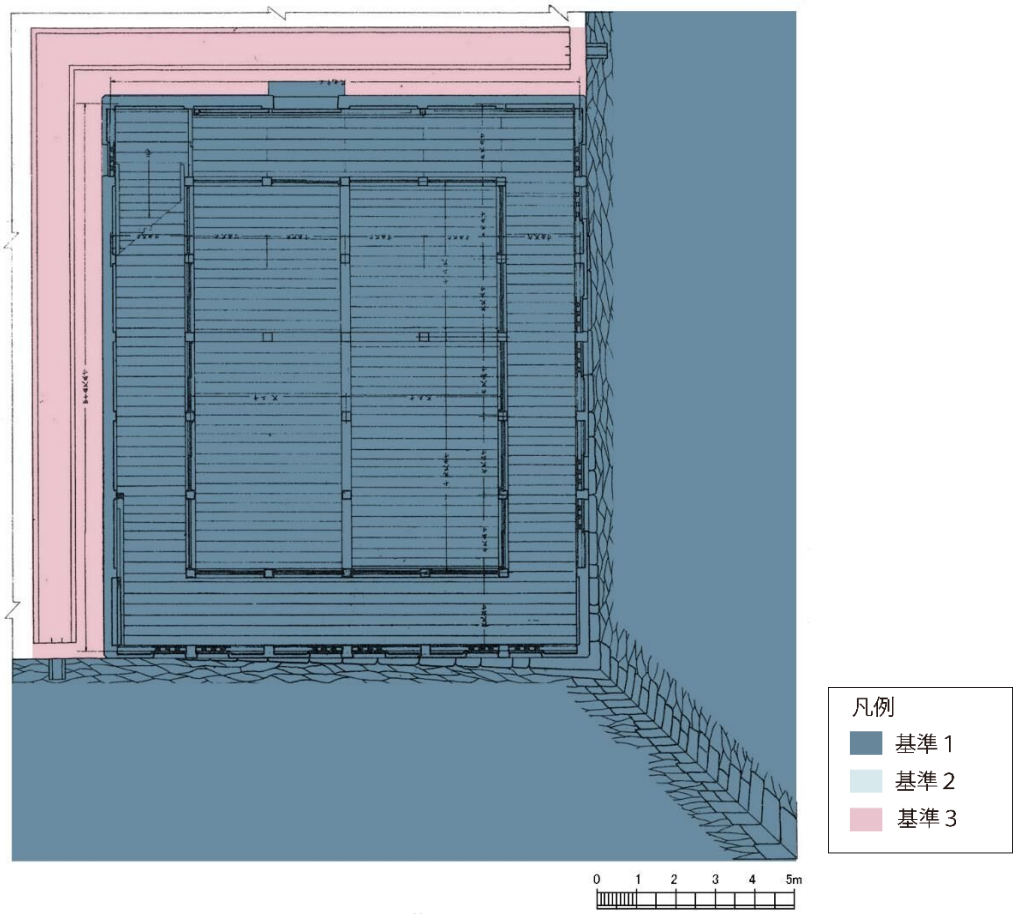

1 階平面図

図 2-5　部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）1･2 階平面図】

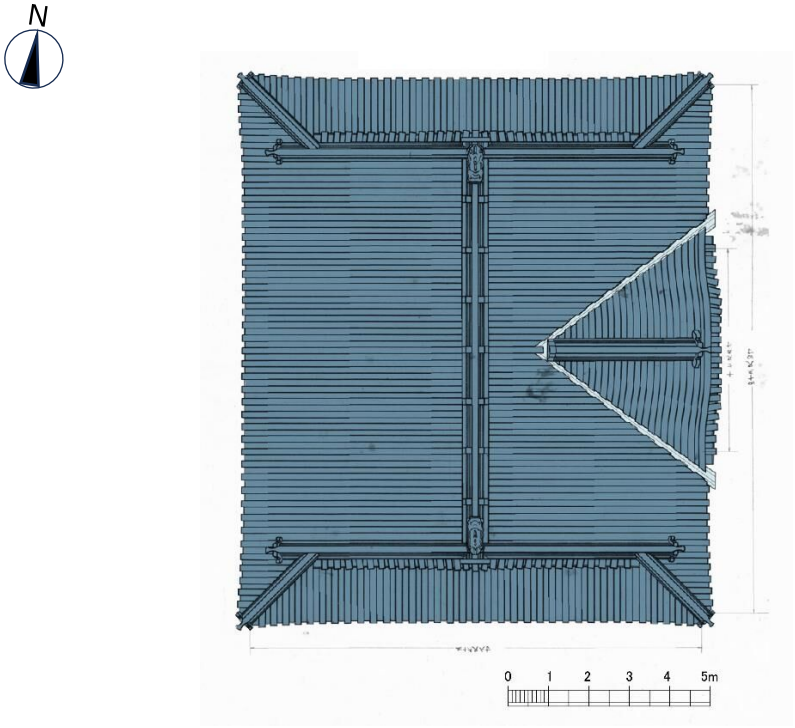

屋根伏図

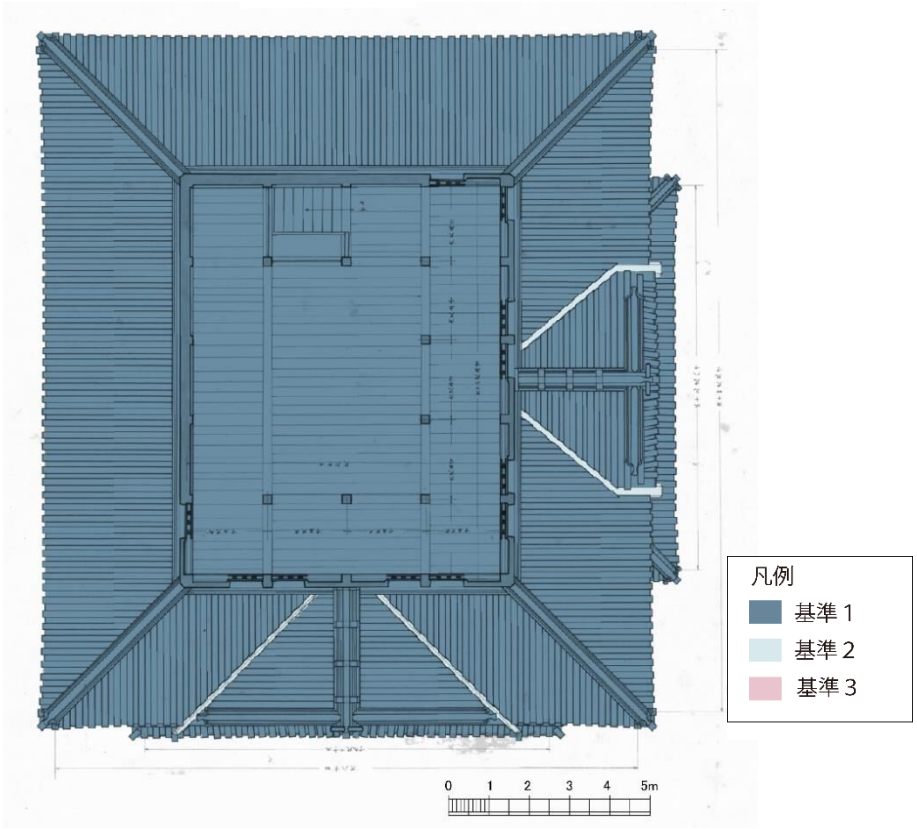

3 階平面図

図 2-6　部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）3 階平面図･屋根伏図】

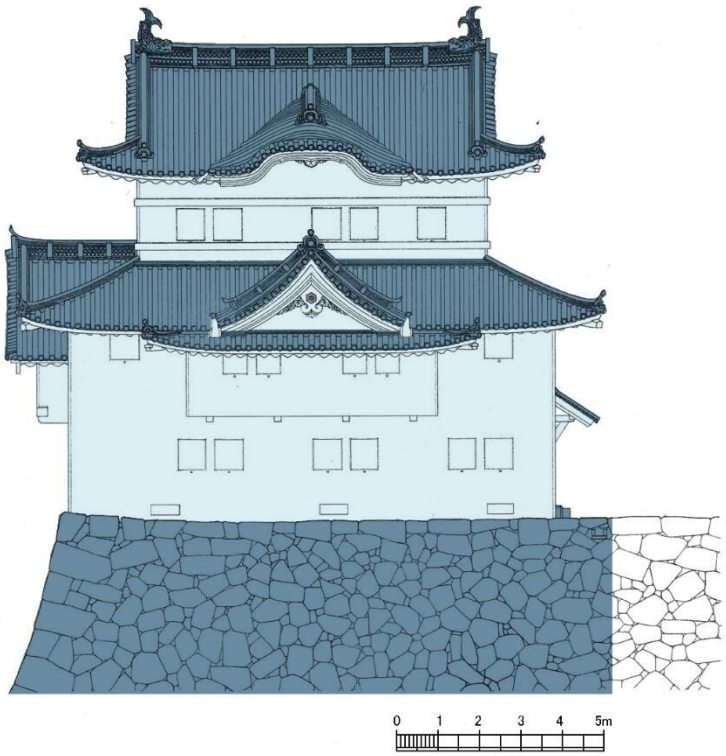

東立面図

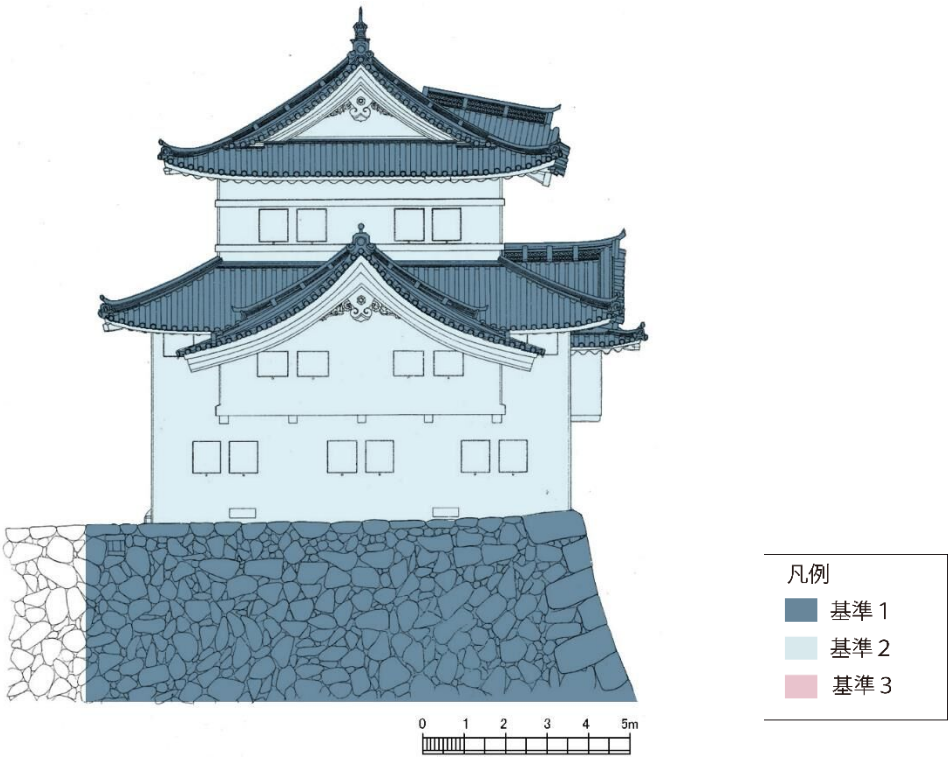

南立面図

図 2-7　部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）東・南立面図】

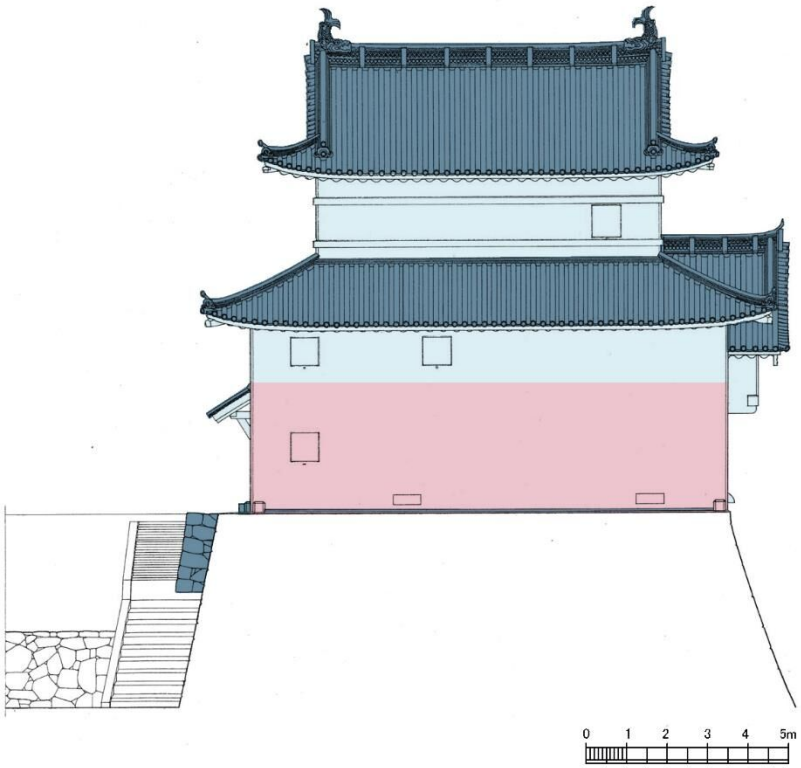

西立面図

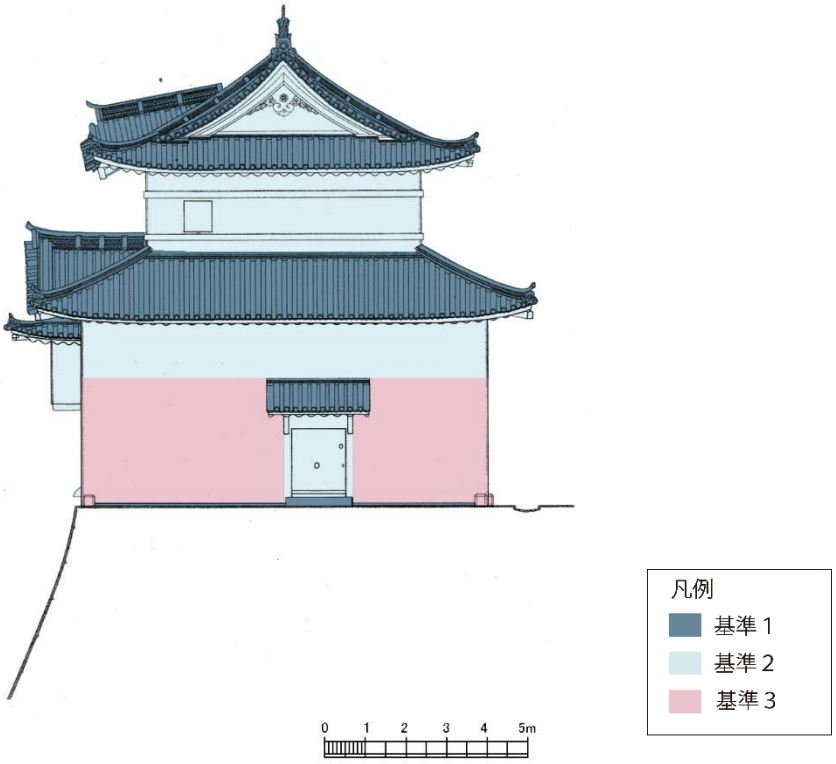

北立面図

図 2-8　部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）東・南立面図】

A02　東南隅櫓（外部）				
部　位		基準	仕　様	備　考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	布石	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		3	モルタル下地	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落し	1	木材	
		2	漆喰塗	
金具	水抜金具	1	金属	
庇	腕木、方杖、出桁、垂木、裏板、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚、菖蒲桁、棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯱	1	青銅鋳物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、葛石	1	自然石	
	犬走	2	モルタル	
	雨落ち	2	モルタル	
設備	避雷針	3	銅線等	
	火災報知設備	3		

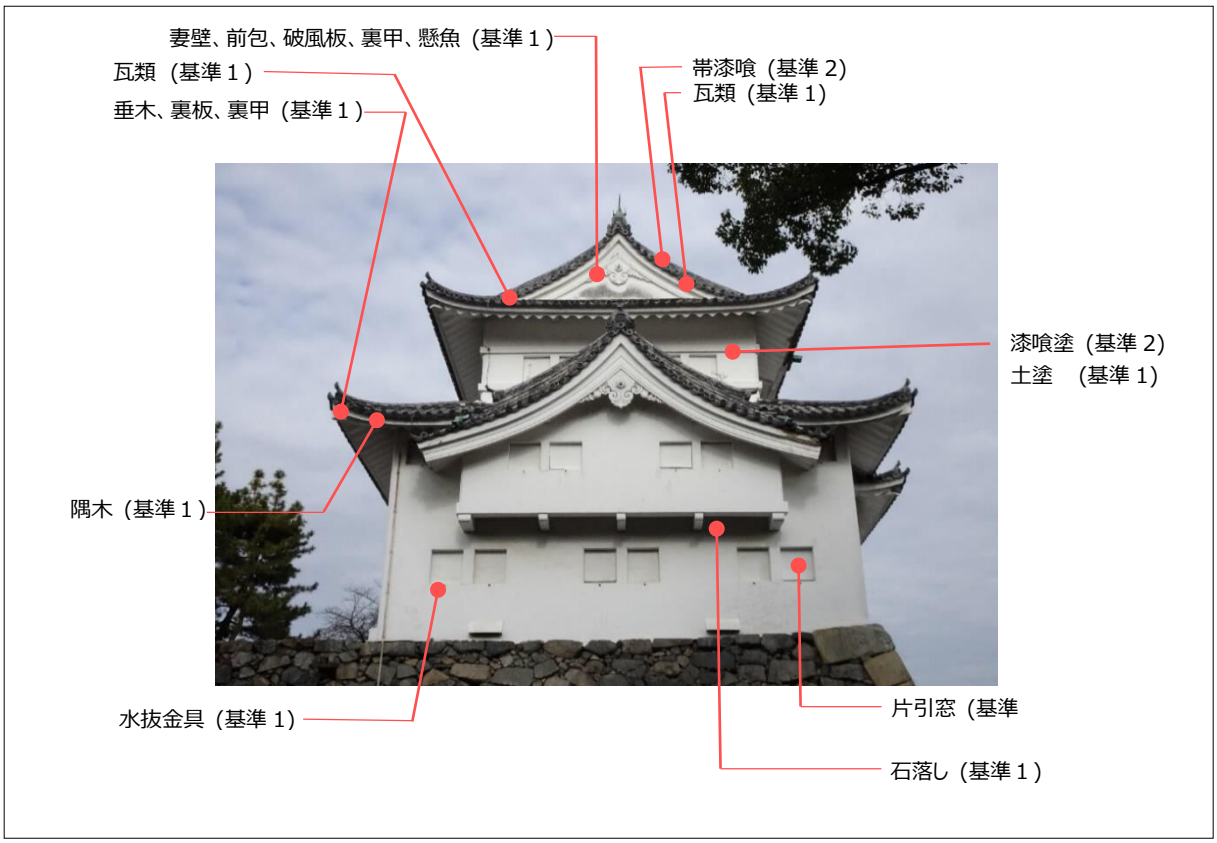

東南隅櫓外部

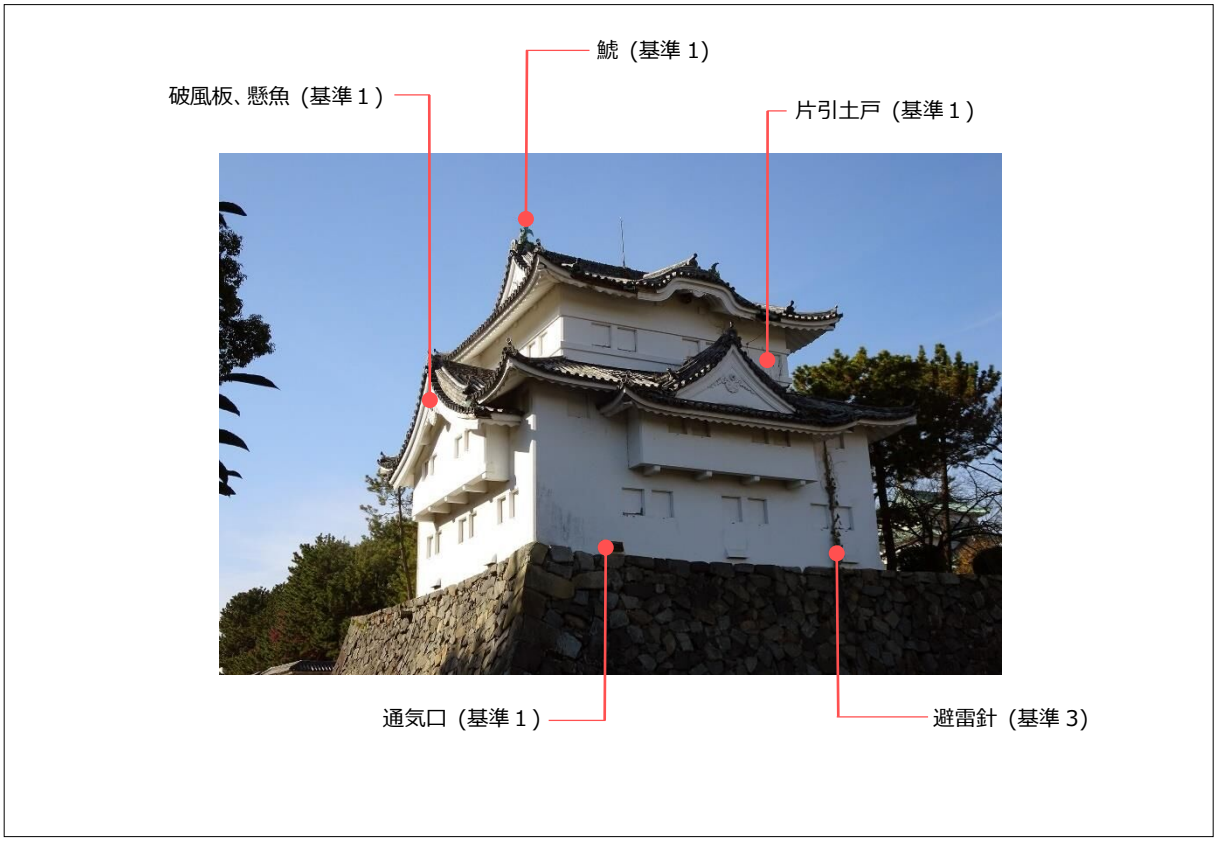

東南隅櫓外部

A02　東南隅櫓（内部１階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	土台、柱、繋梁、床梁、貫	1	木材	
床組	大引、根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	戸車	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		
	木箱内報知器	4		差動式感知器
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		

A02　東南隅櫓（内部２階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	柱、桁、繋梁、床梁、貫、垂木	1	木材	
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	２枚
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		
	木箱内報知器	4		差動式感知器
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		

A02　東南隅櫓（内部３階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	柱、桁、繋梁、敷梁、貫	1	木材	
軸組金具	梁タガ	2	金属	
補強材	火打梁	2	木材	後補

小屋組	束柱、小屋貫、素棟木、棟木、母屋、垂木、野地板	1	木材	
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
設備	火災報知設備	3		
	コンセント	3		

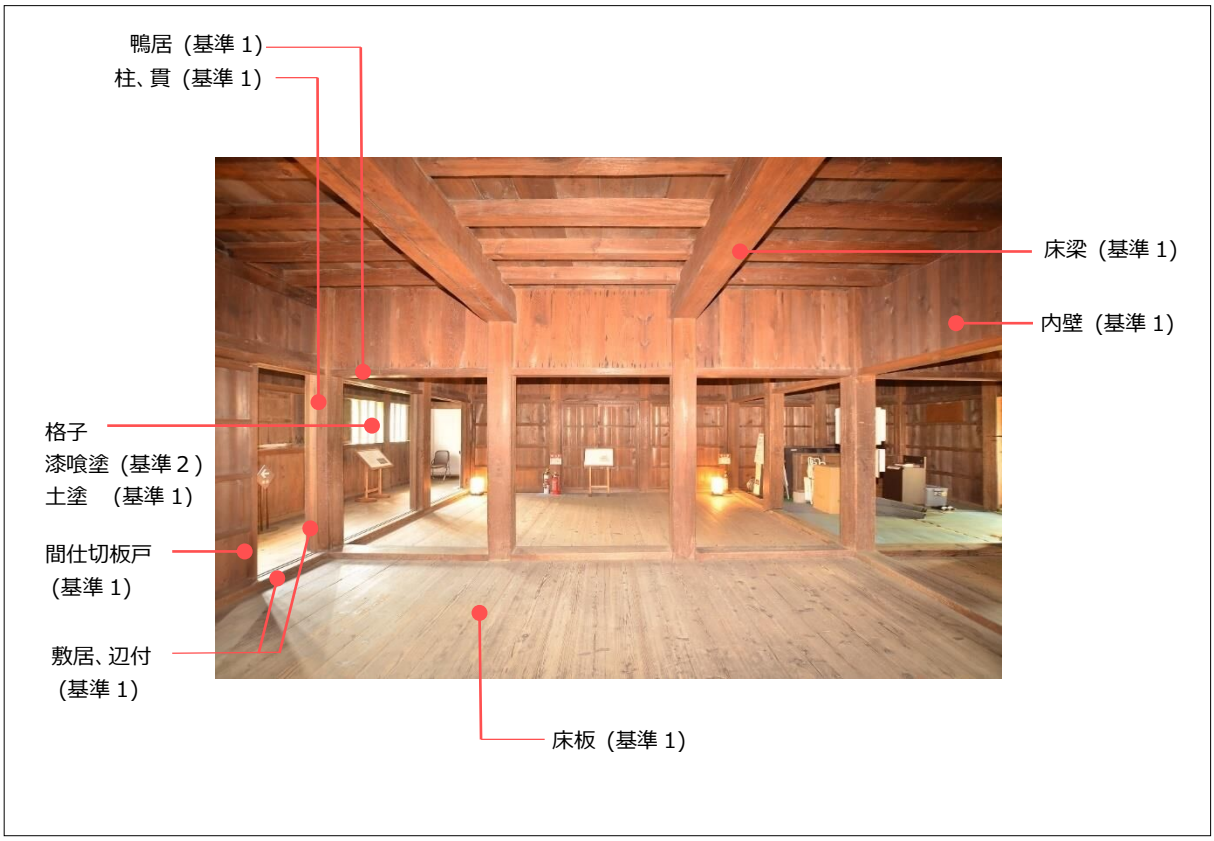

東南隅櫓内部１階

東南隅櫓内部 1 階

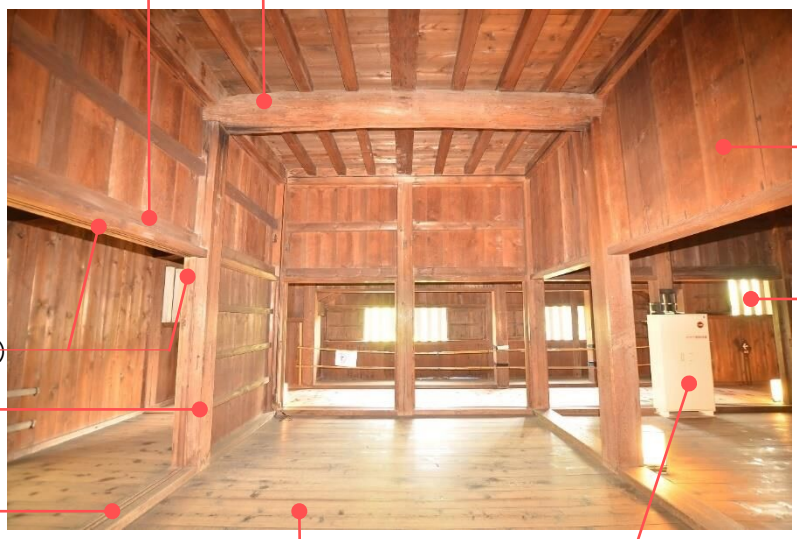

東南隅櫓内部 2 階

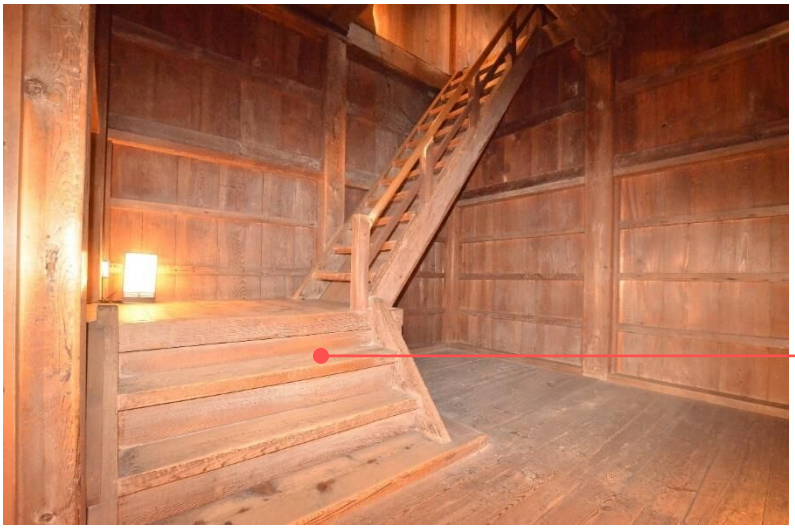

東南隅櫓内部 2 階

東南隅櫓内部 3 階

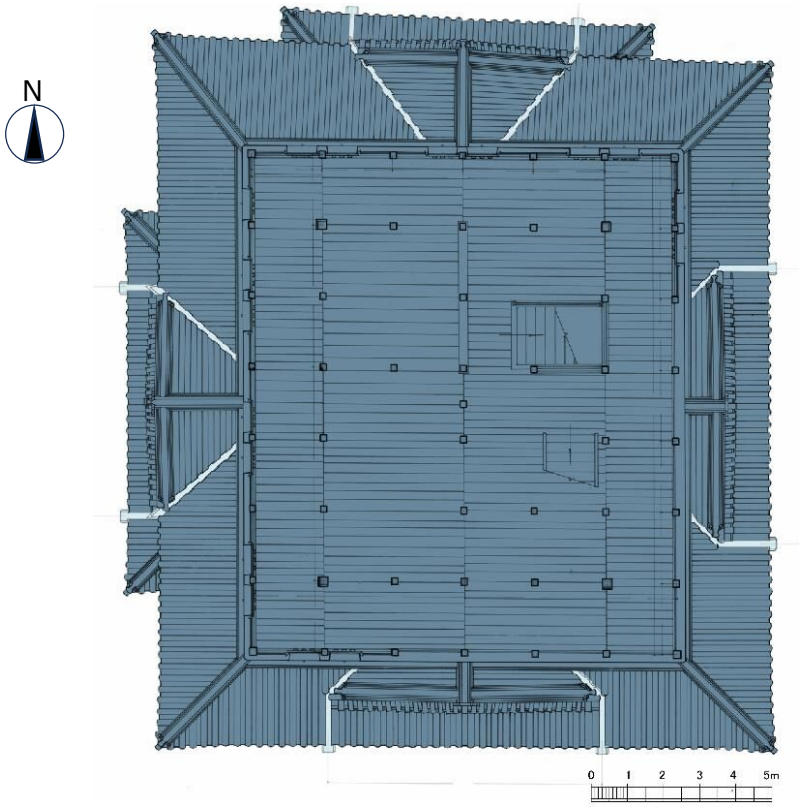

2 階平面図

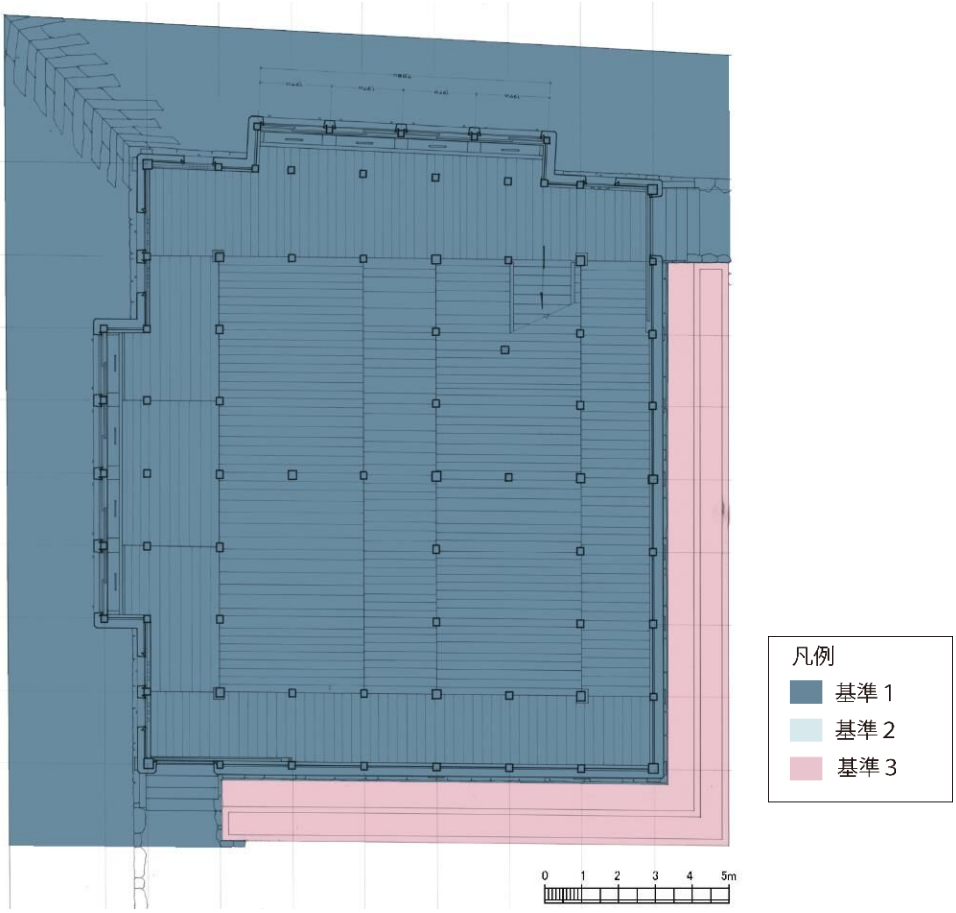

1 階平面図

図 2-9　部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）1･2 階平面図】

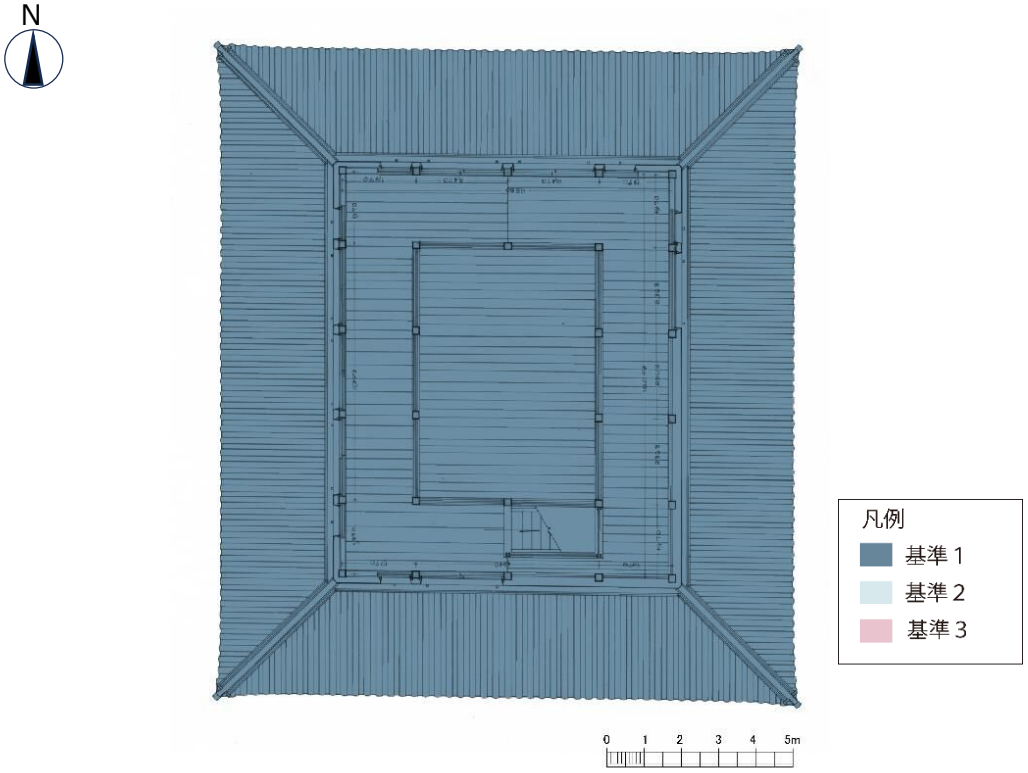

3 階平面図

図 2-10　部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）3 階平面図】

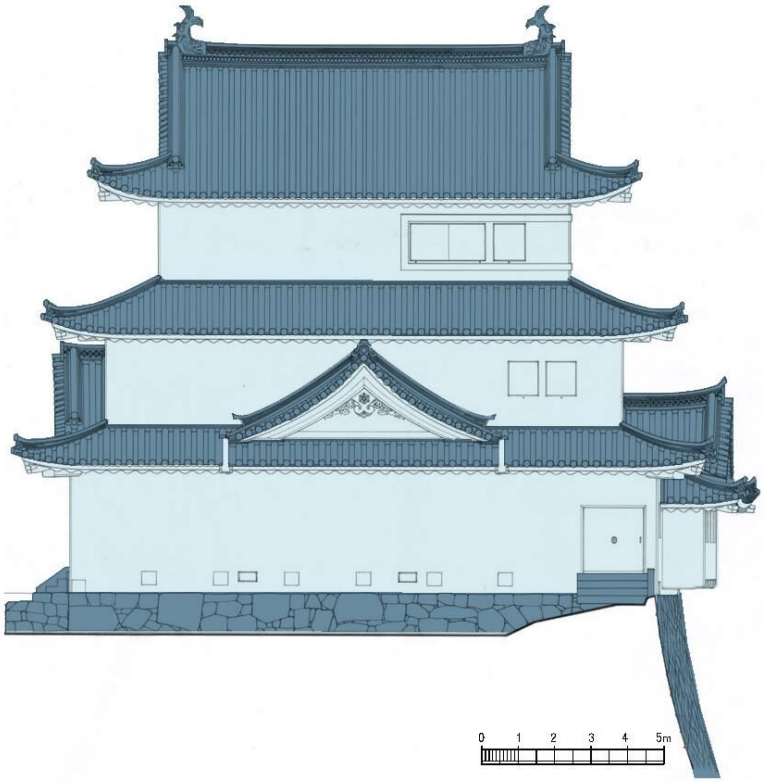

東立面図

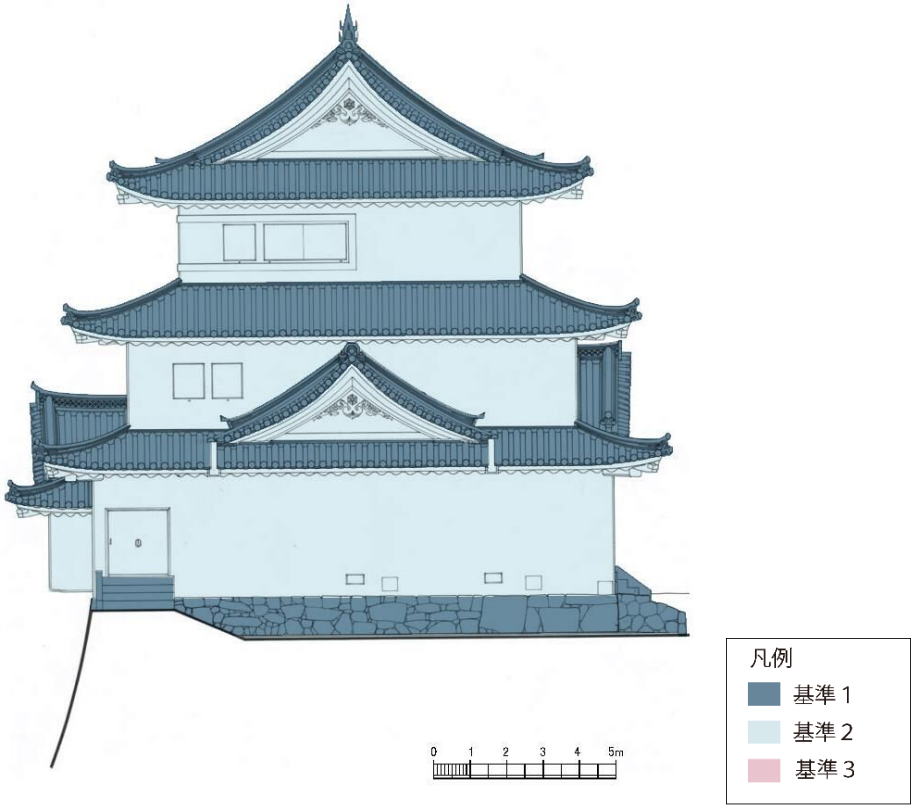

南立面図

図 2-11　部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）東・南立面図】

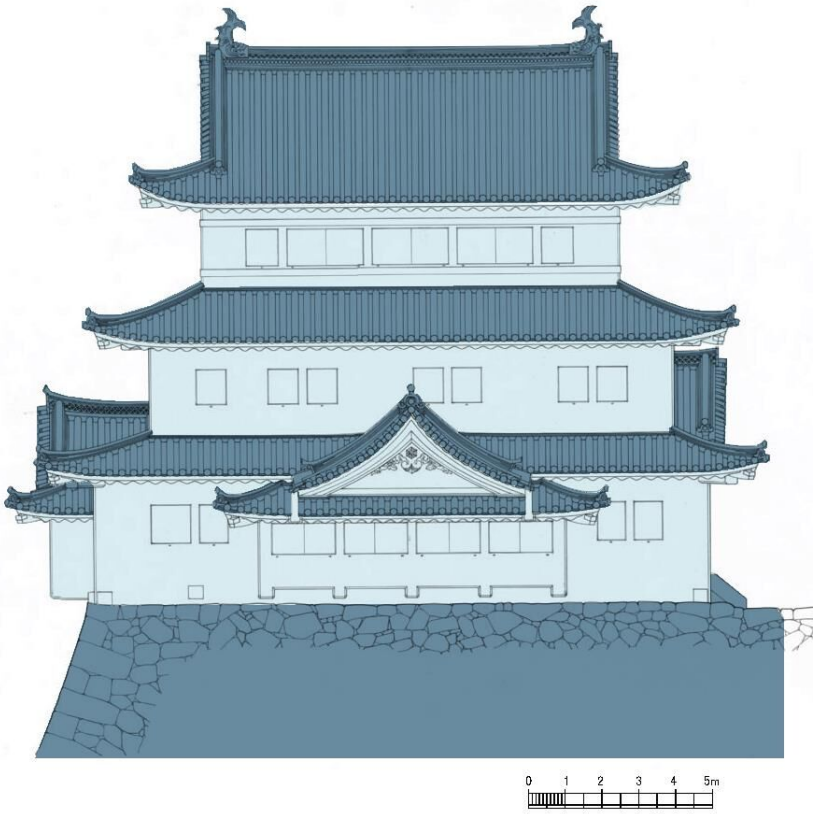

西立面図

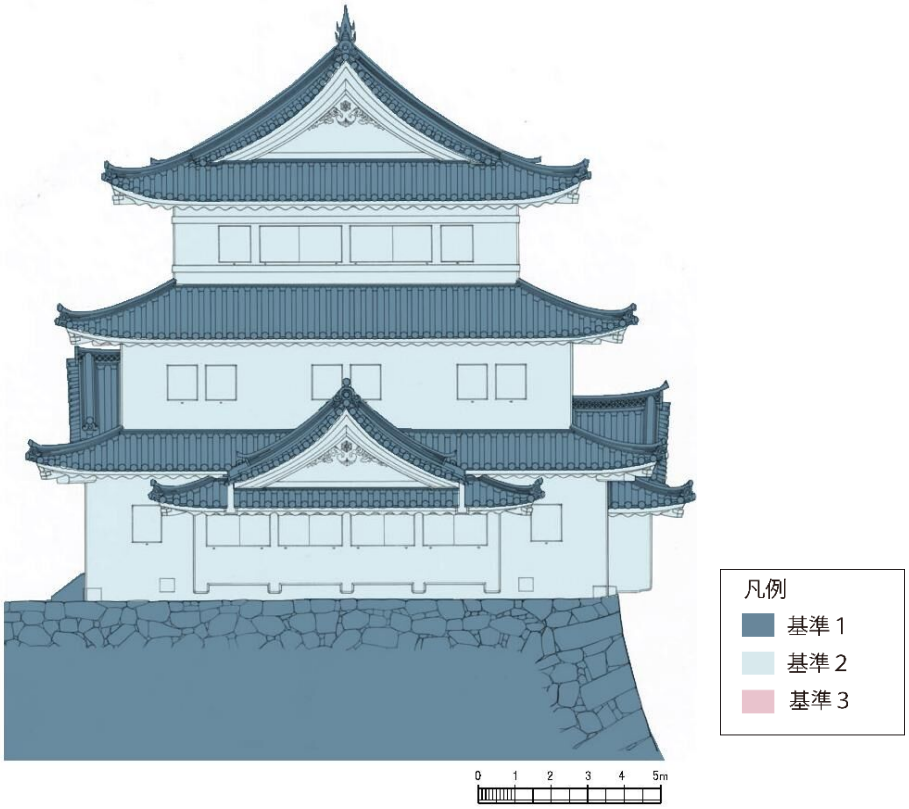

北立面図

図 2-12　部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）東・南立面図】

A03　西北隅櫓（外部）				
部　位		基準	仕　様	備　考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	石積み	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	引違窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落し	1	木材	
		2	漆喰塗	
金具	水抜金具	1	金属	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯱	1	青銅鋳物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、葛石	1	自然石	
	犬走	2	モルタル	
	雨落ち	2	モルタル	
設備	避雷針	3	銅線等	
	火災報知設備	3		

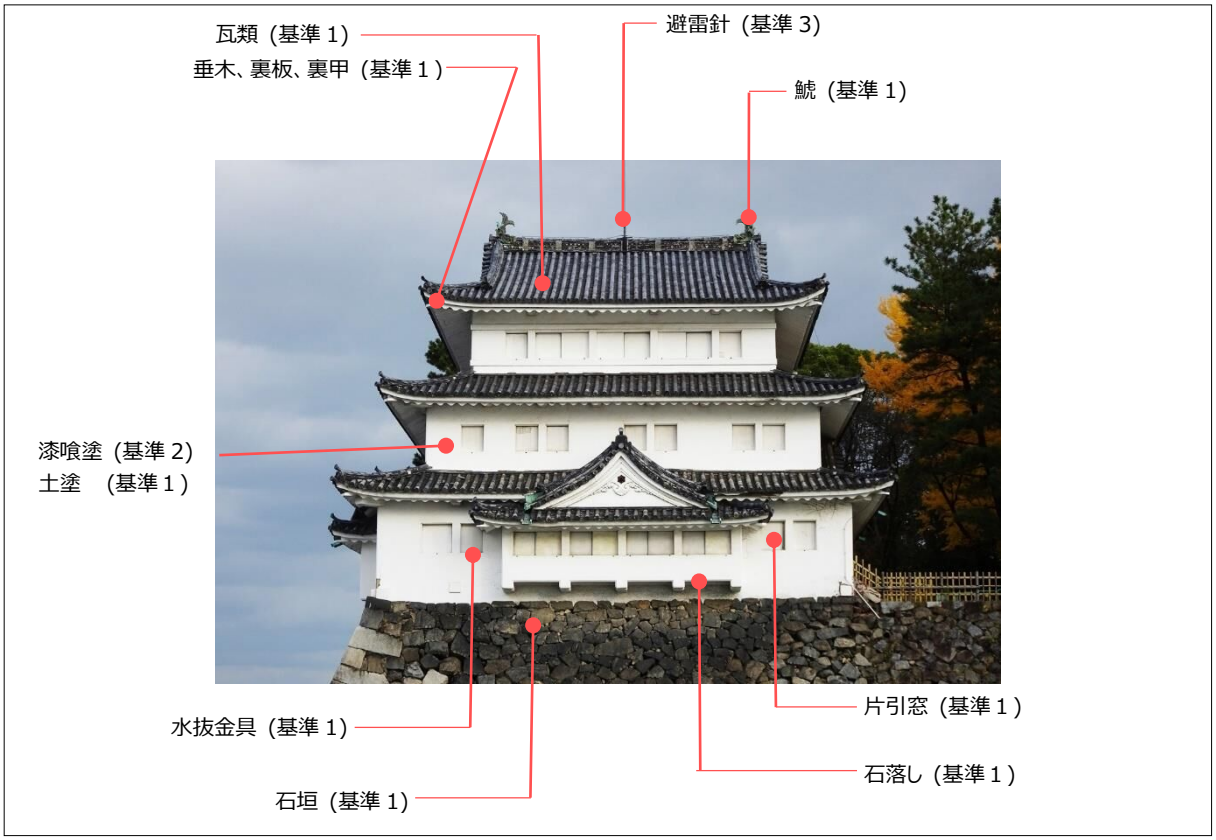

西北隅櫓外部

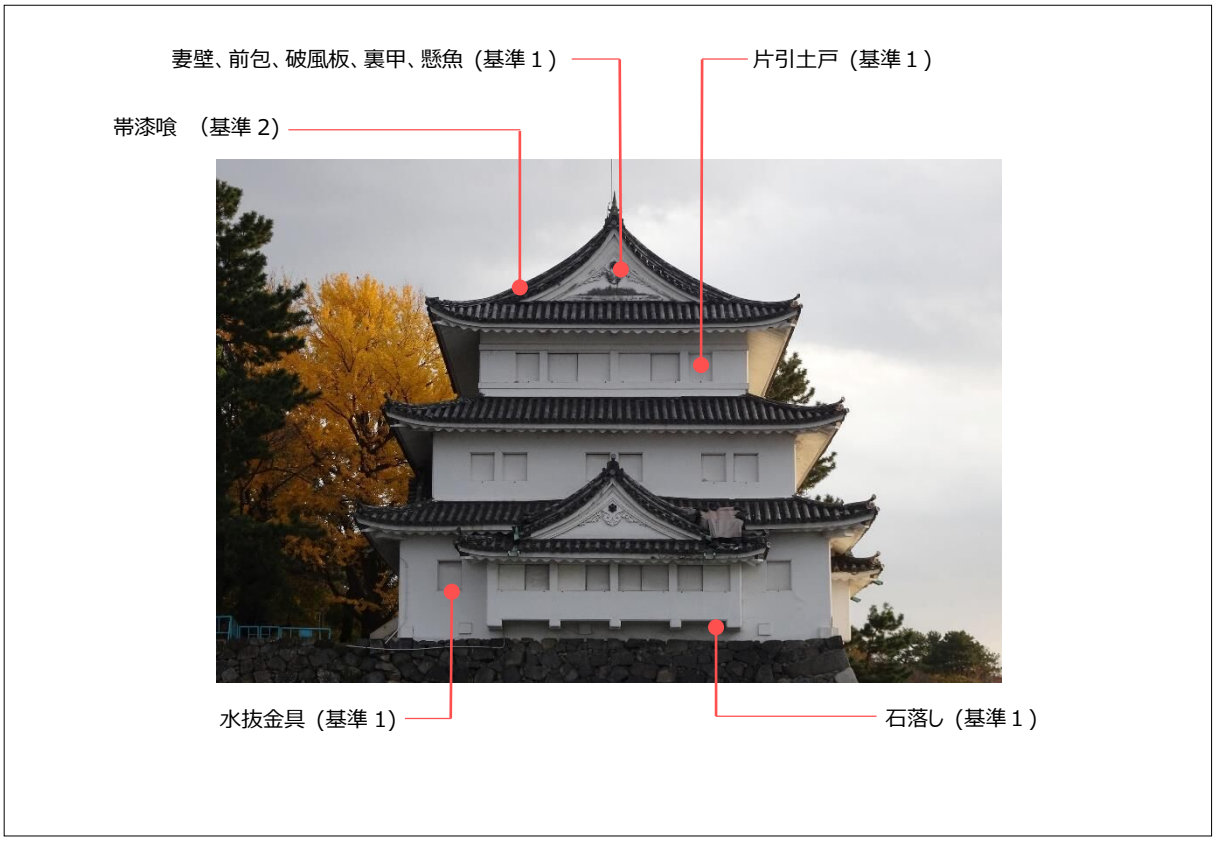

西北隅櫓外部

A03　西北隅櫓（内部１階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	土台、柱、繋梁、床梁、柱踏、貫、垂木、野地板	1	木材	
	柱補強材	1	木材	隅柱貼付材(享和)
床組	大引、根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
造作	雑巾摺、出入口鴨居、壁留	1	木材	
壁	内壁	1	土塗	
		2	漆喰塗	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具（出入口扉）	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		
	木箱内報知器	4		差動式感知器
	避難誘導灯	3		

A03　西北隅櫓（内部２階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	柱、桁、繋梁、床梁、束踏、貫、垂木、野地板	1	木材	柱・梁に加工痕有
	柱補強材	1	木材	後補隅柱貼付材
軸組金具	柱胴付敷鉄板、タガ、銅線	2	金属	
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
造作	雑巾摺、壁留、窓敷居、鴨居	1	木材	
壁	内壁	1	土塗	
		2	漆喰塗	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
階段	階段	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		

	木箱内報知器	4		差動式感知器
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A03　西北隅櫓（内部３階）				
部　位		基準	仕　様	備　考
軸組	柱、桁、繋梁、貫	1	木材	
補強材	火打梁	2	木材	後補
小屋組	束柱、小屋貫、登り梁（カ垂木）、素棟木、棟木、母屋、垂木、野地板	1	木材	
	小屋筋違	1	木材	後補の可能性
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、長押	1	木材	
壁	内壁（外壁廻り・窓下）	1	木材	
	内壁（内法上）	1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	受坪	1	金属	
設備	火災報知設備	3		

西北隅櫓内部１階

西北隅櫓内部 1 階

西北隅櫓内部 2 階

西北隅櫓内部 2 階

西北隅櫓内部 3 階

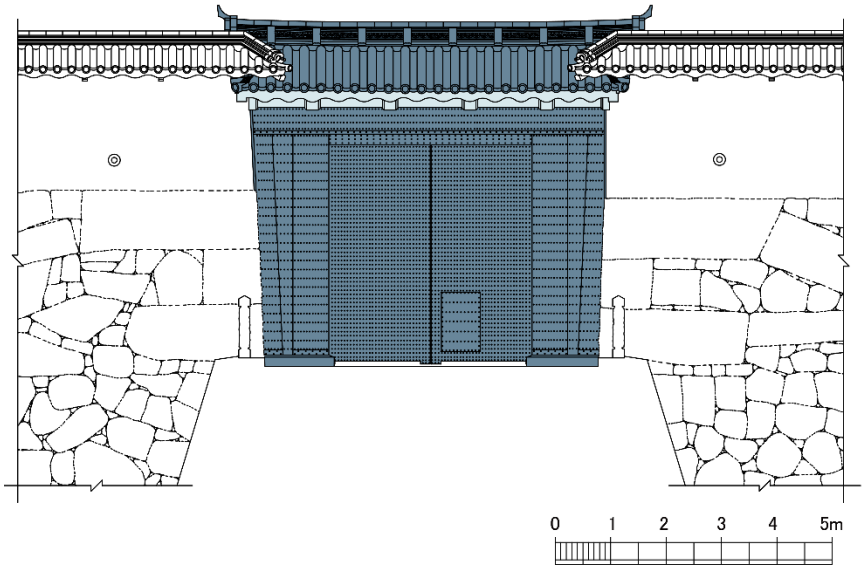

正面図

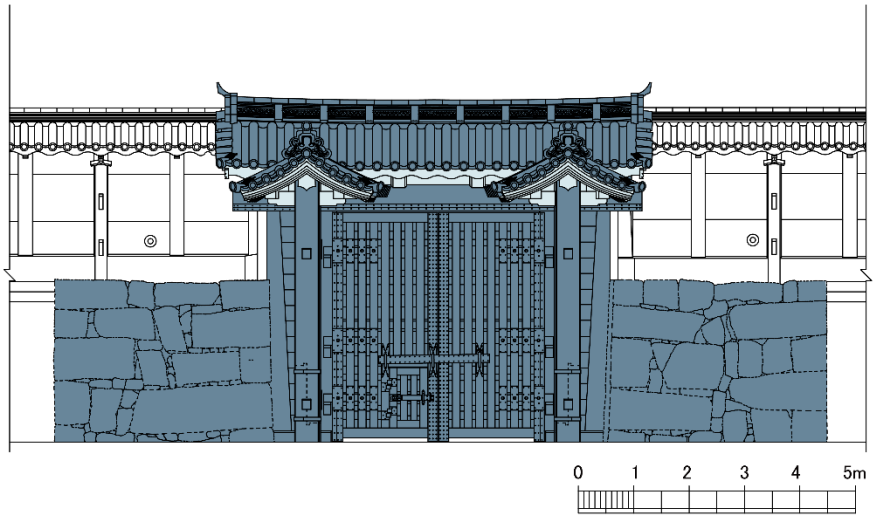

背面図

凡例
基準 1
基準 2
基準 3

図 2-13　部分及び部位の保護方針【表二の門（A04）立面図】

A04　表二の門				
部　位		基準	仕　様	備　考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱	1	木材	
	筋違	2	木材	濃尾地震後取付
	腕木、出桁、控柱腕木、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		2	漆喰塗	
	控柱脚部	1	自然石（金輪継）	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）、門	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸、門	2	鉄板貼（鋲打）	
	門金具	1	金属	
	タガ（控柱根継）	2	金属	
	軒樋（正面、背面、控柱筋内側）、竪樋（３カ所）	2	銅	
設備	木箱内報知器	4		空気管式感知器
その他	養生柵	4	鉄製、コンクリート基礎	

表二の門南面

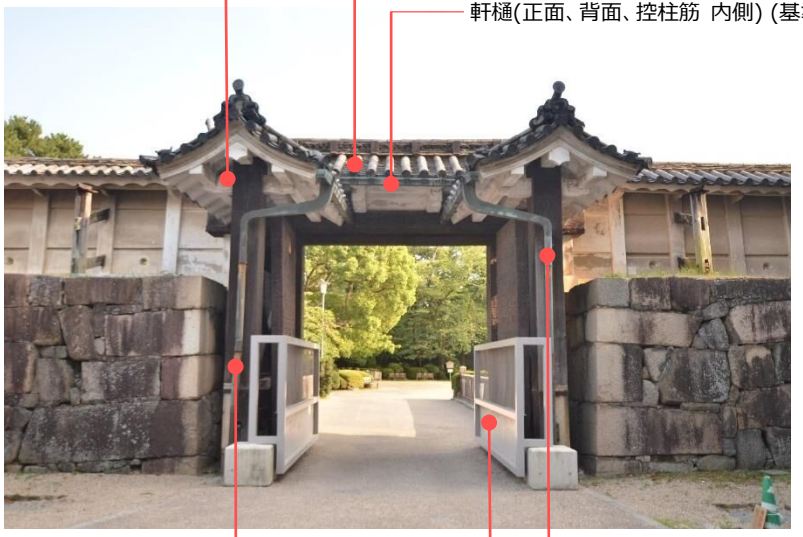

表二の門北面

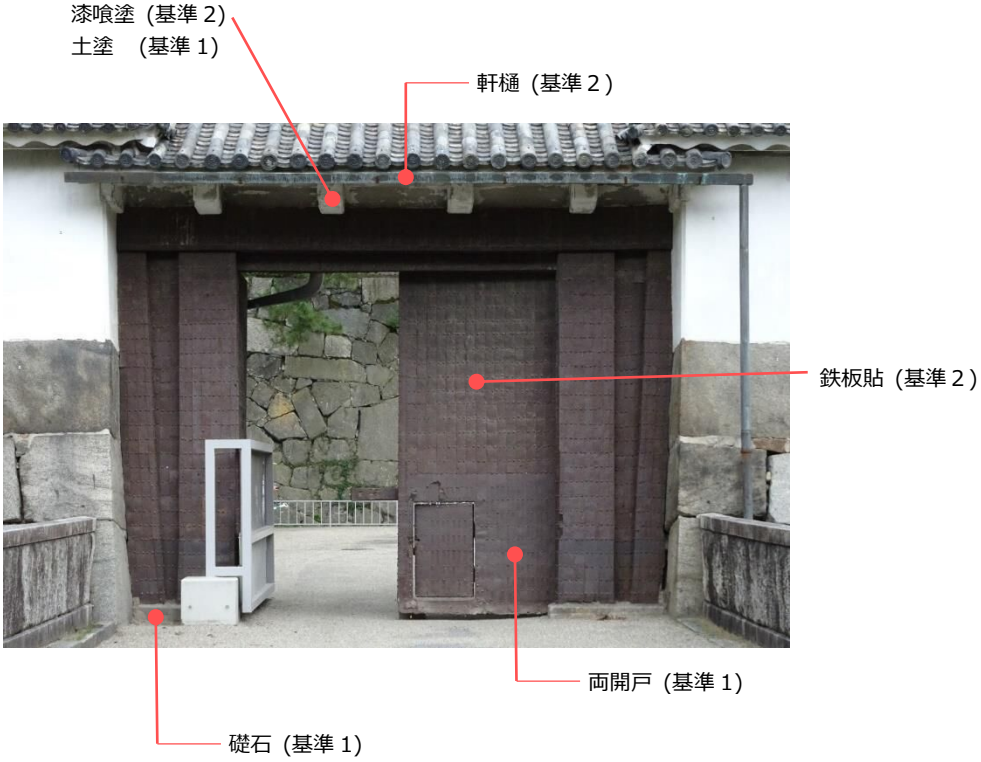

表二の門建具南面

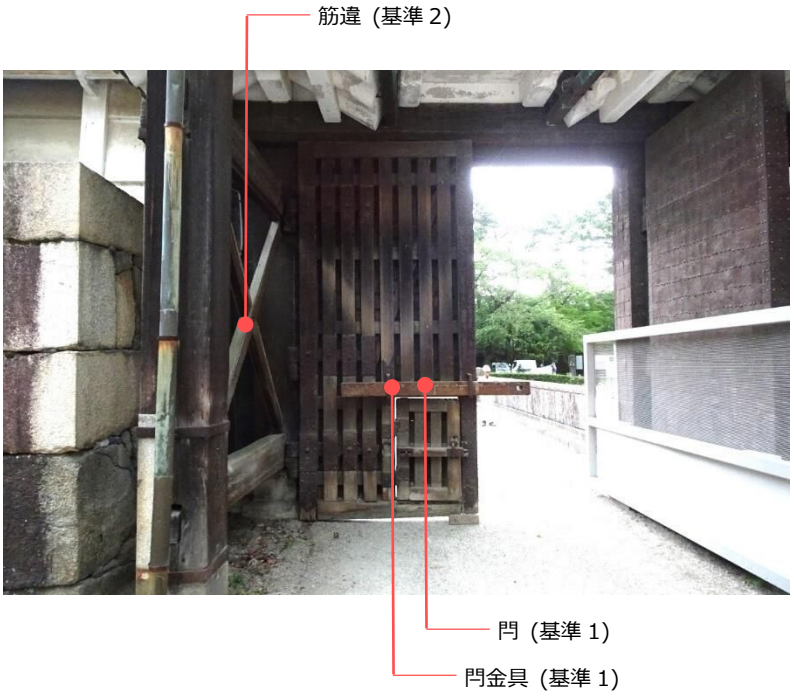

表二の門建具北面

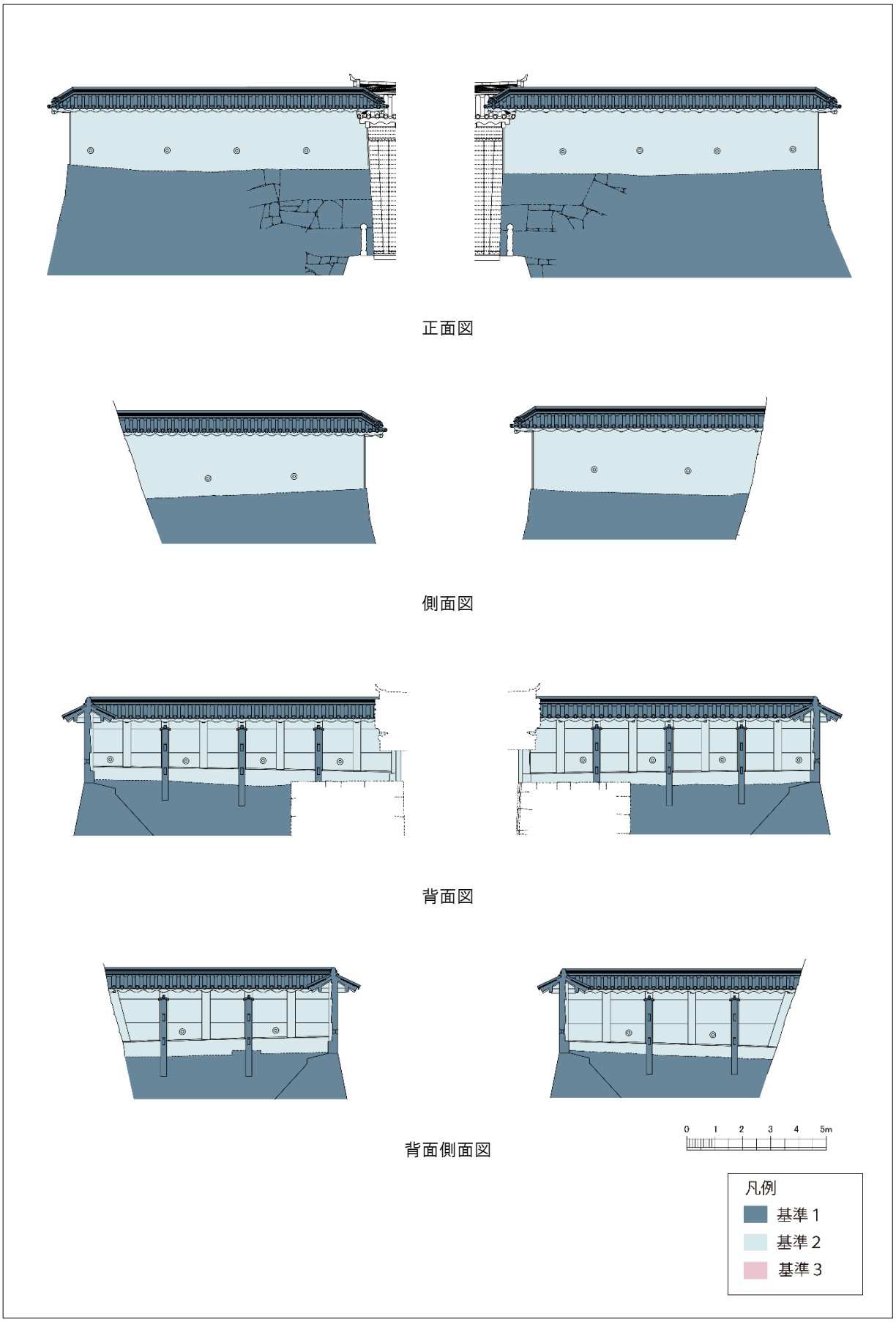

図 2-14　部分及び部位の保護方針【表二の門附属土塀（A04'）立面図】

A04’　表二の門付属土塀				
部　位		基準	仕　様	備　考
石垣	石垣	1	自然石	
軸部	柱、腕木、出桁、	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	控柱、貫	2	木材	
軒廻り	垂木、隅木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	壁（狭間付）	1	土塗	
		2	漆喰塗	

表二の門附属土塀南面

表二の門附属土塀南面

表二の門附属土塀南面

表二の門附属土塀北面

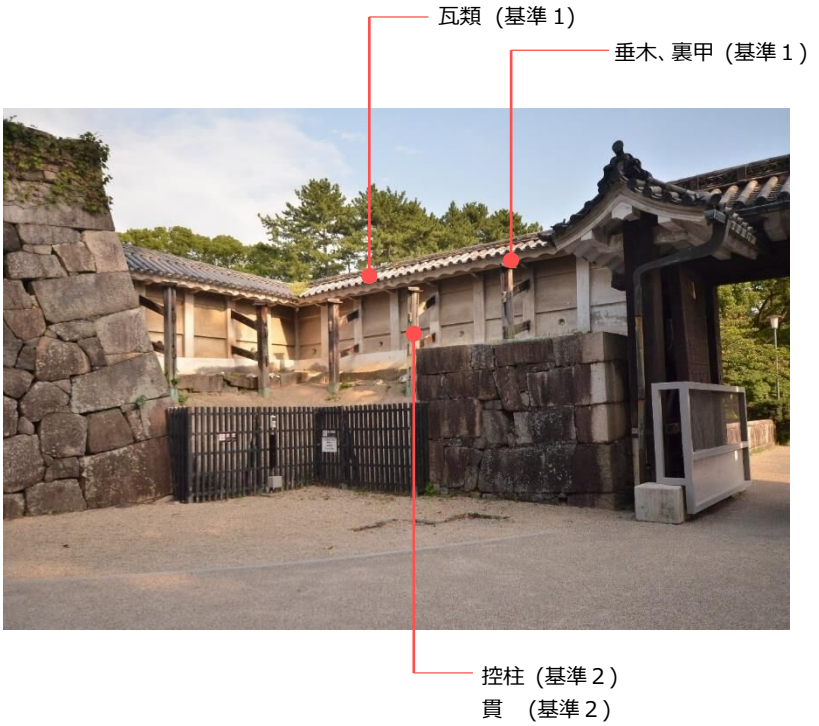

表二の門附属土塀北

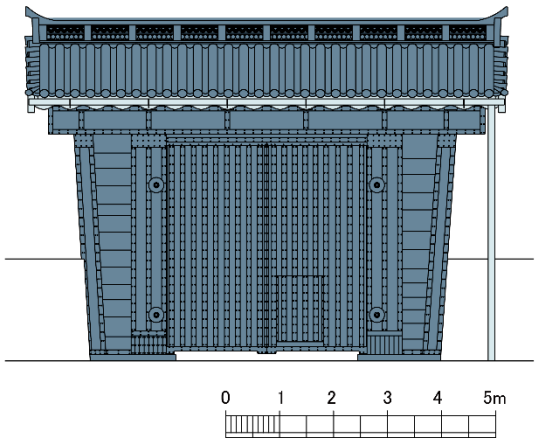

正面図

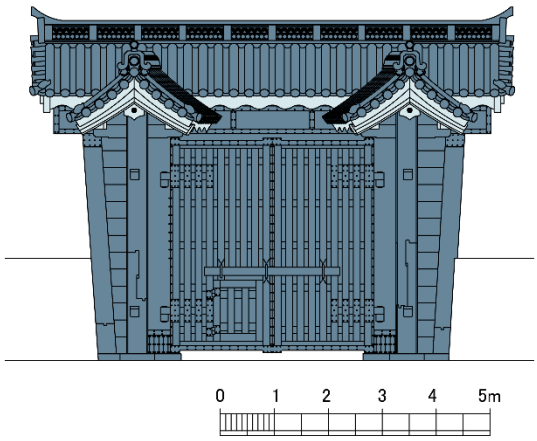

背面図

凡例
基準1
基準2
基準3

図 2-15　部分及び部位の保護方針【二之丸大手二之門（A05）立面図】

A05　二之丸大手二之門				
部　位		基準	仕　様	備　考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱、控柱腕木	1	木材	
	筋違	2	木材	濃尾地震後取付
	腕木、出桁、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸	2	筋金（鋲打）	
	肘坪、門金具、掛金、受坪、乳金具	1	金属	門無し
	軒樋（正面、背面、控柱筋内側）、竪樋（３カ所）	2	銅	

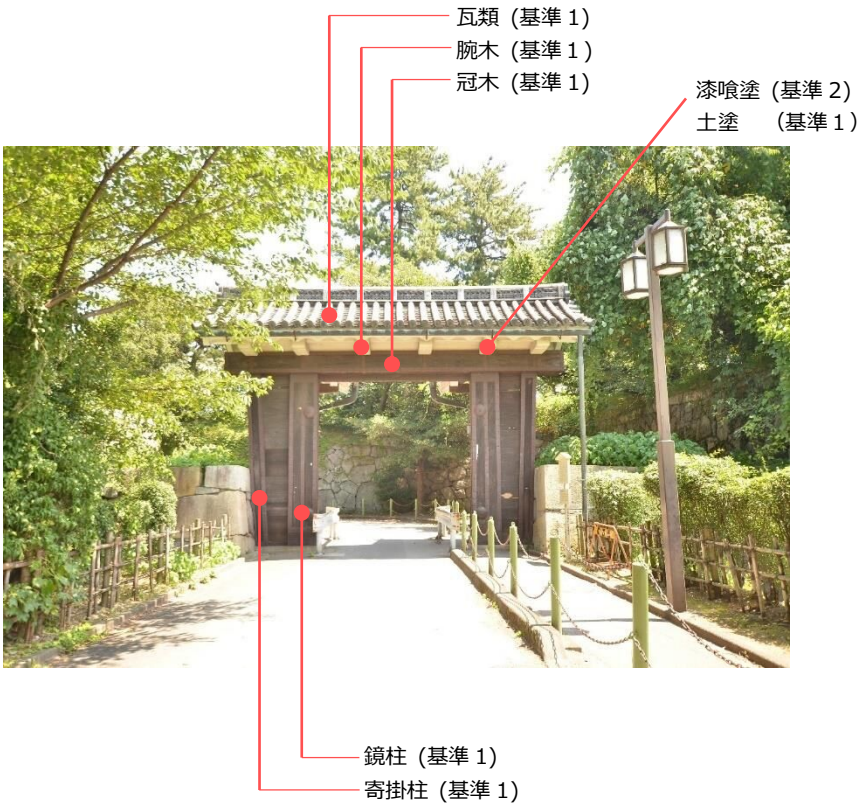

二之丸大手二之門西面

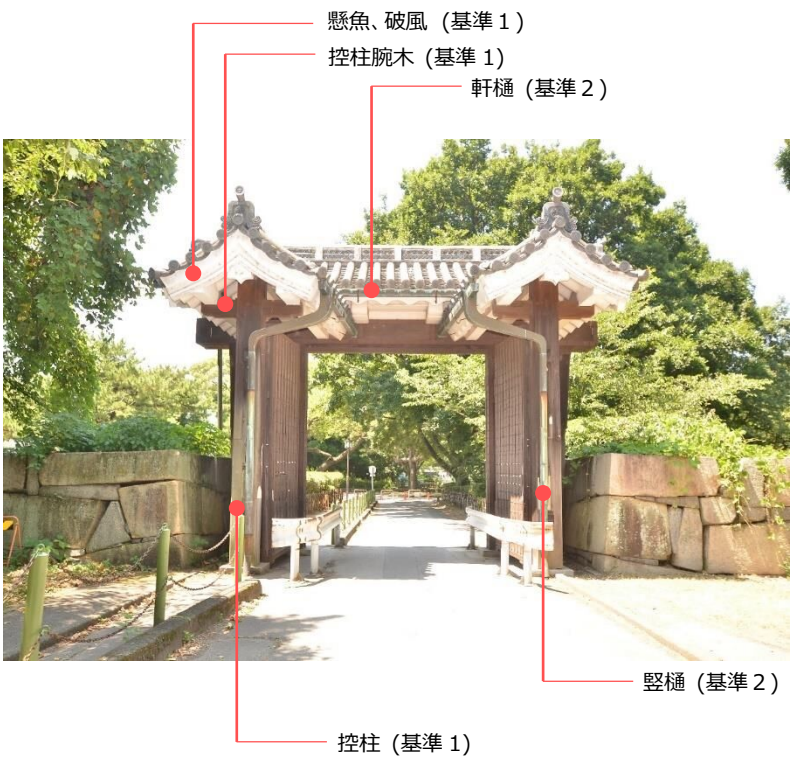

二之丸大手二之門東面

二之丸大手二之門東面

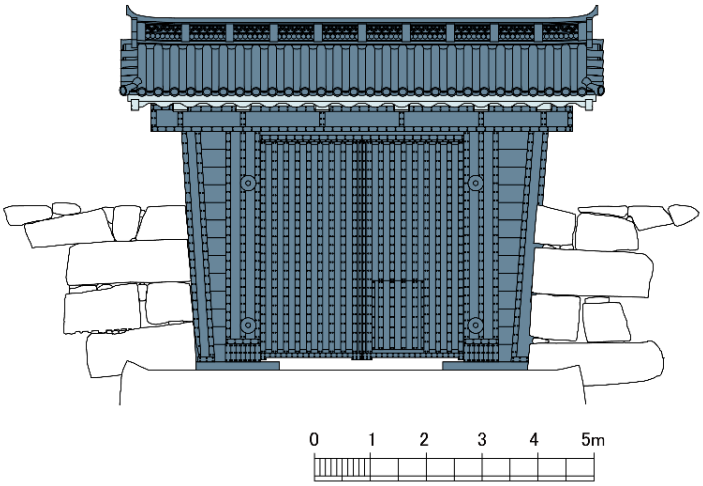

正面図

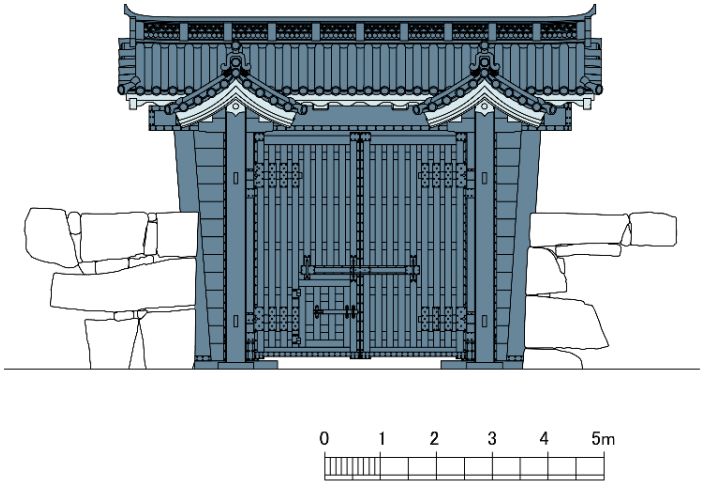

背面図

凡例
基準1
基準2
基準3

図 2-16　部分及び部位の保護方針【旧二之丸東二之門（A06）立面図】

A06　旧二之丸東二之門				
部　位		基準	仕　様	備　考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱、控柱腕木	1	木材	
	筋違	2	木材	濃尾地震後取付
	腕木、出桁、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）、門	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸、門	2	筋金（鋲打）	
	肘坪、門金具、掛金、受坪、乳金具	1	金属	

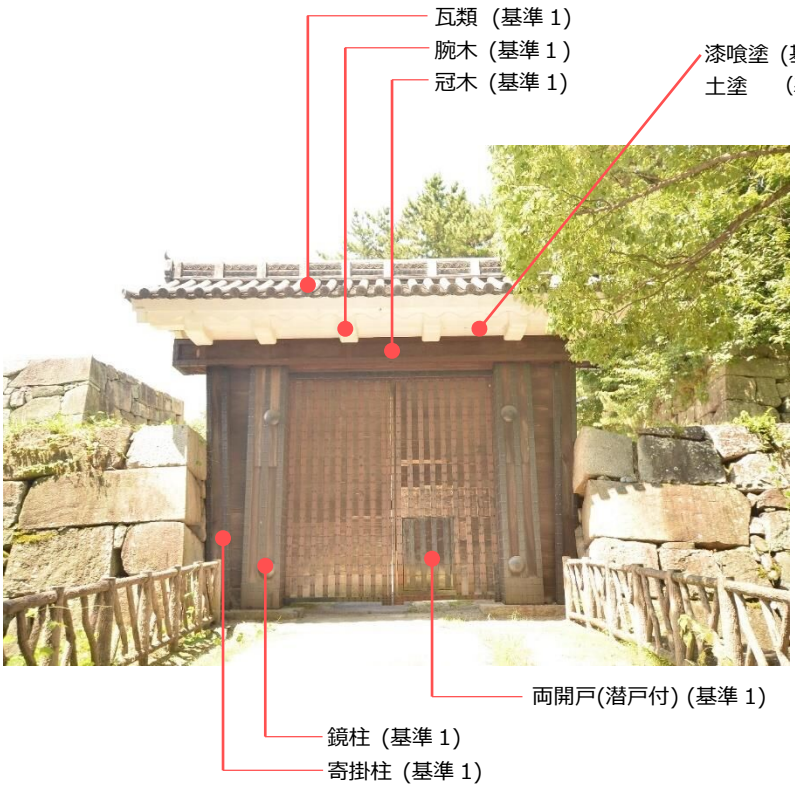

旧二之丸東二之門東面

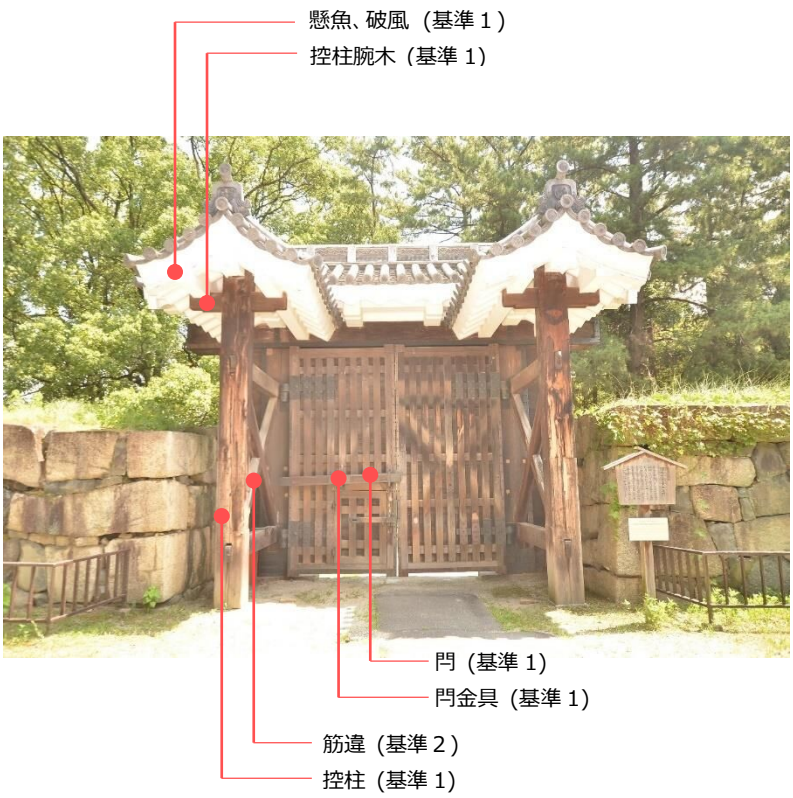

旧二之丸東二之門東面

旧二之丸東二之門東面

第3章

環境保全計画

第１節　環境保全の現状と課題
第２節　環境保全の基本方針
第３節　区域の区分と保全方針
第４節　建造物の区分と保護の方針
第５節　防災及び環境保全上の課題と対策

第3章 環境保全計画

第１節　環境保全の現状と課題

１．樹木

（1） 特別史跡内における樹木の現状と課題

名古屋城は昭和６年(1931)に宮内省から下賜された本丸・西之丸・御深井丸を名城公園として一般開放して以降、長らく都市公園として供用されてきた。築城時から現在に至るまでに多くの樹木が植栽され、城内の樹木は十分な管理が行き届かないまま老朽化や巨大化等が進行している。

平成 30 年(2018)策定の「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」にて、「城跡としての風致を維持するため城跡全体の植栽管理方針を定める必要がある」ことが示されたため、令和６年度(2024)に「名古屋城植栽管理計画」が策定された。令和４年度(2022)の植栽調査から城内に高木が約 3,300 本あることが確認され、落枝や倒木などの来城者の安全性が懸念される樹木や将来文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木が多いことなどが課題として提示されている（図 3-1）。これを受け、地区ごとの特性を踏まえた植栽管理や樹木の成長に合わせた継続的な植栽管理などを基本方針とする。計画では日常管理では対応できない高木等の伐採・剪定を特別管理とし、実施範囲を３段階に分けて複数年で施工し、PDCA サイクルで運用しながら計画範囲全域を概ね 10 年で一巡する予定である。

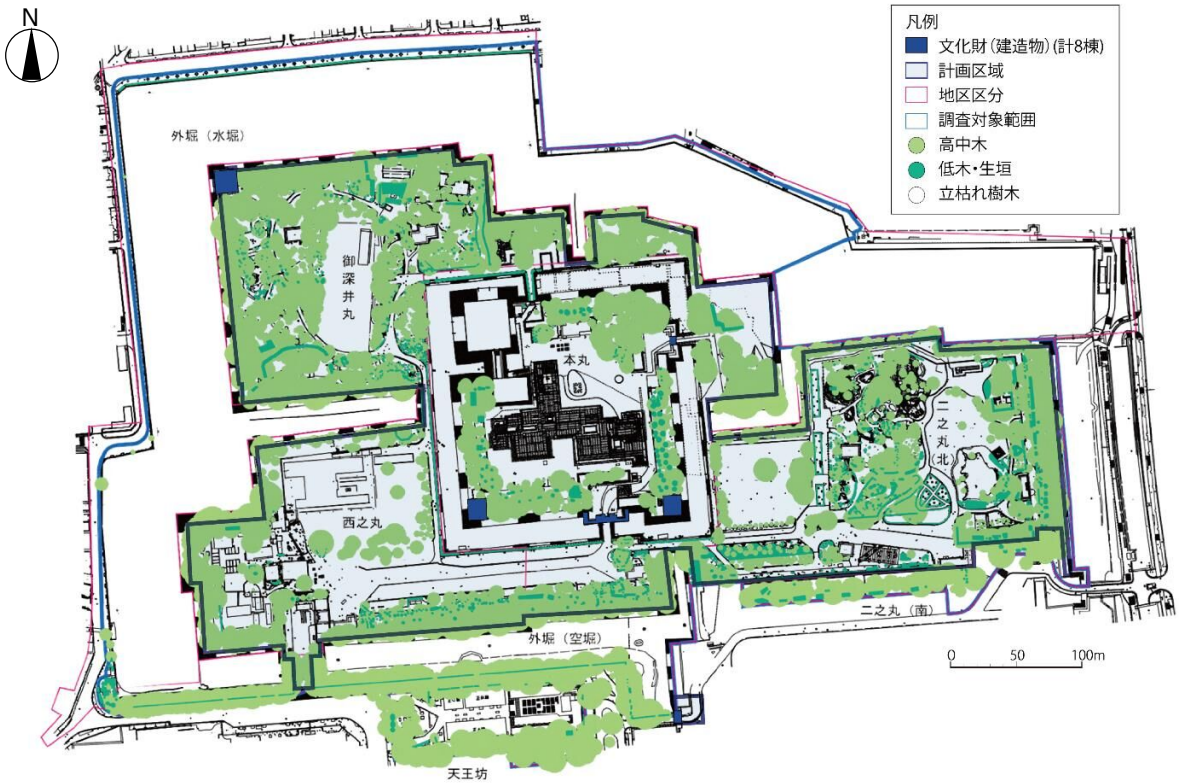

図 3-1　名古屋城における樹木の分布（「名古屋城植栽管理計画」より）

（2） 文化財(建造物)周辺における樹木の現状と課題（課題箇所を抽出）

ア　A01 西南隅櫓

西南隅櫓の周辺は樹木が多く本丸側から全景を捉えることはできない(写真 3-1)。また、建造物東側にあるマツの大木は樹高も高く、枝張りも大きいことから、櫓の採光・通風を阻害している(写真 3-2)。多くの樹木が石垣上に植樹されており、風の影響を受けやすい。このため、倒木、枝の折損及び落下による建造物の破損、落葉の屋根面への堆積、雨落ちの詰まりが懸念される。

イ　A02 東南隅櫓

東南隅櫓の階段脇には健全でないサクラが数本ある(写真 3-3)。将来的には枯損する可能性もあり、建物壁面に近接していることから、軒先からの雨落ちを受けることで蟻害の発生を誘発する可能性がある。

また、東壁面から避雷針にかけてツルが線に絡みついている(写真 3-4)。屋根面には草が繁殖しており(写真 3-5)、屋根面の草は葺き土の流出、野地板への根張り、内部への漏水や瓦裏を伝い、軒先塗籠めの剥離へと破損が進行することが予想される。

ウ　A03 西北隅櫓

周辺を高木に囲まれるため、本丸側から全景を視認することができない。また、風による影響として倒木、枝の折損・落下による建造物の破損が懸念される。一方、周囲はアスファルトによって舗装されているため、樹木と適度な離隔距離が保たれ、一定の採光及び通風は確保されている(写真 3-6)。

写真 3-1　西南隅櫓の周辺現況

写真 3-2　西南隅櫓東側のマツ

写真 3-3　東南隅櫓階段脇のサクラ

写真 3-4　東南隅櫓東壁面のツル

写真 3-5　東南隅櫓屋根面の現況

写真 3-6　西北隅櫓周囲の舗装

エ　A04 表二の門、A04'表二の門附属土塀

表二の門周辺には樹木が少なく、軒樋の端部が逆勾配に垂下している点を除けば、概ね不具合ないように見受けられる。一方、西側附属土塀にはマツの高木が覆い被さっており、枝の落下が原因と考えられる瓦の崩落を確認できる(写真 3-7)。瓦の落下によって木部が露出し腐朽の進行が顕著である。また、附属土塀入隅屋根には落葉が積もり、草が繁殖する等保存状態は良くない。

オ　A05 二之丸大手二之門

有料区域でないこともあり、全般的に日常の点検・清掃が不足している。門の北側及び南側に位置する雁木を覆うように樹木が茂り、落ち葉が竪樋を詰まらせている(写真 3-8)。このため排水機能が停止し、あふれた雨水が竪樋金具を伝って控柱を腐朽させる可能性がある。また、アスファルト舗装上に排水を堰き止めるかたちで礎石が据えられていることから、雨水によって流されてきた落ち葉や土砂が堆積し、草が繁殖し、足元周りが湿潤な環境にある(写真 3-9)。

写真 3-7　表二の門附属土塀屋根の破損

写真 3-8　大手二之門の竪樋詰まり

写真 3-9　大手二之門の排水路堆積

（3） 文化財(建造物)周辺における樹木対策

文化財(建造物)の周辺にある倒木により建造物を破損させる危険性がある樹木を対象に、樹木内部のウロ及び枯れ枝の有無を定期的に点検し、樹木の健全性を確認していく必要がある。また、落葉による雨落ちの詰まりや屋根面への堆積等に対する保守点検及び清掃を実施する。

文化財(建造物)の健全性を維持するためには、屋根上の草木を除草し、併せて葺き土等の瓦下地の状況を把握したうえで、破損部分は修理を行う。

二之丸大手二之門では雨樋の清掃を早急に実施する必要がある。現状よりも竪樋下端を短くし、落葉を外部に流し出しやすくするような構造に変更するなど改善策を検討する。定期的な清掃・保守点検を行える体制を整え、落葉の原因となる樹木の剪定を行う必要がある。

2．石垣

（1） 特別史跡内における石垣の現状と課題

名古屋城の石垣は慶長 15 年(1610)の築城時に築かれており、三之丸を含む総延長は約 8.2km になる(図 3-2)。石垣は地盤や背面環境による劣化、災害による崩壊などから修復が必要となることが多くあり、名古屋城でも築城直後から現代まで継続して各時代に積み直しが行われている。江戸時代の石垣修復は宝暦年間(1751-1764)の天守台石垣の積み直しが代表的であり、明治時代以降には西南隅櫓の崩落に伴う石垣修復が宮内省によって行われたほか、各所有者が修復を行っている。これらの修復は記録が少なく詳細の分からないことも多いが、実際の石垣には多くの積み直しの痕跡が残されているため、現在確認している記録以上に修復が行われていると考えられる。また、名古屋市は昭和 45 年(1970)に御深井丸北側石垣の崩落に伴う修復を行って以降、城内で継続的に石垣の修復整備を進めており、計 17 箇所で石垣修復を行ってきた。

平成 29 年(2017)より石垣の現況と崩落等の危険度を網羅的に把握する目的で石垣カルテの作成を開始した。石垣カルテを通して多くの石垣で変状を確認したため、今後「特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針」を策定し、その評価方法に基づいて維持保全を進めていく。また、石垣カルテは三之丸を含めた範囲を令和７年(2025)に完了した。

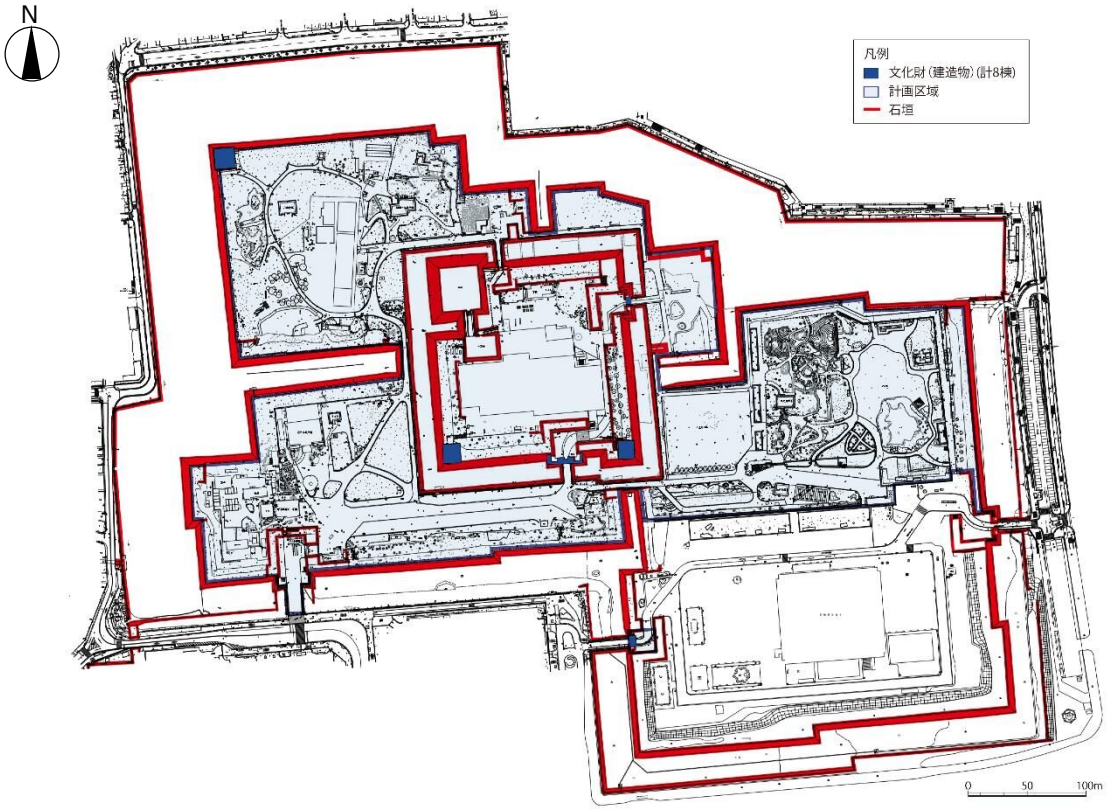

図 3-2　名古屋城における石垣の範囲（三之丸の石垣を除く）

（2） 文化財(建造物)周辺における石垣の現状と課題（課題箇所を抽出）

ア　A01 西南隅櫓

西南隅櫓直下の石垣は、大正 10 年(1921) に隅櫓とともに崩落し、その後修復されているが、現在膨らみなどの変状はみられない。一方、西側石垣の隅櫓直下から北に約 20mの地点では、石垣下部に膨らみが確認できることから安全な状態とは言い難い(写真 3-10)。この部分の石垣が崩壊した場合、建造物の安全性にも多大な影響が生じることが予測される。

イ　A02 東南隅櫓

東南隅櫓の東側及び南側石垣では、大きな膨らみや変状は確認されていない。櫓台の北側及び西側の石垣には「落とし積」が用いられる、後世に積み直しを行った痕跡がみられる(写真 3-11)。

ウ　A03 西北隅櫓

西北隅櫓の北側石垣では、昭和 45 年(1970)に建物直下より東側の範囲が豪雨によって崩落し、修復工事が実施された。この際に石垣面をセットバックして積み直しているため、既存部分及び改修部分の境目には、約 50 cmの段差が残る(写真 3-12)。現状で大きな変位は見られないが注意

写真 3-10 西南隅櫓西側石垣の膨らみ

写真 3-11 東南隅櫓の櫓台北側石垣

写真 3-12 西北隅櫓北側石垣の段差

が必要である。

エ　A05 二之丸大手二之門

二之丸大手二之門北側の石垣では、鏡石が膨らみ出しており、変状が進行すれば石垣が崩落して建造物に被害を及ぼす可能性がある(写真 3-13)。また、門北側の雁木では天端付近の石材が倒壊ており、元の位置から外れている(写真 3-14)。

オ　A06 旧二之丸東二之門

旧二之丸東二之門脇の北側石垣では、最上段の築石が門に向かって傾斜している(写真 3-15)。築石の変状に伴って間詰石が抜け落ちているため、石垣に隙間や空洞が生じており、変状がさらに進行すれば鏡柱・控え柱に荷重がかかって門全体を変形させる可能性がある。

写真 3-13 大手二之門北側の膨らみ

写真 3-14 大手二之門北側の雁木倒壊

写真 3-15 東二之門北側の築石傾斜

（3） 文化財(建造物)周辺における石垣対策

文化財(建造物)周辺で変状が確認された石垣は、日常管理のなかでクラックゲージやトータルステーションを用いて定期的に観測を行い、変状の進行状況を把握する。変状が進行したと判断される場合には、状況に応じて詳細な調査を実施する。

変状が進行したことにより問題が生じている場合は、修理を行う必要がある。文化財(建造物)への影響や石垣の文化財的価値も考慮しながら修理方法を選択し、石材の補修や間詰め補修といった部分補修のほか、やむを得ない場合には解体修理も検討する。

３．雨水排水設備

（1） 特別史跡内における雨水排水設備の現状と課題

名古屋城の雨水排水設備には排水桝や側溝のほか築城時に設けられた暗渠があり、現在でも雨天時には堀底に面した石垣の暗渠から排水される状況を確認できる(図 3-3)。暗渠は江戸時代の石垣修復の際にも改修がみられ、明治時代には陸軍省によって大規模に改修されている。雨水排水設備は築城時から改修を繰り返しながら使用されているため、機能が失われてしまっている暗渠もあり、全貌は不明である。また、明治時代以降に改修された暗渠の多くは陶管及びヒューム管となっており、近年では陶管が経年劣化で崩壊し、それに伴って堀底が陥没する事例が生じている。令和６年度には主な園路下に埋設されている排水管調査を行い、現況を確認した。その結果、管のひび割れ（クラック）や継手のズレなどが確認されたため、今後不具合が生じている排水管の改修を実施していく。

（2） 文化財(建造物)周辺における雨水排水設備の現状と課題（課題箇所を抽出）

ア　A02 東南隅櫓

周辺のサクラをはじめ、広葉樹の落葉によって雨落ち溝の排水口が堰き止められ、土砂の堆積

がみられる。

イ　A06 旧二之丸東二之門

旧二之丸東二之門の東側、雨落ちの直下に擬木手すりが設置されていることから、雨が手すりに当たって跳ねている。この水跳ねが鏡柱柱脚部の破損原因となっている。また、控え屋根からの雨水の跳ね返りにより、扉下部及び控え柱脚部の木部が変色している。

一方、本丸側から旧二之丸東二之門にかけて、敷地の地盤面は東側に向かってなだらかに傾斜していることから、雨水が滞水しやすい環境にある。加えて、地盤面と控え柱の礎石の天端高さに差が少なく、控え柱の脚部の水切れ不良が心配される。

（3） 文化財(建造物)周辺における雨水排水設備対策

梅雨入り前や落葉後の時期に雨落ち溝の点検・清掃を定例化する。雨落ちの跳ね返りについては、現状変更を前提として雨樋の設置を検討することで問題を解消することが可能である。その他、旧二之丸東二之門では次回の更新の際に保護柵の仕様を変更するなど、雨落ちの跳ね返り対策を併せて検討していくことが必要である。また、文化財(建造物)の健全性を維持するうえで、新たに敷地内を掘削し集水設備を取付けることが効果的であるが、排水管の大規模改修や地下遺構保護の観点をふまえながら、上下水道局・史跡部門との調整を図りつつ慎重に検討を進める必要がある。

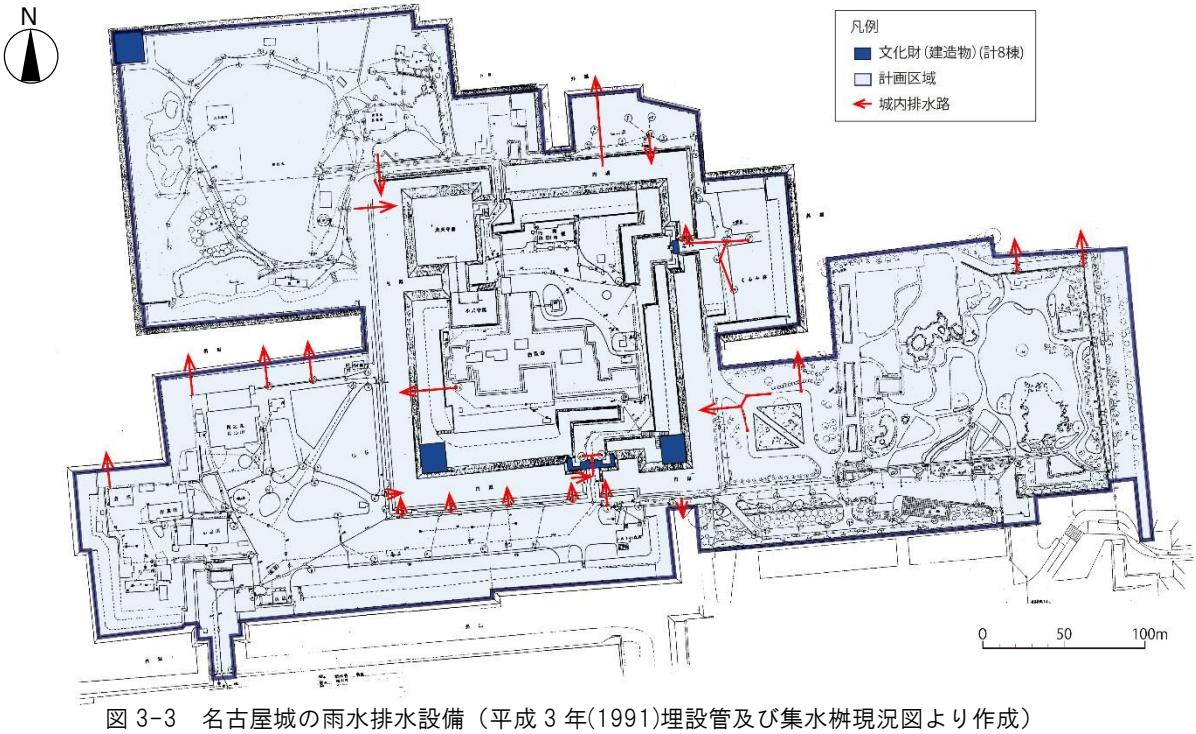

図 3-3　名古屋城の雨水排水設備（平成 3 年(1991)埋設管及び集水桝現況図より作成）

4．保護柵

（1） 特別史跡内における保護柵の現状と課題

名古屋城における保護柵は転落防止などの安全上の観点から園路沿いや堀に面して設置されている。主に生垣、鉄柵、擬木柵、ロープ柵などに分けられ、城内の全域にわたって舗装の剥がれ、ひび割れ等の経年劣化が各所で確認できる。これらは来城者のつまずきや転倒、雨天時の排水不

良等を引き起こす可能性があり、日常的な点検のなかで随時修繕、更新等を行っている。また、外堀に面して多く設置されている鉄柵は塗装の彩度が高く、歴史的な景観に調和していない。景観に配慮した色彩への改修、更新等を行う必要がある。

（2） 文化財(建造物)周辺における保護柵の現状と課題（課題箇所を抽出）

ア　A02 東南隅櫓

東南隅櫓は土塁上にあり、土塁へ上がる階段は木柵によって閉鎖されているため、来城者が近づくことはできない。東南隅櫓の西側で来城者の安全確保のために仮設のコーンを設置していたが、雨落ち直下付近であったため、雨の跳ね返りによって外壁下部に損傷が生じていた（現在は非公開となっているため仮設のコーンは移動済み）。

イ　A05 二之丸大手二之門

通行車両からの門扉保護を目的としてガードレールが設置されているが、通常時の車両通行はほとんどみられない。一方で歩行者の通行路を狭めており、接触によるき損の危険性を高めている。また、ガードレールは形状や色彩が歴史的な景観に調和していない。

（3） 文化財(建造物)周辺における保護柵対策

歴史的な景観や文化財(建造物)との調和を図り、保護柵の形式及び意匠の検討を行い、改修・更新等が必要である。来城者の安全確保のために仮設柵や保護柵を設置する場合も、文化財(建造物)の環境を考慮したうえで設置する必要がある。

写真 3-16 西北隅櫓の鉄柵

写真 3-17 東南隅櫓の仮設コーン（現在は移動済み）

写真 3-18 二之丸大手二之門のガードレール

5．文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件

文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件として表 3-1 に掲げるものが挙げられる。その他、特別史跡名古屋城跡の構成要素として (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)及び(Ⅳ)に示された建造物または工作物が一体となって城内の歴史的価値を構成している(表 3-2)。これら建造物及び工作物は財務省、名古屋市、一般財団法人名古屋城振興協会によってそれぞれ所有または管理されている(図 3-4・3-5)。

表 3-1　文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件

種　別	名　称	指定面積	指定年月日
史蹟 （追加指定） 特別史跡	名古屋城 〃 名古屋城跡	390,056.72 ㎡ 390,217.48 ㎡ 〃	昭和 7 年(1932)12 月 12 日 昭和 10 年(1935)5 月 15 日 昭和 27 年(1952)3 月 29 日
名勝 （追加指定）	名古屋城二之丸庭園	5,137.18 ㎡ 30,463.35 ㎡	昭和 28 年(1953)3 月 31 日 平成 30 年(2018)2 月 13 日

※　二之丸内と三之丸北東の土塁は、昭和 52 年(1977)6 月 27 日の文化財保護審議会にて特別史跡に追加指定すべきと答申されたが、告示されずに現在に至っている。

種　別	名　称	員　数	指定年月日
天然記念物	名古屋城のカヤ	1 本	昭和 7 年(1932)7 月 25 日
重要文化財(美術工芸品) (追加指定) 重要文化財(美術工芸品)	旧本丸御殿障壁画 〃 旧本丸御殿天井板絵	183 面 附 16 面 149 面 331 面 附 369 面	昭和 25 年(1950)8 月 29 日 昭和 30 年(1955)6 月 22 日 昭和 31 年(1956)6 月 28 日

種　別	名　称	員　数	指定年月日
市指定有形文化財 (建造物)	余芳亭	1 棟	昭和 48 年(1973)10 月 15 日

※1　市内で民間所有されていた余芳亭は平成 22 年度(2010)に名古屋市へ寄贈され、令和 6 年度(2024)に二之丸庭園の原位置へ移築再建した。

表 3-2　特別史跡名古屋城跡の構成要素

地区区分	(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	(Ⅱ) 本質的価値の理解を 促進させる諸要素	(Ⅲ) 歴史的経緯を 示す諸要素	(Ⅳ) その他の諸要素
本丸	近世：曲輪、虎口、石垣、土塁、内堀、地下遺構、東南隅櫓、西南隅櫓、表二の門(及び附属土塀)、旧二之丸東二之門、井戸	本丸御殿、不明門、天守閣(大天守・小天守)、御殿椿、御殿椿跡地	近代：石垣、地下遺構	便益・休憩施設、管理施設、案内・説明板、植栽、動物
二之丸(北) (有料区域)	近世：曲輪、石垣、土塁、地下遺構、二之丸庭園、南蛮練塀、井戸、埋門跡、余芳	―	近代：石垣、地下遺構、藩祖遺訓之碑、尾張勤皇青松葉事件之遺跡碑、那古野城碑、光烈の碑、埋御門跡の碑	現代：清正公石曳きの像、土塁 便益・休憩施設、管理施設、案内・説明板、二之丸広場、植栽
西之丸	近世：曲輪、虎口、石垣、土塁、地下遺構、名古屋城のカヤ、塀控柱	正門(榎多門)、西の丸御蔵城宝館	近代：石垣、地下遺構、恩賜元離宮名古屋城碑、樹脂採取の松、被熱ムクノキ	井戸、便益・休憩施設、管理施設、案内・説明板、植栽
御深井丸	近世：曲輪、虎口、石垣、土塁、地下遺構、西北隅櫓、井戸、天守礎石、石垣修理碑、塀控柱	―	近代：石垣、地下遺構、乃木倉庫、仮賢所跡、金城温古録碑	現代：茶席(書院、猿面茶席、澱看茶席、茶席門、又隠茶席、織部堂)、茶席庭園、建中寺霊廟燈籠、古代寺院礎石、河内飛鳥寺塔心礎、団原古墳石室、便益・休憩施設、管理施設、案内・説明板、植栽

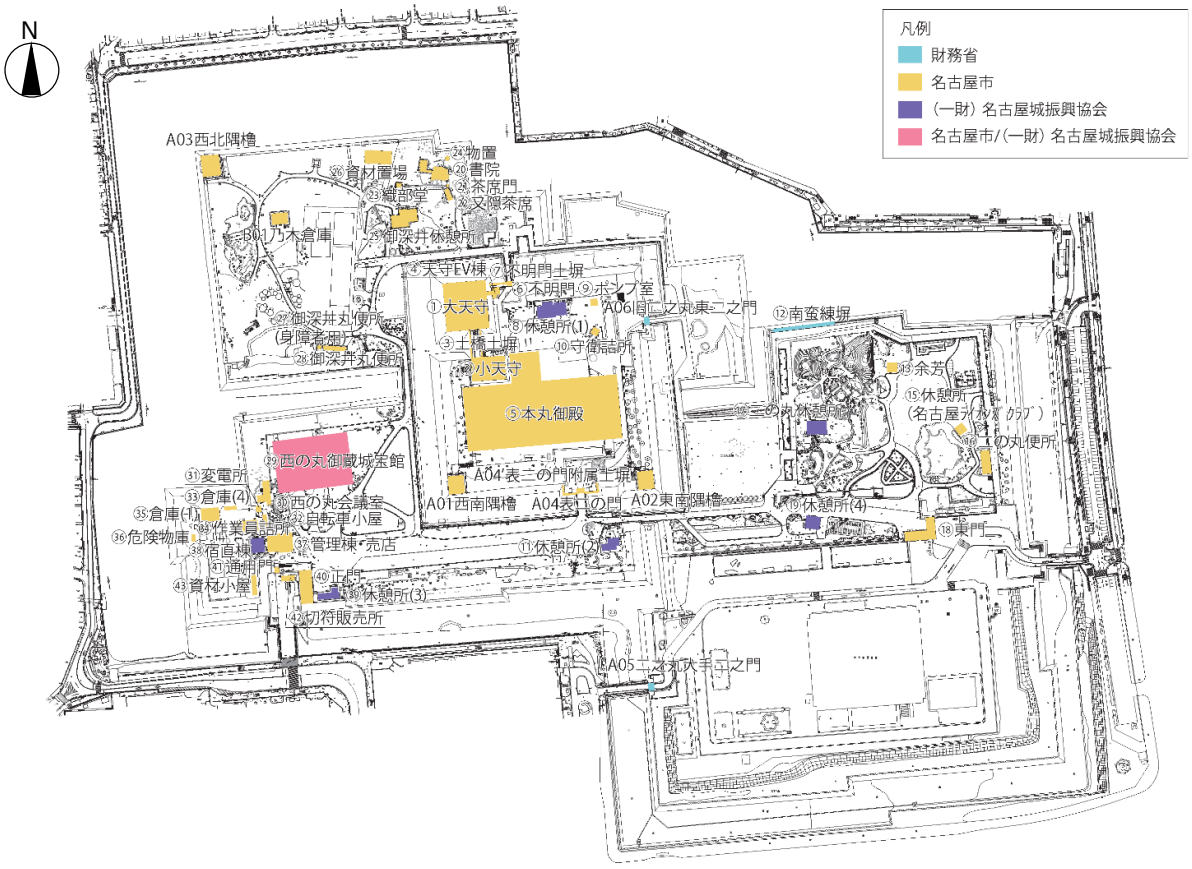

図 3-4　城内建造物・工作物の所有区分

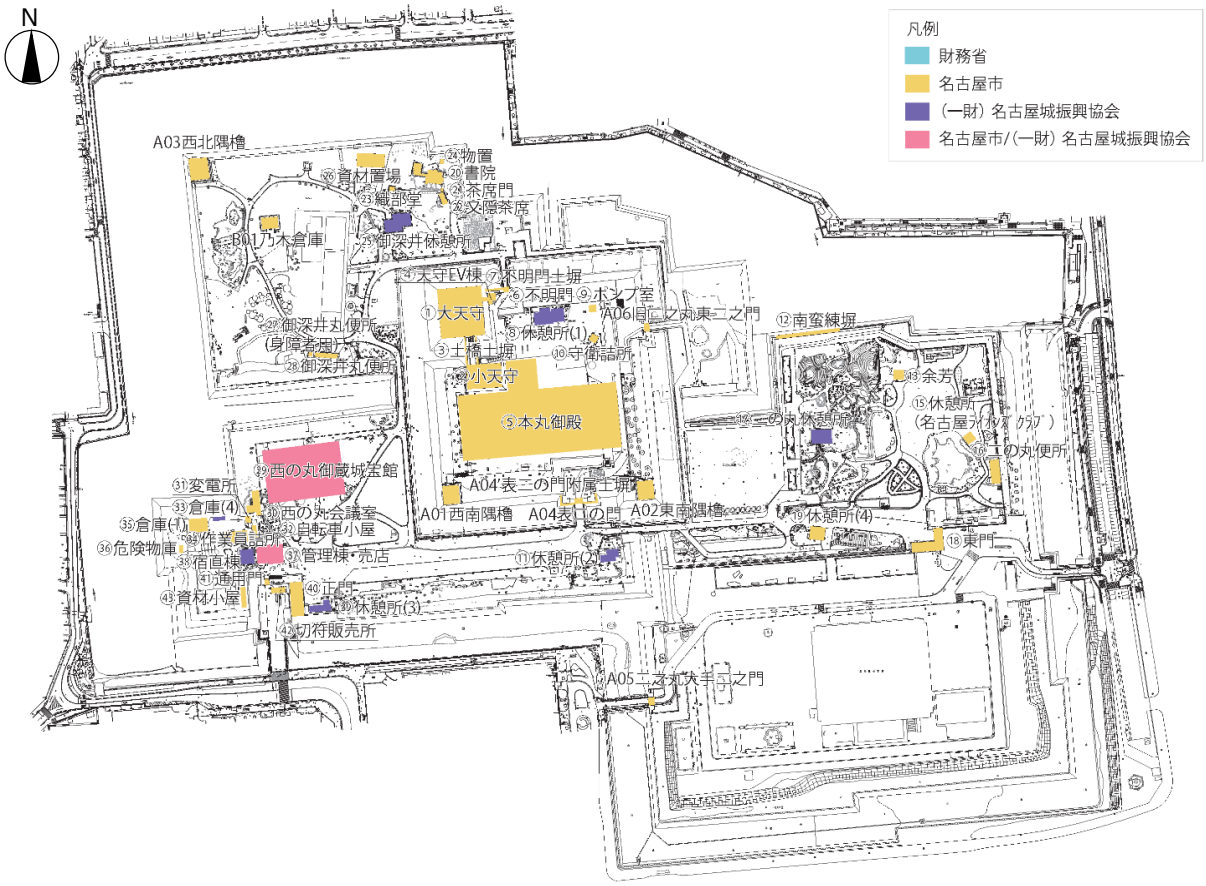

図 3-5　城内建造物・工作物の管理区分

第２節　環境保全の基本方針

文化財(建造物)の健全性及びその観覧環境を保護するため、文化財(建造物)の周辺環境と観覧経路の周囲を適切に保全する。また、本計画が対象とする計画区域は特別史跡名古屋城跡の指定範囲内にあることから、表 3-1 及び 3-2 に掲げた文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件を適切に保全し、環境整備に係る事業については事前に史跡部門と協議したうえで具体的な方針を定める。

第３節　区域の区分と保全方針

１．　区域区分及び建造物区分の設定

計画区域内の区域区分及び建造物区分は図 3-6 の通りである。

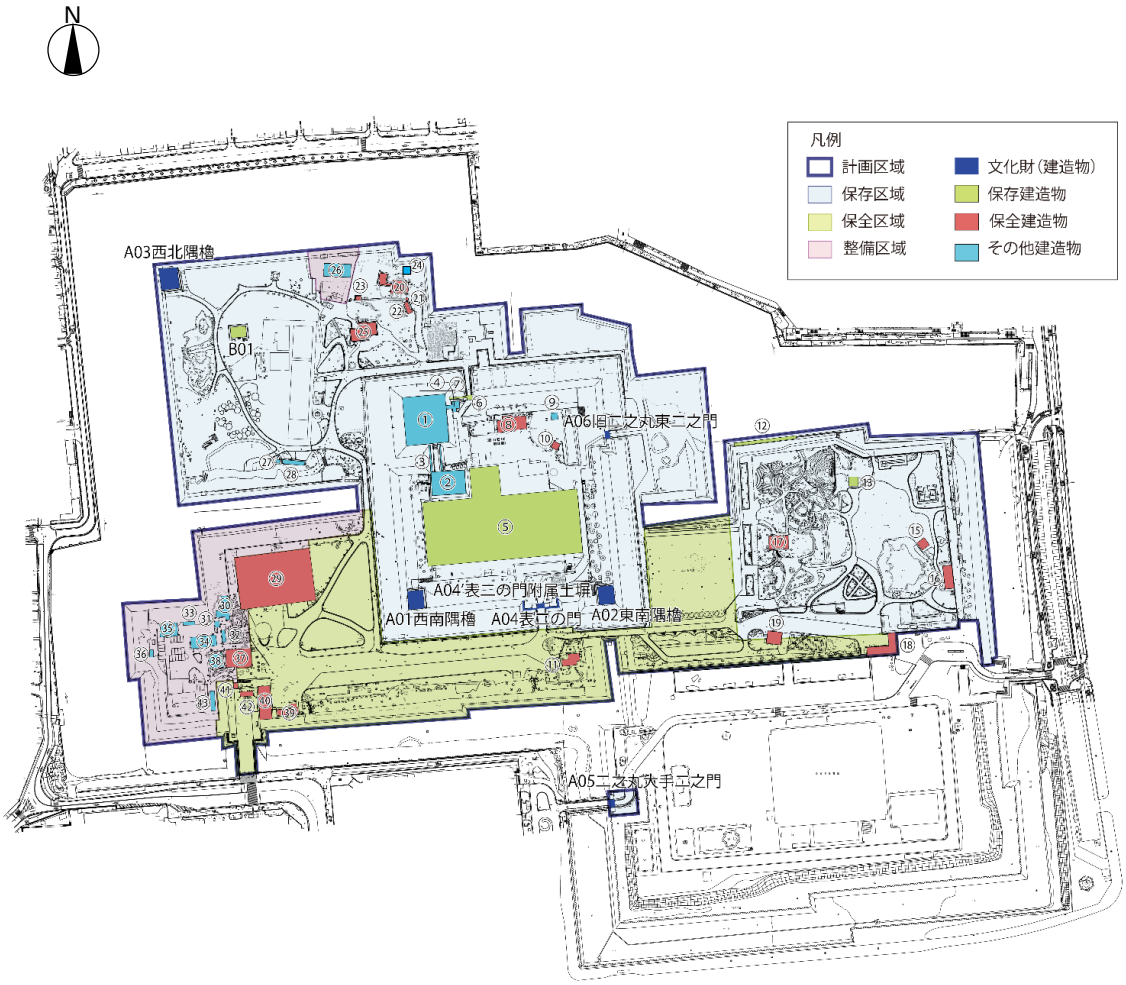

図 3-6　区域区分及び建造物の区分

２．　区域の区分と保全方針

（１）　区域の区分

文化財(建造物)と一体をなして、その価値を形成するものとして指定されている土地及びその他の計画区域の全体について、以下に示す標準的な区分に準じて区分し、保護の方針を定める。ただし、本計画が対象とする計画区域は特別史跡名古屋城跡内に位置するため、基本的な保全・整備方針は特別史跡の保存活用計画に倣うものとする。

ア　保存区域

文化財(建造物)を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ　保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財(建造物)の公開活用、管理若しくは防災上必要な場合に限る。

ウ　整備区域

文化財(建造物)の管理運営のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。

（２）　各区域の保全方針

ア　保存区域(公開エリア)

本丸･御深井丸と二之丸庭園を保存区域とする。保存区域では、文化財(建造物)を保存するため、原則として新たに建造物を設置しない。区域内で新たに設置することができるのは学術的調査に基づく歴史的建造物の復元、防災上必要な設備、観覧環境のために必要な案内板及び説明板等とする。現状で設置されている建造物については、管理運営・防災上必要な建造物に限り、改修・撤去新築を可能とする。また、文化財(建造物)の環境に影響を及ぼす樹木、石垣、雨水排水等を整備する。

イ　保全区域(公開エリア)

西之丸の正門から本丸大手馬出にかけての範囲、二之丸広場から東門にかけての範囲を保全区域とする。この区域内では文化財(建造物)の歴史的景観や環境を保全するため、文化財(建造物)の公開活用に関する設備、管理・防災上必要な設備に限り設置できる。これらの形態、意匠、色彩は文化財(建造物)と調和させる。

ウ　整備区域(非公開エリア)

西之丸の北西部、御深井丸の資材置場の範囲を整備区域とする。管理運営上の施設があり、非公開となっているエリアである。管理活用・防災対策のために新設が必要な建造物はこの区域に整備する。整備区域における建造物では、公開エリアに面する部分を景観や環境に配慮した形態、意匠、色彩とする。

第４節　建造物の区分と保護の方針

１．　建造物の区分と保護の方針

（1）建造物の区分

計画区域内に所在する文化財(建造物)以外の全ての建造物について、以下の標準的な区分に準じて区分する。

ア　保存建造物

保存区域に所在する建造物で、文化財(建造物)に準じて保存を図るもので、以下のものが該当する。

① 地方公共団体により指定･登録等の保護がなされている有形文化財(建造物)及び史跡･名勝等を構成する要素となっている建造物

② その他所有者等が自主的に保存を図る建造物

イ　保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの、あるいは修景基準を定めて運用を図る必要があるもの。

ウ　その他建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、あるいは、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去、あるいは復元的な整備を目指すもの。また、施設の管理運営上必要なもので非公開エリア内にあるもの。

（2） 建造物保護の方針

ア　保存建造物(表 3-3)

① 法律や条例に基づいて指定･登録等がなされているものは、当該建造物の制度的位置づけに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護の方針を定めるものとする。

② その他の建造物については、材料自体を保存して現状の形式を保存することを原則とするが、有効な活用のために部分または部位に限って行う行為、または、学術的・科学的根拠に基づく復元であって、文化財的価値を向上させる目的で行う行為については、現状の形式を変更できるものとし、文化財(建造物)に準じて方針を定める。

イ　保全建造物(表 3-4 から 3-6)

① 原則として、位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。

② 下記の建造物については、用途・機能、区域の状況を勘案して保全方針を定める。

－ 外観復元された建造物で今後も外観のみを保全していくもの。

－ 景観に配慮して整備された公開エリア内の建造物で、今後も改修及び建て替えに当たっては景観に配慮する必要があるもの。

ウ　その他建造物(表 3-7 から 3-9)

① その他の建造物について将来的な存置または撤去の方針を定め、存置する建造物と保存･活用上将来的に新築を予定する建造物について、歴史的景観や環境を損なわないことを原則として位置・規模・色彩・その他の方針を定める。

② 下記の建造物については、用途・機能、区域の状況を勘案して方針を定める。

－ 復元的に整備された建造物であるが更新時期に来ているため、今後修景･整備の方針を定める必要があるもの。

－ 非公開エリア内にある建造物で、施設の管理運営上必要な建造物で将来的に改修、建て替えが必要なもの。

表 3-3　保存建造物

番号		B01	⑤	⑥	⑦
名称		乃木倉庫	本丸御殿	不明門	不明門土塀
外観					
所有者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
公開状況		年数回特別公開(R5 より)	来城者常時公開	毎日開閉	常時公開
竣工年月		1880 年	2018 年 3 月	1977 年	1977 年
現存/復元/移築/整備		現存	復元	復元	復元
構造		煉瓦	W	W	W
階数	地上	1	1	1	1
	地下	0	0	0	0
建築面積	(㎡)	89.57	3647.96	—	—
延床面積	(㎡)	89.57	3103.13	—	—
史跡を構成する諸要素区分		(III)	(II)	(II)	(II)
破損概要		付編参照。	特になし。	柱脚部蟻害。北面軒先漆喰部分的に剥離、汚損。来訪者の動線上にあるため安全対策が必要。	控え柱の貫腐朽・脱落。北面石垣直上部の漆喰剝落。土塀の傾斜。開口部隅角部に亀裂。来訪者の動線上にあるため安全対策が必要。

番号		⑫	⑬
名称		南蛮練塀	余芳
外観			
所有者		財務省	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市
公開状況		常時公開	常時公開
竣工年月		不明	2024 年 12 月
現存/復元/移築/整備		現存	移築再建
構造		タタキ	W
階数	地上	1	1
	地下	0	0
建築面積	(㎡)	—	12.88
延床面積	(㎡)	—	11.22
史跡を構成する諸要素区分		(I)	(I)
破損概要		全長にわたって崩落が進行中。特別史跡の構成要素として保存措置を講ずることが望ましい。	特になし。

表 3-4　保全建造物

番号		⑧	⑩	⑪	⑮
名称		休憩所(1)	守衛詰所	休憩所(2)	休憩所(名古屋ﾗｲｵﾝｽﾞｸﾗﾌﾞ)
外観					
所有者		名古屋城振興協会	名古屋市	名古屋城振興協会	名古屋市
管理者		名古屋城振興協会 (管理許可)	名古屋市	名古屋城振興協会 (管理許可)	名古屋市
用途		売店・トイレ	守衛詰所	飲食施設	来城者休憩所
竣工年月		不明	1989 年 3 月	1968 年 3 月	1980 年 5 月
現存/復元/移築/整備		整備	整備	整備	整備
構造		W, CB	W	RC	W
階数	地上	1	1	1	1
	地下	0	0	0	0
建築面積	(㎡)	171.72	12.25	92.13	13.25
延床面積	(㎡)	171.72	7.29	79.36	13.25
史跡を構成する諸要素区分		(IV)	(IV)	(IV)	(IV)
破損概要		北側軒樋落葉堆積。要清掃。	特になし。	特になし。	特になし。

番号		⑯	⑰	⑱	⑳
名称		二の丸便所	二の丸休憩所	東門	書院
外観					
所有者		名古屋市	名古屋城振興協会	名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋城振興協会 (管理許可)	名古屋市	名古屋市
用途		トイレ	飲食施設(二の丸茶亭)	入退場門・入場券売場・トイレ	特別利用・年数回特別公開
竣工年月		1988 年 7 月	1969 年 9 月	1979 年 3 月	1949 年 9 月
現存/復元/移築/整備		整備	整備	整備	整備
構造		RC	W	W	W
階数	地上	1	1	1	1
	地下	0	0	0	0
建築面積	(㎡)	83.09	118.56	164.70	162.82
延床面積	(㎡)	67.81	99.27	147.42	162.82
史跡を構成する諸要素区分		(IV)	(IV)	(IV)	(IV)
破損概要		特になし。	特になし。	竪樋一部脱落。便所裏軒樋落葉堆積、要清掃。	下屋杉皮耐用年限、土台・壁杉皮剥離、庇銅板剥落。壁漏水、土台腐朽、竪樋欠損、すだれ付け折損、妻壁・化粧裏板カビ汚損。屋根材・柱脚腐朽、桁劣損、妻壁剥離、刀掛脱落。

表 3-5　保全建造物

番号		㉑	㉒	㉓	㉕
名称		茶席門	又隠茶席	織部堂	御深井休憩所
外観					
所有者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋城振興協会 (管理許可)
用途		特別利用・年数回特別公開	特別利用・年数回特別公開	特別利用・年数回特別公開	展示収蔵施設・トイレ
竣工年月		1949 年 9 月	1772-1779 年	1950 年 10 月	1982 年 3 月
現存/復元/移築/整備		整備	移築	整備	整備
構造		W	W	W	W
階数	地上	1	1	1	1
	地下	0	0	0	0
建築面積	(㎡)	—	22.54	14.48	26.40
延床面積	(㎡)	—	22.54	14.48	26.40
史跡を構成する諸要素区分		(IV)	(IV)	(IV)	(IV)
破損概要		笠木腐朽、控え柱機能不全、檜皮葺劣化、塀の杉板張の足元腐朽、建具板劣化、破風板波打ち。使用に支障はないが、劣化・腐朽が進行中。	外部：東面足元杉皮張り腐朽、北妻面杉皮一部欠失、土台・柱腐朽、軒樋のあんこう脱落、雨戸老朽化、換気口格子欠失、板庇劣化、化粧軒垂木(丸竹)欠失。押しぼこ脱落。内部：西北部床傾斜。それに伴う建具枠の歪み。使用に支障はないが、劣化が進行中。	外部：屋根全体的に劣化、砂漆喰の部分的な剥落、西面土台蟻害、西面板戸バタつき。内部：天井雨染み、壁面全体的にシミあり。押入内部雨漏り。使用に支障はないが、劣化がみられる。	北側屋根面に枝が掛かり落葉堆積。

番号		㉙	㊲	㊴	㊵
名称		西の丸御蔵城宝館	管理棟・売店	休憩所(3)	正門
外観					
所有者		名古屋市/名古屋城振興協会（区分所有）	名古屋市	名古屋城振興協会	名古屋市
管理者		名古屋市/名古屋城振興協会（管理委託）	名古屋市/名古屋城振興協会(管理許可)(売店のみ)	名古屋城振興協会 (設置許可)	名古屋市
用途		展示収蔵施設・売店・トイレ	事務所・売店・職員用トイレ	来城者用休憩所・トイレ	入退場門
竣工年月		2021 年 11 月	1970 年 3 月	1988 年 7 月	1959 年 10 月
現存/復元/移築/整備		外観復元	整備	整備	外観復元
構造		RC,S,W	RC	W	RC
階数	地上	2	1	2	1
	地下	0	0	0	0
建築面積	(㎡)	1605.62	271.60	91.94	250.85
延床面積	(㎡)	1481.75	499.20	89.10	308.78
史跡を構成する諸要素区分		—	—	(IV)	(II)
破損概要		特になし。	特になし。	建物南壁面セメント塗り一部剥離、垂直クラック。	セメント塗り仕上げ一部剥離。屋根に落葉堆積。

表 3-6　保全建造物

番号		㊶	㊷
名称		通用門	切符販売所
外観			
所有者		名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市
用途		関係者用出入口	入場券売場
竣工年月		1959 年 10 月	1972 年 9 月
現存/復元/移築/整備		整備	整備
構造		RC	RC
階数	地上	1	1
	地下	0	0
建築面積	(㎡)	—	40.00
延床面積	(㎡)	—	35.64
史跡を構成する諸要素区分		—	(IV)
破損概要		梁下部コンクリート爆裂。鉄板装飾腐食。	特になし。

表 3-7　その他建造物

番号		①	②	③	④
名称		大天守	小天守	土橋土塀	天守 EV 棟
外観					
所有者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
公開状況		平成 30 年より非公開	平成 30 年より非公開	平成 30 年より非公開	平成 30 年より非公開
竣工年月		1959 年 10 月	1959 年 10 月	1959 年 10 月	1998 年 3 月
現存/復元/移築/整備		外観復元	外観復元	外観復元	整備
構造		SRC	SRC	RC	S
階数	地上	8	3	1	2
	地下	1	1	0	0
建築面積	(㎡)	1427.32	559.66	—	49.85
延床面積	(㎡)	5431.73	1347.71	—	35.77
史跡を構成する諸要素区分		(II)	(II)	(II)	—
破損概要		—	—	—	—

番号		⑨	㉔	㉖	㉗
名称		ポンプ室	物置	資材置場	御深井丸便所(身障者用)
外観					
所有者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途		ポンプ室	倉庫	資材置場	トイレ
竣工年月		2018 年 3 月	1981 年 11 月	不明	1988 年 7 月
現存/復元/移築/整備		整備	整備	整備	整備
構造		S	W	W	RC
階数	地上	1	1	1	1
	地下	0	0	0	0
建築面積	(㎡)	7.50	26.40	—	6.96
延床面積	(㎡)	7.50	26.40	—	6.96
史跡を構成する諸要素区分		—	—	(IV)	(IV)
破損概要		特になし。	土台一部腐朽、特に北側。	屋根に落葉堆積	屋根に雑草繁茂。

表 3-8　その他建造物

番号		㉘	㉚	㉛	㉜
名称		御深井丸便所	西の丸会議室	変電所	自転車小屋
外観					
所有者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途		トイレ	会議室	変電所	自転車置場
竣工年月		1988 年 7 月	1991 年 4 月	不明	1968 年 3 月
現存/復元/移築/整備		整備	整備	整備	整備
構造		RC	RC,S,CB	RC	W
階数	地上	1	1	1	1
	地下	0	0	0	0
建築面積	(㎡)	46.78	114.10	26.69	25.12
延床面積	(㎡)	46.78	114.10	26.69	25.12
史跡を構成する諸要素区分		(Ⅳ)	(Ⅳ)	—	—
破損概要		屋根に雑草繁茂。	西面北側鉄製サッシ枠腐食。	全体的に老朽化。開口部上クラック補修跡。	スレート波板破損による雨漏り、天井板腐朽・落下。竪樋の足元破損。職員の利用にあたり、安全管理上の問題あり。

番号		㉝	㉞	㉟	㊱
名称		倉庫(4)	作業員詰所	倉庫(1)	危険物庫
外観					
所有者		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
管理者		名城振(管理許可)	名古屋市	名古屋市	名古屋市
用途		倉庫	会議室・倉庫	倉庫	危険物庫
竣工年月		1959 年 10 月	1959 年 10 月	1974 年 3 月	1968 年 3 月
現存/復元/移築/整備		整備	整備	整備	整備
構造		W	W	S	W, CB
階数	1	1	1	1	1
	0	0	0	0	0
建築面積	25.12	148.50	135.00	16.68	68.04
延床面積	25.12	148.50	135.00	16.68	68.04
史跡を構成する諸要素区分		(Ⅳ)	—	(Ⅳ)	—
破損概要		屋根に落葉堆積。	東・南面軒先廻り木部腐朽。木製建具枠変形・横桟脱落。出窓日左下隅角部蟻害。北面軒樋落葉堆積による機能不全・竪樋脱落。使用に問題はないが、全体的に劣化・老朽化が進行中。屋根面・雨樋の清掃、雨水排水処理の健全化が必要。	特になし。	建物背面、屋根・壁崩落。屋根及び建物周辺に落枝・落葉が堆積。軒樋の破損。周囲に職員用の施設が多数あることから、安全管理上の問題あり。

表 3-9　その他建造物

番号		㊳	㊸
名称		宿直棟	資材小屋
外観			
所有者		名城振	名古屋市
管理者		名城振(管理許可)	名古屋市
用途		事務所	倉庫
竣工年月		不明	不明
現存/復元/移築/整備		整備	整備
構造		RC	W
階数	地上	1	
	地下	0	
建築面積	(㎡)	68.04	
延床面積	(㎡)	68.04	
史跡を構成する諸要素区分		—	—
破損概要		軒樋落葉堆積、雑草繁茂。	鉄骨部材老朽化・腐食進行、植栽繁茂。屋根に落葉堆積。要清掃、経過観察。

第５節　防災及び環境保全上の課題と対策

本保存活用計画が対象とする文化財(建造物)周辺の環境について、防災及び環境保全上の課題、当面の措置並びに環境保全方針について下記に記す。

１．防災及び環境保全上の課題

（１）区域区分

本活用計画が対象とする区域は、台地・段丘に位置する(図 3-7)。このため、降水浸水想定区域及び高潮想定区域の区域外にあり、浸水及び高潮の被害は想定されない(図 3-8･3-9)。また　、当該計画区域は名古屋市防災危機管理局によって広域避難場所に指定されている。

（２）樹木

計画区域内には多くの樹木が生育しており、城内の景観を構成する要素となっている。マツやサクラといった、鑑賞を目的として植樹されたと考えられる樹種が多い。しかし、経年により樹高や枝張りが大きくなり、本丸内の文化財(建造物)を一体的に視認することができなくなっている。また、樹木による文化財(建造物)への主な影響としては、①倒木・枝の落下による破損、②落葉の屋根・樋への堆積、排水口の堰き止め、③樹根による建造物付近の石垣の破損があげられる。

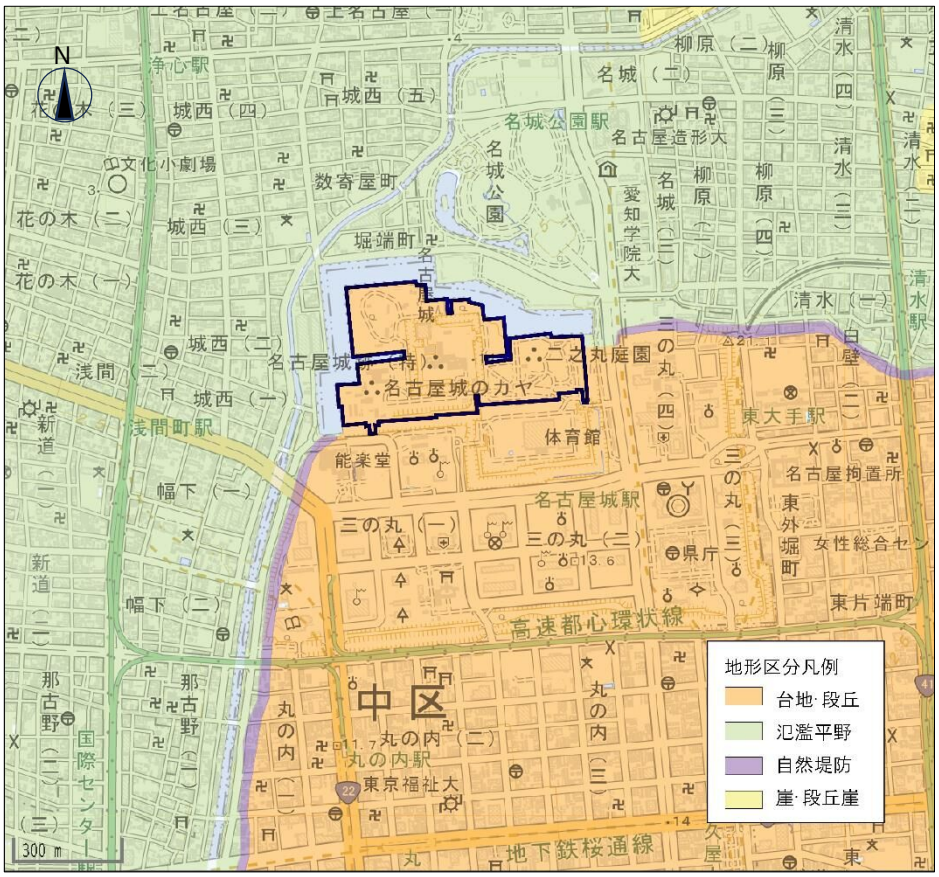

図 3-7　名古屋城周辺地形区分(「ハザードマップポータルサイト」をもとに作成)

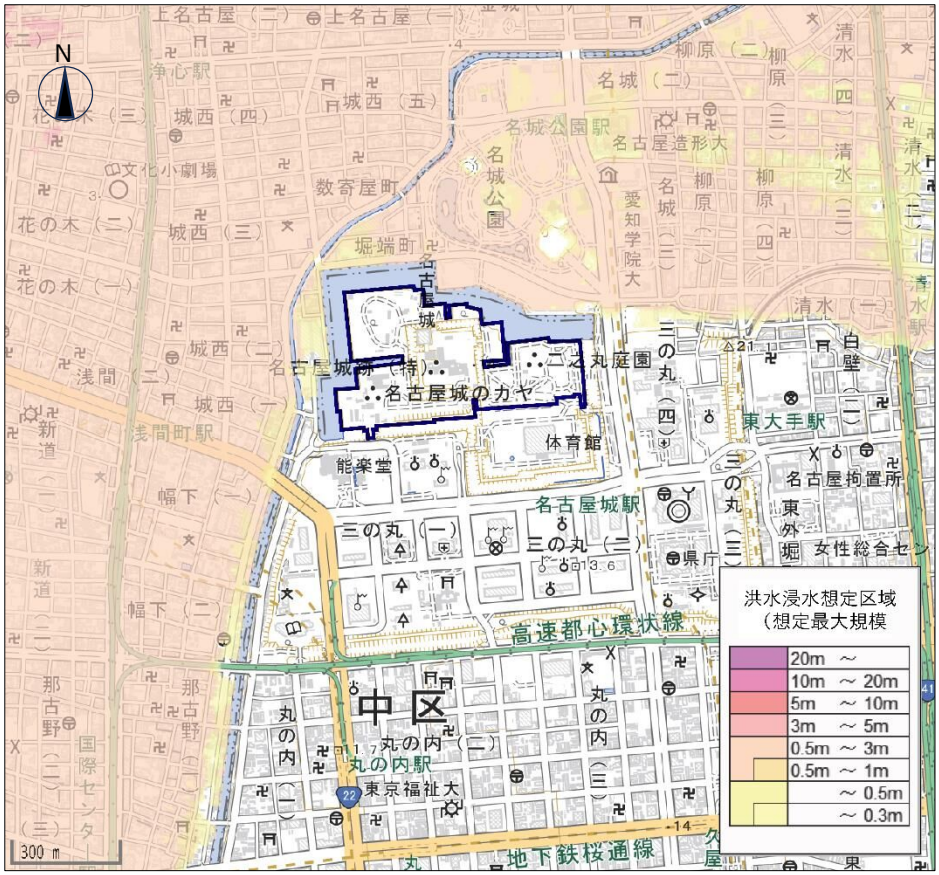

図 3-8　計画区域周辺降水浸水想定区域(「ハザードマップポータルサイト」をもとに作成)

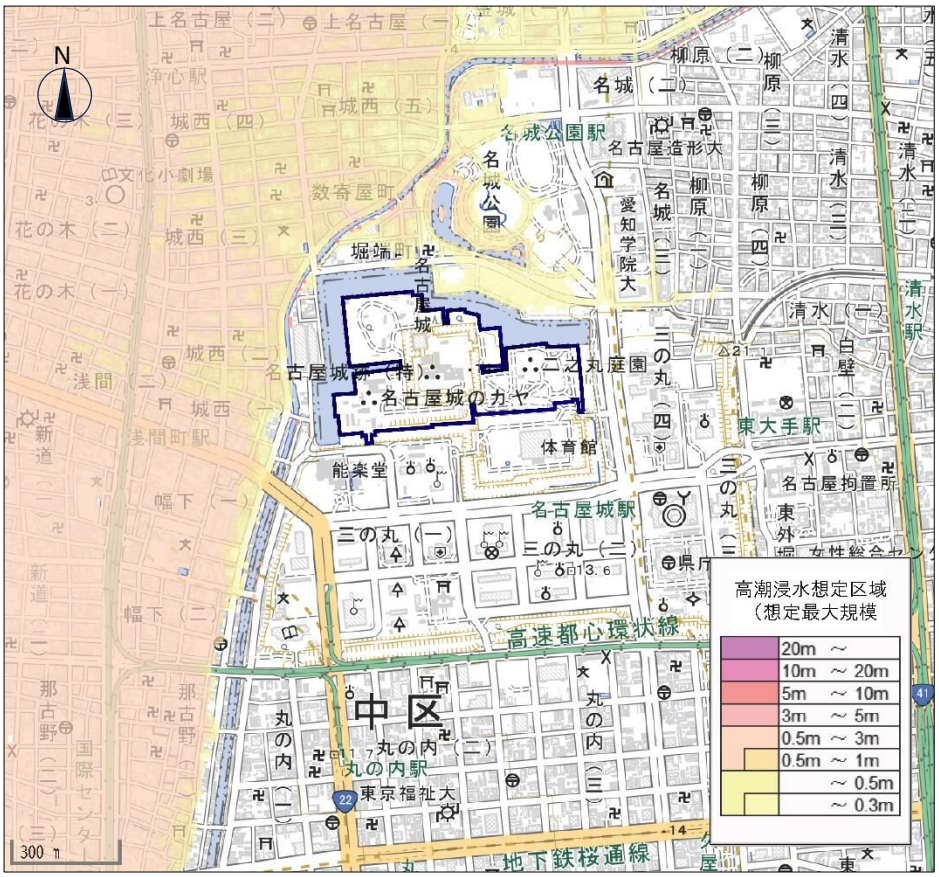

図 3-9　高潮想定区域(「ハザードマップポータルサイト」をもとに作成)

（3）石垣

計画区域内全般を見た場合、元御春屋門下の西面石垣や西北隅櫓下の北面石垣など、各所に膨らみが生じている。これら石垣の状況を、「石垣カルテ」をもとにさらなる調査を実施し、危険度の優先順位を付ける必要がある。

（4）雨水排水設備

旧二之丸東二之門では軒樋･竪樋ともに設置されていないため､屋根からの雨落ちが跳ね返り、将来的に柱脚部や扉下部の破損原因となることが予測される。雨水の跳ね返りを防止することで、建造物の修理サイクルを延ばすことができるため早急に対策を講じる。東側の擬木手すりが雨落ち内まで伸びる箇所については、文化財(建造物)の保護の観点から、手すりの改修及び仕様の変更を検討していく。同じく、旧二之丸東二之門では本丸側敷地内の降雨が門に向かって集まるが、雨水排水施設がないためそのまま流出している状態である。

2．当面の措置並びに環境保全方針

（1）区域区分

計画区域内には文化財(建造物)だけでなく、表 3-3 から 3-9 に示したように多数の関連施設が存在する。公開エリアでは多くの施設が良好な状態で運用されているが、又隠茶席や織部堂など、一般市民の利用に供する一部の施設では腐朽・破損が進行している。また、非公開エリアでは作業員詰所や危険物庫など、施設の老朽化や破損がみられる。

平時より防災意識を高め、適切な耐震補強あるいは定期的な小修繕の積み重ねによって、計画区域内全体の建造物における健全性の維持を心掛ける。また、美観の維持だけでなく、災害時における倒木や石垣の崩壊による二次災害を抑制するため、史跡部門と協働して適切な環境保全整備を目指していく。

（2）樹木

暴風時には建造物周辺の高木が倒木する可能性があるため、枯損した樹木、樹木内部のウロ・枯れ枝の有無など、建造物周辺樹木の健全性を定期的に点検し適切に処理していく。

（3）石垣

「石垣カルテ」及び「令和５年名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画に係る基本調査」をもとに経過観察を実施し、危険と判断された石垣については早急に対策を検討する。確認された石垣の危険性や規模を考慮し、優先順位を付けて対応する計画策定を行う。

膨らんだ石垣に対しては、変状が進行しているかどうか確認するための「歪みゲージ」を取り付け、トータルステーションによる定点観測によって石垣の変動量を調査する。その際、センサーによるシステム等を用いて管理していく。

変状が進行している場合、石垣の修復を含む大規模な措置が必要となるが、該当箇所の状況・規模、新補材の確保等に応じて対応は異なるため、事前に十分な時間と関係部局との協議を要する。とりわけ、櫓台の直下の部分では、文化財(建造物)の根本修理の時期と併せて石垣の修理を実施することが最も効率的であることから、「石垣カルテ」をもとに計画区域内の全体計画を立案し対応を図る。

（４）雨水排水設備

旧二之丸門東二之門については雨樋を設置し、直接雨水が柱にあたらないように排水処理を行う。地形的にみて旧二之丸門東二之門側に雨水が集中するため、排水計画を立て効果的な排水処理を行う。地下に雨水排水施設を設置する場合には、史跡部門と協議のうえ、地下遺構を傷つけないよう綿密な事前調査を行う。雨水排水施設の設置に際しては、極力地下遺構を傷つけないよう配慮する。また、樋の設置されている場所では、梅雨入り前と落葉時期に樋の清掃を定例化し、機能の健全性を維持していく。また、同時期に屋根面や雨落ちの清掃を実施する。

付編 乃木倉庫保存活用計画・参考資料

第１節　乃木倉庫(B01) 保存活用計画

１．文化財(建造物)の概要

表１　文化財(建造物)の名称及び構造・形式

登録有形文化財(建造物)					
番号	名　称	員数	構造・規模・形式	登録番号	登録年月日
B01	乃木倉庫	１棟	煉瓦造平屋建、 瓦葺、91 ㎡	第 23-0005 号	平成９年(1997) ６月 12 日

表２　所有者等の氏名及び住所

登録有形文化財(建造物)						
番号	名　称	土地所有者	建物所有者	住　所	管理団体	住　所
B01	乃木倉庫	名古屋市	名古屋市	名古屋市中区 三の丸三丁目１ 番１号	―	―

表３　文化財(建造物)の概要

登録有形文化財(建造物)		
番号	名称	
B01	乃木倉庫	・明治 13 年(1880)に名古屋鎮台の弾薬庫として建設。予備弾薬庫、第二弾薬庫とも呼ばれる。 ・離宮期に入り、明治 42 年(1909)の陸軍からの移管時は第二弾薬庫、のちに第一倉庫と呼ばれる。 ・名古屋市営期に入り、昭和５年(1930)の宮内省からの移管時は第一倉庫、昭和６年(1931)以降は乃木倉庫と呼ばれる。 ・入口上部や床下にアーチ構造がみられるほか、小屋組は洋小屋トラスとなっており、入口扉には銅板が張られる。 ・昭和 20 年(1945)の空襲の際には旧本丸御殿障壁画を保管していた。

表４　文化財(建造物)の公開活用状況

登録有形文化財(建造物)		
番号	名　称	公開活用状況
B01	乃木倉庫	外観は常時公開。内部は期間を限定して公開している(令和５年(2023)～)。

表５　文化財(建造物)の改造・修理履歴

登録有形文化財(建造物)		
番号	名　称	改造・修理履歴
B01	乃木倉庫	明治 13 年（1880）　完成

		昭和 15・16 年(1940・1941)から同 44 年(1969)　庇撤去(戦災による破損・消失)か ※ガラス乾板写真、国土地理院空中写真より 令和　５年（2023）　外壁部分修繕及び屋根部分修理工事

２．　文化財(建造物)の価値

（１）　旧日本陸軍軍事施設のうち煉瓦造建築としての価値

乃木倉庫は、陸軍省の工兵第三方面によって建築設計と工事監督が行われ、明治 12 年(1879)7 月に着工、明治 13 年(1880)10 月に名古屋鎮台予備弾薬庫として竣工したことが史料から判明している。

国内に現存する旧日本陸軍軍事施設のうち、最初期のものとしては、明治村に移築保存されている「歩兵第六聯隊兵舎」(明治６年(1873)、木造二階建、国登録有形文化財)や「名古屋衛戍病院」(明治 11 年(1878)、木造平屋建、愛知県指定有形文化財)があるが、煉瓦造建築あるいは倉庫建築としては乃木倉庫が最も古い事例である(表８)。

また六鎮台時代以降の旧日本陸軍の施設は城郭内あるいは城郭に隣接して建設されることが多かったが、大半は現存しない。現在も城郭内に確認できる旧日本陸軍の遺構としては、大阪城内の第四師団司令部庁舎(昭和６年(1931))や旧大阪砲兵工廠化学分析場(大正８年(1919))、広島城内の中国軍管区司令部跡(旧防空作戦室)などがあるが、明治期の六鎮台時代における遺構としては乃木倉庫が唯一の現存事例である。

よって乃木倉庫は国内の旧日本陸軍軍事施設の中でも現存最古の煉瓦造建築であり、明治期の旧日本陸軍が城郭内に建設した施設が現存している唯一の事例としても注目される。また、建設年代や明治初期の陸軍営繕体制が特定できるものとしても貴重な事例である。

（２）　火薬倉庫の規範としての価値

乃木倉庫は旧日本陸軍が建設した弾薬ないし火薬の格納庫として初期のものである。一般的な火薬庫の構造を規定した火薬取締規則は、明治 17 年(1884)12 月に制定された。「火薬庫は皇陵社寺公園家屋火を取扱う場所宅地国道県道鉄道電信柱汽船の通すべき河湖及他の火薬庫境界との中間に 50 間以上の距離を有つ可し」(第 17 条)、「火薬庫は土蔵又は煉瓦造にして家根は軽量の不燃質物を用い内部には鉄釘石瓦を露わさず窓には透明の硝子を用ゆべからず又避雷針を設け庫外の周囲に 2 間以上を隔てて高さ６尺以上の土堤を築き入口に火薬庫と書したる標木(曲尺６尺以上にして５寸角以上のもの)を建つ可し」(第 18 条) と定めている。乃木倉庫は本規則以前に造営されたもので、土塁が築かれていないなど、日本における火薬庫の過渡期の様相を呈している。

そもそも火薬庫は、鉱山運営にも不可欠な建築であり、明治期日本の近代化に密接に関わっていた。乃木倉庫は、現存最古の火薬庫建築であり、火薬庫の構造形式、築造技術からみて、日本の近代化遺産史上貴重な建造物である。

（３）煉瓦造倉庫の技術的発展を考えるうえでの価値

明治初期、日本国内における倉庫の構造として主には旧来の土蔵造(米蔵や酒蔵等)が多かったが、産業の近代化に伴い倉庫の規模や構造に変化が見られ、明治５年(1872)に木骨煉瓦造で建設された富岡製糸場繭倉庫(東置繭所、西置繭所)が煉瓦を用いた倉庫として最も早い例として知ら

れる(表９)。また保税倉庫では、明治 11 年(1878)に神戸税関において、同 13 年(1880)に横浜税関において、煉瓦造倉庫が建設された。一方、民間商社が近代倉庫業を設立し始めるのもその頃からで、同 13 年に仏人レスカスの設計によって三菱倉庫の元となる煉瓦造倉庫(2 階建、7 棟)が東京江戸橋に建設された。乃木倉庫の建設もまた同年代であり、煉瓦造倉庫として早い時期といえる。

また乃木倉庫は、建築から 11 年後の明治 24 年(1891)10 月に濃尾地震に遭遇した。震度６相当の強烈な揺れに見舞われながらも、被災地の調査を行ったジョサイア・コンドルが「全く無傷で、小さなヒビ一つなかった。」と報告するほど、乃木倉庫の被害状況は最小限に抑えられていた。濃尾地震で名古屋城内も本丸多門櫓が大破したほか、市内では煉瓦造の多くが壊滅的な被害を受けた一方で、唯一無傷で残った煉瓦造建築として、乃木倉庫はその耐震的な特性を評価されている。

乃木倉庫は、煉瓦造倉庫における建築技術的発展や煉瓦造建築における耐震技術史を考えるうえで貴重な事例であると言える。

（４）総括

乃木倉庫は、名古屋鎮台の予備弾薬庫として明治 13 年(1880)10 月に建築され、旧日本陸軍軍事施設の中でも現存最古の煉瓦造建築である。弾薬格納の専用倉庫としての機能を備え、当時最新式の建築構造や工法を採用し、煉瓦造建築として、建築技術史的にも価値が認められる。また、濃尾地震による強い揺れにも耐え、無傷で残った煉瓦造建築としても大きな評価を受けたことは、耐震技術の歴史上でも貴重な実例である。

その後、第二次世界大戦時の昭和 20 年(1945)には、その強固さから本丸御殿障壁画などが避難のために搬入され、戦災から貴重な文化財を無事に守った。こうした歴史的背景をもつ乃木倉庫は名古屋城の文化財として重要であり、国内をみても明治期の旧日本陸軍の施設が城郭内に現存している希少な存在である。

表 6　国内に現存する明治前半期に建設された主な旧日本陸軍関連施設

明治前半期：明治維新(1868)から日清戦争集結(1895)までの期間

番号	名　称	所在地	構造及び形式等 **(太字：煉瓦造)**	竣工年	文化財区分	種別	指定理由 登録基準	指定 登録年
1	旧歩兵第六聯隊兵舎(明治村旧歩兵第六聯隊兵舎)	愛知県	木造二階建、瓦葺、建築面積 389 ㎡	明治 6 (1873) /1965 移築	国登録	その他/建築物	②造形の規範	2004
2	旧陸軍第二師団歩兵第四連隊 兵舎(仙台市歴史民俗資料館)	宮城県	木造二階建、瓦葺	明治 7 (1874) /1972 移築	県指定	―	―	2023
3	旧歩兵第五連隊兵舎(陸上自衛隊広報資料館：防衛館)	青森県	木造二階建、寄棟屋根	明治 9 (1876) /1968 移築	―	―	―	―
4	**旧歩兵第六連隊弾薬庫(乃木倉庫)**	**愛知県**	**煉瓦造平屋建、瓦葺、建築面積 91 ㎡**	**明治 13 (1880)**	**国登録**	**その他/建築物**	**③再現することが容易でない**	**1997**
5	皇宮警察坂下護衛署別館(明治村近衛局本部付属舎)	愛知県	木造平屋建、瓦葺、建築面積 197 ㎡	明治 21 (1888) /1977 移築	国登録	官公庁舎/建築物	②造形の規範	2003
6	旧陸軍宇治火薬製造所 第三予乾燥実験工場(京都大学化研窯業化学実験工場)	京都府	**煉瓦造、平屋建**	明治 28 (1895)	―	―	―	―
7	旧陸軍宇治火薬製造所 第四予乾燥実験工場(京都大学化研窯業化学実験工場)	京都府	**煉瓦造、平屋建**	明治 28 (1895)	―	―	―	―
8	旧陸軍宇治火薬製造所 第二煮洗工場(京都大学実験倉庫)	京都府	**煉瓦造、平屋建**	明治 28 (1895)	―	―	―	―

表 7　国内に現存する明治前半期に建設された主な倉庫建築

明治前半期：明治維新(1868)から日清戦争集結(1895)までの期間

番号	名　称	所在地	構造及び形式等 **(太字：煉瓦造)**	竣工年	文化財区分	種別	指定理由 登録基準	指定 登録年
1	旧富岡製糸場 東置繭所	群馬県	**木骨煉瓦造、建築面積 1,486.60 ㎡、二階建、北面庇・西面及び南面ヴェランダ付、桟瓦葺**	明治 5 (1872)	国宝	産業 2 次	―	2014
2	旧富岡製糸場 西置繭所	群馬県	**木骨煉瓦造、建築面積 1,486.60 ㎡、二階建、東面及び南面ヴェランダ付、桟瓦葺**	明治 5 (1872)	国宝	産業 2 次	―	2014
3	國暉酒造有限会社醸造蔵	島根県	土蔵造二階建	明治 7 (1874)	―	産業 2 次	―	―
4	酒持田本店旧蔵	島根県	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 493 ㎡	明治 10 (1877)頃 /大正・昭和増築	国登録	産業 2 次	①国土の歴史的景観に寄与	2017
5	旧升金商会事務所兼倉庫	長崎県	木造二階建、瓦葺、建築面積 133 ㎡	明治 10 (1877)頃	国登録	産業 3 次	②造形の規範	2016
6	**旧歩兵第六連隊弾薬庫(乃木倉庫)**	**愛知県**	**煉瓦造平屋建、瓦葺、建築面積 91 ㎡**	**明治 13 (1880)**	**国登録**	**軍事**	**③再現することが容易でない**	**1997**
7	旧土崎湊御蔵 7 号倉庫	秋田県	土蔵造平屋建、建築面積 449 ㎡	明治 13 (1880)	―	産業 3 次	―	―

8	旧土崎湊御蔵 ８号倉庫	秋田県	土蔵造平屋建、建築面積 431 ㎡	明治 13 (1880)	―	産業 3 次	―	―
9	五木宗レンガ倉庫	茨城県	**煉瓦造三階建**	明治 15 (1882)	―	産業 3 次	―	―
10	中島酒造場主屋	佐賀県	木造二階建、瓦葺、建築面積 513 ㎡	明治 18 (1885)	国登録	産業 3 次	①国土の歴史的景観に寄与	2006
11	福西本店袖蔵	福島県	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 46 ㎡	明治 19 (1886) /平成 28 改修	国登録	産業 2 次	①国土の歴史的景観に寄与	2019
12	旧栗田煙草合資会社土蔵(栗田家土蔵)	静岡県	土蔵造平屋建	明治 20 年代 (1887)	―	産業 2 次	―	―
13	旧三角海運倉庫 (三角築港記念館)	熊本県	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 168 ㎡	明治 20 (1887)頃	国登録	産業 3 次	①国土の歴史的景観に寄与	2004
14	安本酒造米蔵	福井県	土蔵造二階建及び木造平屋建、瓦葺、建築面積 45 ㎡	明治 21 (1888)	国登録	産業 2 次	①国土の歴史的景観に寄与	2015
15	倉敷紡績記念館	岡山県	**木造一部煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積 701 ㎡**	明治 21 (1888)	国登録	産業 2 次	①国土の歴史的景観に寄与	1998
16	旧王子製紙製品倉庫	静岡県	**煉瓦造平屋建、建築面積約 166 ㎡**	明治 22 (1889)	県指定	産業 2 次	―	1977
17	秋田銘醸　１号蔵	秋田県	土蔵造二階建、建築面積約 88.6 ㎡	明治 23 (1890)	―	産業 2 次	―	―
18	秋田銘醸　２号蔵	秋田県	土蔵造二階建	明治 23 (1890)	―	産業 2 次	―	―
19	旧富士製紙株式会社第一工場倉庫(新富士製紙株式会社倉庫)	静岡県	**煉瓦造平屋建、建築面積約 477 ㎡**	明治 23 (1890)	―	産業 2 次	―	―
20	石賀本店土蔵	鳥取県	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積 104 ㎡	明治 24 (1891)	国登録	産業 3 次	①国土の歴史的景観に寄与	2009
21	両関酒造　１号蔵	秋田県	土蔵造二階建、建築面積約 175 ㎡	明治 25 (1892)	―	産業 2 次	―	―
22	旧新町紡績所 倉庫	群馬県	**煉瓦造、建築面積 293.66 ㎡、桟瓦葺**	明治 27 (1894)	国重文	産業 2 次	(三)歴史的価値の高いもの、他	2015
23	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫	埼玉県	**煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積 279 ㎡**	明治 27 (1894)	国登録	産業 3 次	①国土の歴史的景観に寄与	1997
24	飯島商店作業所棟	長野県	木造三階建、瓦葺、建築面積 330 ㎡	明治 27 (1894)頃	国登録	産業 3 次	①国土の歴史的景観に寄与	2007
25	飯島商店事務所棟	長野県	木造三階建、瓦葺、建築面積 231 ㎡	明治 27 (1894)頃	国登録	産業 3 次	①国土の歴史的景観に寄与	2007

3． 保護の方針

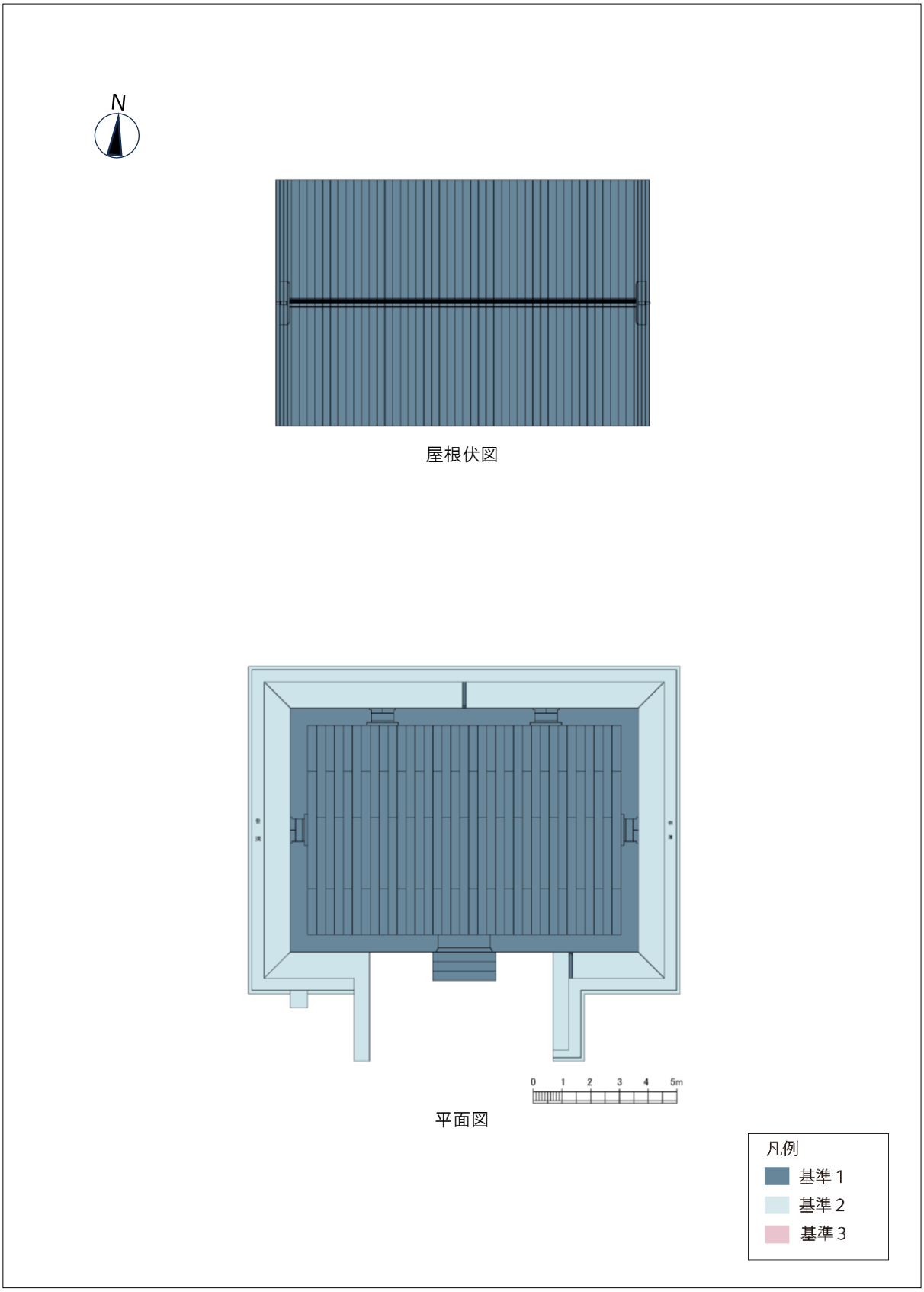

図 17　部分及び部位の保護方針【乃木倉庫（B01）平面図･屋根伏図】

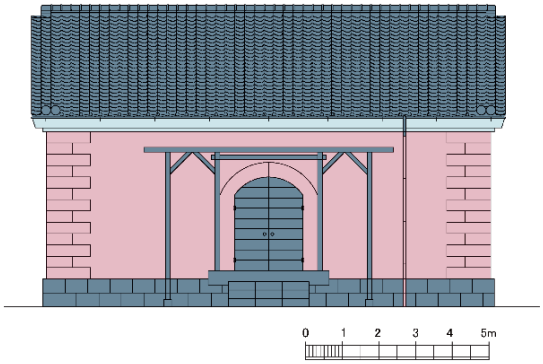

南立面図

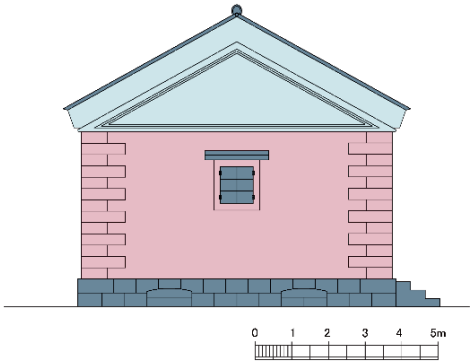

西立面図

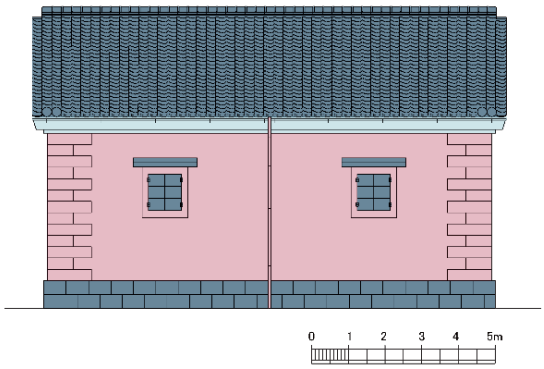

北立面図

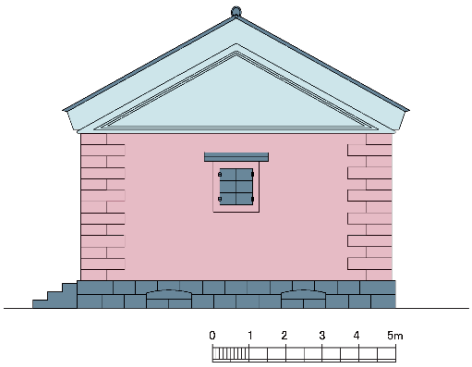

東立面図

凡例
基準 1
基準 2
基準 3

図 18　部分及び部位の保護方針【乃木倉庫（B01）立面図】

B01　乃木倉庫（外部）				
部　位		基準	仕　様	備　考
基礎	布基礎	1	石造布基礎２段、下段（地中部分）：花崗岩（三河産）、上段：凝灰岩（伊豆産）、蒲鉾形床下換気口（４か所）	換気ログリル欠失
	地覆石	1	凝灰岩（伊豆産、２段、整層切石積み、小叩き仕上げ）	
	躯体	1	煉瓦造アーチ（２連）、煉瓦造土間、セメント三和土仕上げ	
	石階	1	凝灰岩（伊豆産、３段）	
	犬走	2	モルタル仕上げ	
	側溝	2	モルタル仕上げ	
壁	躯体	1	煉瓦造イギリス積（２枚半積）	
	隅石	1	花崗岩（三河産、13 段）	
	仕上げ	2	漆喰塗り	
	仕上げ	3	セメント系吹付塗装	後補
	窓楣	1	凝灰岩（伊豆産）	
	窓台	1	凝灰岩（伊豆産）	
下屋	軸組	1	木造（付柱、垂木掛け等）	下屋・縁台撤去済
建具	扉	1	欠円アーチ形、両開き（銅板張り、１か所）	
	窓	1	両開き（銅板張り、４か所）	
屋根	下地	2	野地板（目透かし張り）、簀状漆喰	
	瓦	1	引掛桟瓦（深切型、空葺き）、熨斗瓦６段・角桟冠瓦、雲形鰭付鬼瓦	一部後補有
樋	軒樋	1	銅製、軒受金具（鉄製 19 か所）、鮟鱇（銅製１か所）	
	竪樋	1	取付金具（銅製２か所）、樋受石（花崗岩、２か所）	
	竪樋	3	塩ビ製、金具（鉄製６か所）	後補、うち金具１か所欠損

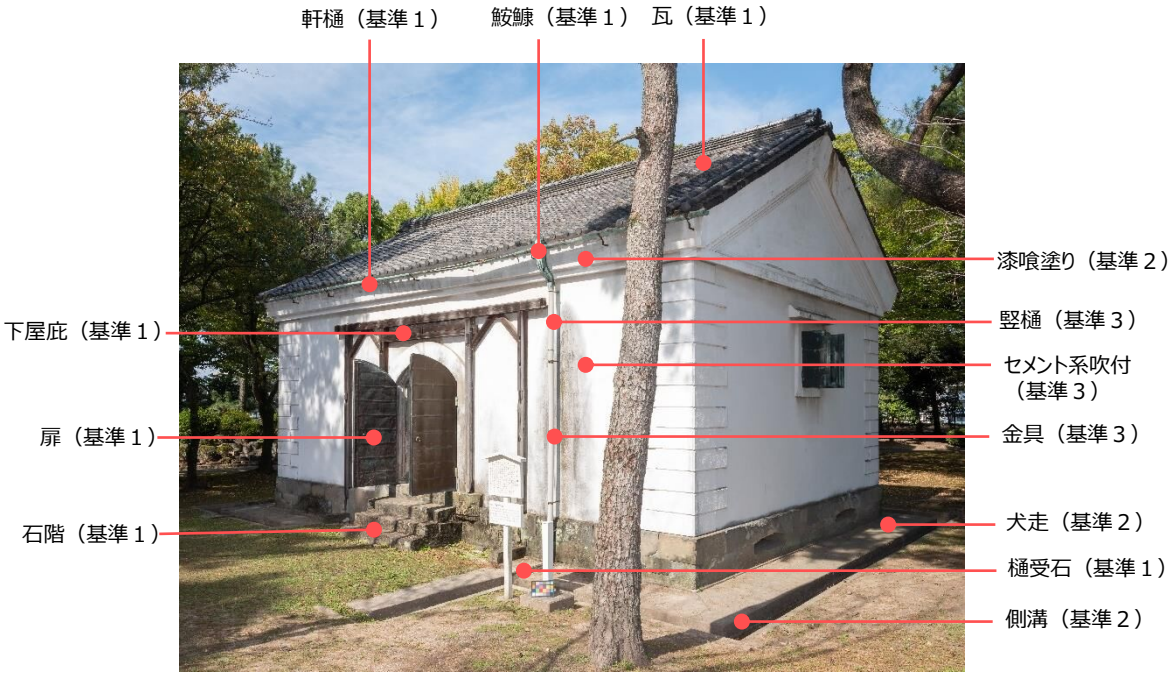

乃木倉庫（外部）東南より

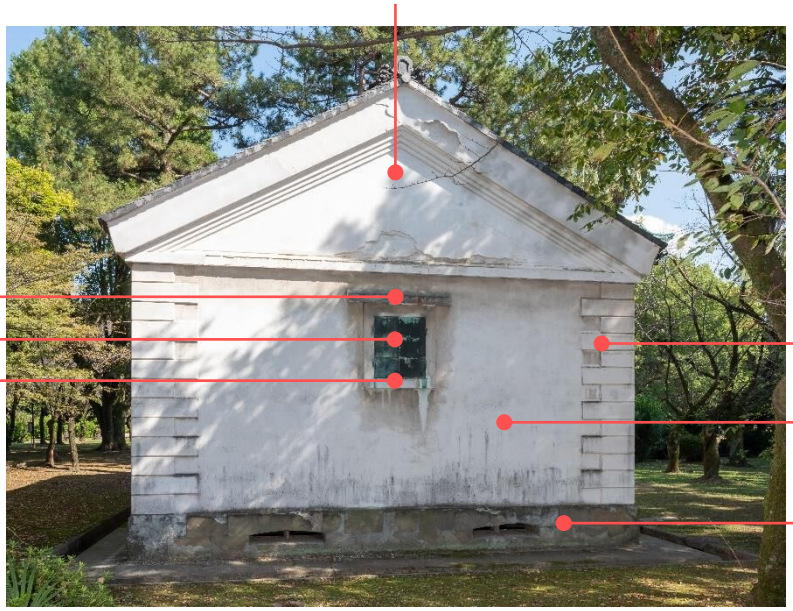

乃木倉庫（外部）西面

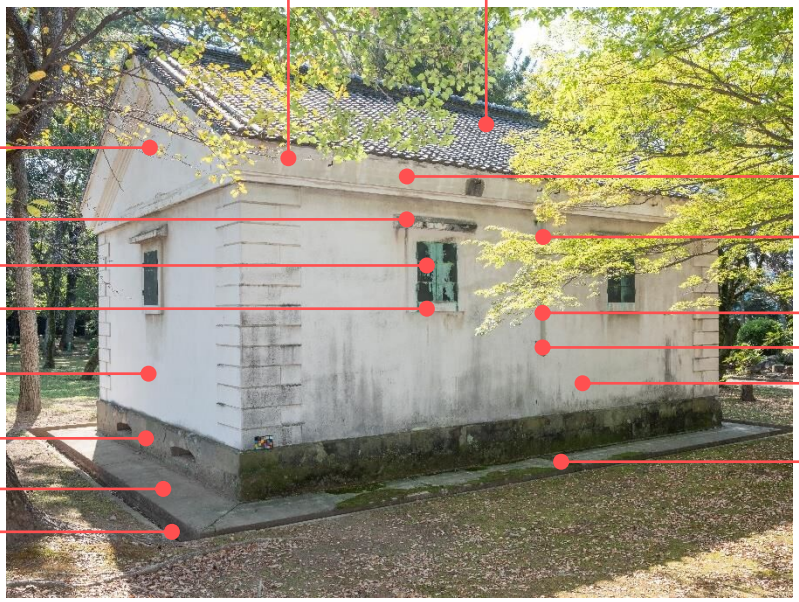

乃木倉庫（外部）北西より

B01　乃木倉庫（内部）				
部　位		基準	仕　様	備　考
床	床組	1	大引（栗）、根太（杉、天乗り）	
	床板	1	板張り（杉、２重張り）、銅釘留め、 床下点検口（１か所）、雑巾摺り	床板一部繕い補修（後補）あり
壁	仕上げ	2	漆喰塗り（砂漆喰）	
小屋組	軸部	1	敷桁、洋小屋トラス（檜、６組、金物込）、 棟木、母屋、垂木	トラス１組方杖１か所欠失、母屋１か所欠損
建具	引戸	1	三方枠（木製）、引戸レール（鉄製）、 敷レール（銅製）、吊金具（鉄製、１個）	片引戸欠失
	窓	1	格子窓（木製、亀甲金網入り、４か所）	
	金物	1	内掛錠（銅製）、カーテンレール（東西２か所）	うち西側カーテンレールはブラケットのみ
設備	電気設備	3	蛍光灯（４台）、吊金物・配線ダクト （スチールメッキ）、スイッチ（１か所）	
	防災設備	3	非常口誘導灯	

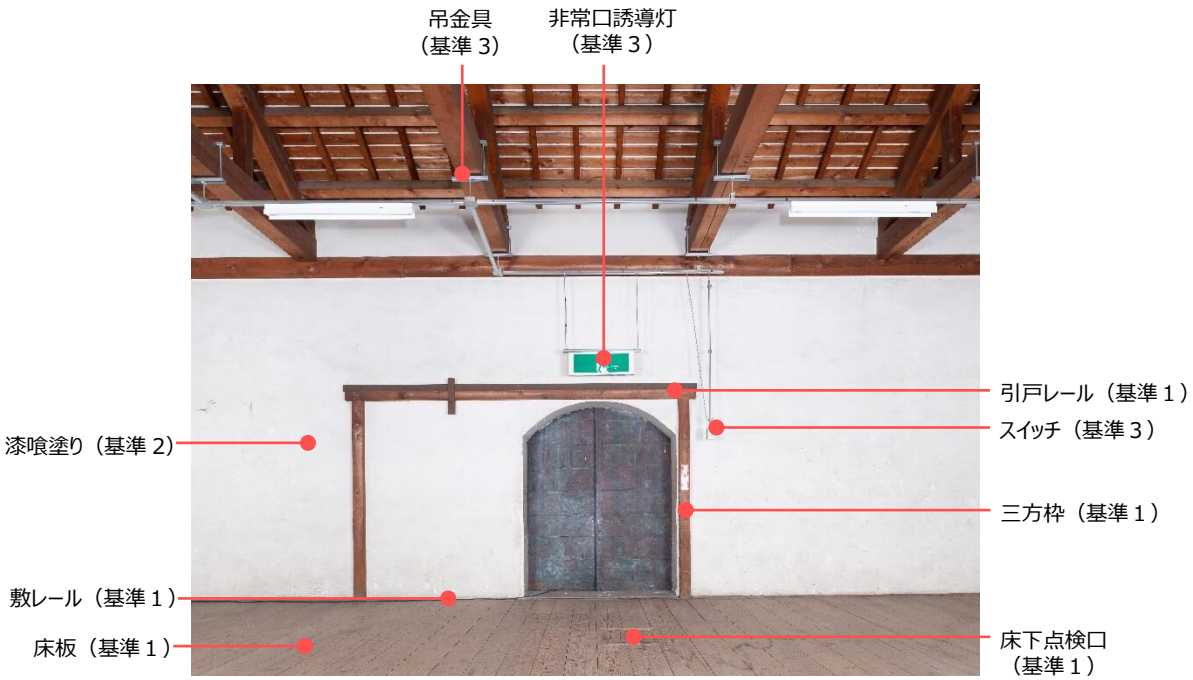

乃木倉庫内部南面

乃木倉庫内部西面

乃木倉庫内部北面

第２節　非現存建造物等

築城から江戸時代を通して城内には多くの建造物が建てられたが、明治時代以降は陸軍による撤去や第二次世界大戦の空襲による焼失、他の災害等によって大半の建造物が失われている。このうち空襲によって焼失した建造物を挙げると、旧国宝に指定されていた 24 棟のうち 20 棟が一度に失われた(表 12)。ただし、これらは昭和７年(1932)から行われた調査記録である「昭和実測図」、昭和 15 年(1940)から撮影された「ガラス乾板写真」で詳細な記録が残されている。その他、かつて二之丸に所在し鶴舞公園に移築されていた猿面茶席(旧国宝)も空襲により焼失している。

明治時代に名古屋城が陸軍の所管となった際、城内の主要な建造物以外は競売にかけられ、一部は民間へ移築されたほか、多くは部材取りとして使用された。この時移築されて現存する建造物として、かつて二之丸庭園に所在した余芳及び風信が挙げられる。どちらも現存する茶席として昭和 48 年(1973)に名古屋市有形文化財へ指定され、余芳が平成 22 年度(2010)に名古屋市へ寄贈されている。その他、名古屋城からの移築伝承が残されている建造物を７棟確認している(表 13)。どれも移築時の明確な記録が残されておらず、真偽は不明である。

表 8　旧国宝名古屋城 指定文化財 24 棟

	名　称	備　考			名　称	備　考
1	大天守	昭和 34 年(1959)に復元	13	御殿	玄関	平成 30 年(2018)に復元
2	小天守		14		大廊下	
3	西南隅櫓	【現存】	15		表書院	
4	東南隅櫓	【現存】	16		対面所	
5	東北隅櫓		17		梅之間及鷺廊下	
6	西北隅櫓	【現存】	18		上洛殿	
7	表一之門		19		湯殿書院	
8	表二之門	【現存】	20		黒木書院	
9	東一之門		21		上御膳所	
10	東二之門	昭和 47 年(1972)に旧二之丸東二之門を移築	22		下御膳所	
11	不明門	昭和 34 年(1959)に復元	23		柳之間及孔雀之間	
12	正門	昭和 34 年(1959)に復元	24		上台所	

表 9　名古屋城からの移築伝承がある建造物

名　称	所在地	原位置(伝承)	備　考
風信亭	名古屋市西区児玉	二之丸庭園内	名古屋市指定文化財(建造物) (昭和 48 年(1973)10 月 15 日指定)
正福寺山門	一宮市大和町	名古屋城門	一宮市指定文化財(建造物) (昭和 59 年(1984)3 月 1 日指定)
圓乗寺山門	北名古屋市石橋	名古屋城門	
泰岳寺山門	春日井市上条町	三之丸清水門	
興正寺東山門	名古屋市昭和区 八事本町	本丸大手馬出柏子木門	
竹長押茶屋	弥富市前ケ須町	下御深井御庭竹長押茶屋	弥富市指定文化財(建造物) (昭和 51 年(1976)12 月 10 日指定)
※妙興寺総門	一宮市大和町	―	一宮市指定文化財(建造物)

			(昭和 59 年(1984)3 月 1 日指定) ※一部で三之丸清水門とされるが、棟札が残っており、尾張犬山藩 5 代藩主成瀬正泰から屋敷門を譲り受けたと記されている
※個人宅茶室・門	稲沢市祖父江町	―	※名古屋城建造物の伝承があるが、調査から三之丸にあった成瀬家上屋敷の建造物の可能性がある

文化財(建造物)に付随して価値を形成する物件として、隅櫓にも掲げられている旧江戸城の銅鯱が挙げられる。名古屋離宮期の明治 43 年(1910)に宮城(旧江戸城)から銅鯱が移され、正門(旧江戸城蓮池御門)、本丸表一之門、本丸東一之門、小天守、東南・西南・東北・西北隅櫓に上げられた経緯をもつ。昭和 20 年(1945)に第二次世界大戦の空襲によって多くの建造物が焼失したが、現存する３つの隅櫓の銅鯱と焼失した建造物から回収された銅鯱が残されている(表 14)。銅鯱には製作年や工人名、移設時の銘などが記されており、名古屋城離宮の歴史的背景を覗うことのできる資料である。

表 10　名古屋城銅鯱(旧江戸城銅鯱)一覧

種別	名　称	製作時期	作者	銘
名古屋城銅鯱(旧江戸城銅鯱)	正門	明暦３年(1657)	正俊	「明暦三丁酉初冬　銅意入道　正俊作」
	表一之門北方	万治３年(1660)	正俊・正次	「萬治三年庚子二月吉日　御鋳物師　銅意法橋　同子渡辺近江大橡　源正次」「明治四十三年三月自東京城移之」　尾刻銘「宮内省御用達　野田平吉　代人　田中嘉策」
	表一之門南方	万治３年(1660)	正俊・正次	「萬治三年庚子二月吉日　御鋳物師　銅意法橋　同子渡辺近江大橡　源正次」「明治四十三年三月自東京城移之」　尾刻銘「宮内省御用達　野田平吉　代人　田中嘉策」
	腰鰭	不明	不明	銘なし
	小天守尾鰭	不明	不明	貼紙「慶長　宝　大修復　名　　昭和二十年五月十九日灰燼二帰」
	東北隅櫓北方 右半身	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」
	東北隅櫓北方 左半身	不明	不明	銘なし
	東北隅櫓南方 右半身	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」
	東一之門東方	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」・「五十二貫目」
	東一之門西方	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」・「四十三貫目」
重要文化財(建造物)	西北隅櫓北方銅鯱	万治３年(1660)	正俊・正次	「萬治三庚子年二月吉日　御鋳物師銅意法橋　同子渡辺近江大掾源正次」・尾鰭「明治四十三年三月自東京城移之」
	西北隅櫓南方銅鯱	万治３年(1660)	正俊・正次	「萬治三庚子年二月吉日　御鋳物師銅意法橋　同子渡辺近江大掾源正次」・尾鰭「明治四十三年三月自東京城移之」
	西南隅櫓北方銅鯱	不明	不明	「明治四十三年三月自東京城移之」
	西南隅櫓南方銅鯱	不明	不明	「明治四十三年三月自東京城移之　御用達　野田平吉」
	東南隅櫓北方銅鯱	不明	不明	「明治四十三年三月自東京城移之」「宮内省御用達　野田平吉　代理人田中嘉策」　※南北の別不明
	東南隅櫓南方銅鯱	不明	不明	

表二の門雁木復元検討について

１　概要

昨年度までの調査によって、表二の門背面にかつて存在した雁木の遺構が残存することを確認した。大規模修理工事に合わせた雁木の復元整備に向けて、各種調査の成果を整理する。復元根拠の要素を抽出し、**整備のベース**となる江戸時代中期以降から大正４年（1915）頃に存在した雁木の姿を検討する。

２　各種調査の成果

（１）発掘調査

ア　雁木

・ 両側の土塁裾部にて、**計 12 石の切石（東土塁6石・西土塁6石）**を確認した。切石側面は下部が黒く変色しており、変色の境界線は切石間で繋がっていた。境界線は地表面を示すと考えられる。また、一部の切石の奥行が短くなっており、２段目の起点を想定できる。

・出土した切石は雁木の最下段（０段目）である可能性が高い。雁木は入隅部の変色状況や奥行の短い切石、小さい矢穴などから、築城時に据えられたものではなく、**江戸時代に積み直されている**と考えられる。雁木は矢穴形状から江戸時代中期以降の可能性がある。

イ　背面構造

・ 両側の土塁斜面部にて、面的に円礫を検出した。円礫は地表面から数 cm ～ 80cm ほど掘り下げた部分で集中していたが、土砂や瓦片が混じる状況であった。

・円礫の検出面は大部分で**約 45°の勾配**をもっていたが、一部平坦面や垂直面を確認した。円礫は積み直し後の背面構造で、**部分的に雁木設置時の設置状況が残存する**と考えられる。

ウ　石垣加工痕

・ 土塁に接する全ての石垣面で階段状に加工した痕跡を確認したが、１段の大きさは約 20～40 ㎝と不揃いであった。加工痕は石垣と雁木を噛み合わせるために加工した痕跡と考えられる。切石とは推定ラインが合わず、**当初の雁木に伴う**ものと考えられる。

エ　控柱基礎構造

・ 附属土塀の控柱について、西側土塁で控柱下端を確認した。**控柱は掘立柱**になっており、控柱下端は鉄製のボルトが止められていた。控柱下端には根固めを確認したが、土層断面では単一の掘り込みしかみられず、当初の位置・構造を確認することはできなかった。

図１ 東土塁 完掘状況（北西から）

図２ 西土塁 完掘状況（北東から）

オ　その他遺構

・『金城温古録』など江戸時代の絵図では、雁木の上部（附属土塀の背面）が何も描かれておらず空白となっており、平場が想定できる。絵図と同様の平場があるか発掘調査でも確認したが、**土塁上端に明確な平坦面は確認できなかった**。

・ 江戸時代の生活面について、かく乱によって確認できなかったが、過去の調査で近世以降～明治時代中頃の地表面が標高約 13.6mと確認している。切石側面でみられた変色の境界は、東西で共通する線が約 13.6mであり、地表面と一致するといえる。

（２）史料調査

ア　古写真

・ 昭和 20 年（1945）以前の古写真として、徳川慶勝の撮影写真、ガラス乾板、絵葉書などがあり、現在閲覧できる古写真を全て確認したが雁木を写した古写真は確認できなかった。

・ 明治 24 年（1891）の濃尾地震被災直後の古写真では現況と比べて狭間の位置が異なっており、昭和 15 年（1940）頃に撮影されたガラス乾板では現況と一致するため、その間に記録にない修理がされていると考えられる。

・ 石垣は明治 24 年（1891）以降の古写真で変化はなく、積み直しされていないことがわかる。このため、**石垣の天端と土塁の天端を兼ねる天端石（土塁の高さ）は動いていない**。

イ　絵図

・ 名古屋城は石垣普請の絵図から離宮期の絵図など多種多様な絵図が多く残されており、そこから雁木の変遷を見ることができる。

・ 絵図における雁木をみると、段数にバラつきがあり、雁木の下端部（雁木が両側の石垣の面に揃うのか）の描き方も異なるため、**正確に描写されている絵図はみられなかった**。

・ 大正４年（1915）の「名古屋離宮平面図」で５段の雁木が確認できる一方で、大正８年（1919）の「名古屋離宮総図」では雁木が描かれておらず、これ以降の絵図では土塁斜面として描かれているため、**雁木の撤去時期は大正4年～8年**の間に想定することができる。

ウ　文献

・『金城温古録』には、名古屋城の様々な事項が調査・記載されており、雁木についても記載を見ることができる。ただし、天守や櫓に登るための雁木に関するもののみで、門に伴う雁木は記載がない。

・ 多聞櫓へ登る雁木として「雁木 十七段、踏石の巾壱尺、高九寸程、不同」の記述があることから、**踏石は1尺（約 30 ㎝）、蹴上は9寸（約 27 ㎝）**であったことがわかる。

図３ 濃尾地震被災直後の古写真（宮内庁書陵部蔵）

図４ 表二の門現況写真（南東から）

（３）類例調査

ア　雁木の分類

・ 表二の門の雁木の類例調査をするにあたって、石積みの階段の全てを集成すると膨大な数となってしまうため、用途に応じてⅠ類～Ⅴ類の５種類に分類した。
・ Ⅰ類は土塀背面に上るために設けられた雁木とし、枡形における土塀は外枡形ではＬ字形に屈曲した形状となり（Ⅰ-(1) 類）、内枡形は直線状の形状（２類：Ⅰ-(2) 類）となる傾向がある。表二の門はⅠ-(1) 類にあたる。

イ　城内事例

・ 名古屋城内では現存する雁木として本丸大手二之門、東北隅櫓の石段があり、積み直されている二之丸東二之門の雁木も参考となる。
・ 合計 259 石の石材の平均値・中央値は**蹴上が 29.6 ㎝・30.0 ㎝、踏面が 27.3 ㎝・28.0 ㎝**、横幅が 134.2 ㎝・140.0 ㎝であった。
・ 出土した切石の平均値・中央値は**高さ（= 蹴上）が 32.5㎝・31.0㎝、奥行（踏面とは異なる）が 25.2㎝・27.5㎝、** 横幅が 95.8 ㎝・83.3 ㎝であった。

ウ　他城事例

・ 全国各地の近世城郭を中心に雁木を集成し、87 事例を計測した。表二の門の雁木と同様のⅠ-(1) 類に分類されるものは 21 事例あった（江戸城大手門、大坂城大手門など）。
・ Ⅰ-(1) 類の雁木の平均値・中央値は**蹴上が 27.1 ㎝・29.3 ㎝、踏面が 28.8 ㎝・29.5 ㎝**であった。

３　調査成果のまとめ

（１）雁木の形状・寸法

・ 出土状況から雁木が絵図通りのＬ字形に屈曲した形状をもち、切石は石垣面と切石側面が揃えて据えられていたことを確認した。
・ 雁木最下段の残存を確認できたことで、雁木の平断面起点・寸法・石材・加工整形などの情報を得ることができたが、勾配など２段目以上の情報は切石からは不明である。

表１　出土切石 計測値一覧

No.	高さ(m)	奥行(m)	横幅(m)	上面(T.P.)	変色境界(T.P.)	備　考
東No.1	0.31	0.38	1.88	13.62	13.54/13.45	
東No.2	0.21	0.17	1.42	13.61	なし	矢穴あり
東No.3	0.31	0.20	0.89	13.61	なし	
東No.4	0.32	0.23	0.76	13.64	13.54/13.45	矢穴あり
東No.5	0.30	0.31	0.45	13.62	13.54/13.45	
東No.6	0.30	0.26	0.54	13.62	13.54/13.45	
西No.1	0.36	0.12	0.78	13.77	13.6	
西No.2	(0.33)	(0.30)	(0.60)	—	—	
西No.3	0.33	0.29	(0.57)	13.75	13.6	
西No.4	0.50	0.15	(0.29)	13.73	なし	
西No.5	0.35	0.29	0.94	13.73	13.6	
西No.6	0.31	0.30	(0.33)	13.75	13.6	
西No.7	0.31	0.34	(1.20)	13.69	13.6	
出土切石平均	**0.325**	**0.252**	**0.958**			

（２）遺構・痕跡との照合

・ 石垣面の階段状の加工痕はどれも斜面中央部にみられるのみで最大４段分であった。実際に階段状の加工痕の寸法は、高さ・幅ともに切石の寸法とは合わない。また、出土した切石から雁木の推定ラインを引いた場合も加工痕とは一致しない。
・ 円礫の検出面で出土した切石から推定した雁木ラインと一致する箇所があった。検出面のため、雁木の寸法や段数を求めることはできないが、切石と対応する点で評価できる。

（３）雁木の段数・割付寸法

・ 雁木の段数については、絵図をみると３～７段でバラつきがあり、確証が得られないが、現況の土塁の高さが約 2.7ｍあるため、雁木１段の高さが約 30 ㎝だとすると９段程度（出土した切石を加えると 10 段）と考えられる。
・ 雁木の範囲は、発掘調査で平場が確認できなかったことから、出土した切石を下端として土塁天端石の側面に据え付くかたちであったと考えられる。
・ 城内の計測調査の中で雁木の上下段の重なりは全て奥行方向にあり、概ね約３㎝であった（数値範囲として約１～ 24 ㎝の重なりがみられた）。

４　雁木復元検討図の作成

（１）前提

・ 出土した切石の踏面を 120㎜ とし、雁木１段目は切石の天端に据える。
・ 最上段は土塁天端の動いていない天端石側面に収まるようにし、他の天端石は据え直す。
・ 土塁天端の現況の傾斜は維持して雁木は水平に据え、平面形状は直角とする。
・ 入隅部は算木積みのように交互に据え、雁木各段の上下の重なりは 30㎜ に設定した。

（２）Ａ案

・ 出土した切石の**蹴上 320mm** と城内事例平均の**踏面 273mm** をもとに設計した。
・ 立面は８段で収まるが、平面では８段目の踏面が大きくなる（９段目は天端石高さを超過）

（３）Ｂ案

・ 検出した円礫面の**勾配約 45°** をベースに設計した（蹴上踏面は出土切石の数値範囲内）
・ 平面立面ともに収まりは良いが、控柱の据わる段が異なる（江戸城や大坂城ではみられる）

５　整備設計に向けた今後の課題

・ 雁木の復元根拠となる要素は様々あり、どれを重視するか検討を進めていく必要がある。
・ 類例では寸法のズレが多くみられ、設計でどこまで誤差を許容するか検討する必要がある。

図５　江戸城田安門（控柱の据わる段が異なる）

図６　大坂城玉造門（控柱に合わせて２段分掘り込む）

【A案】雁木検討平面図(東側土塁)

(蹴上320mm×踏面273mm、勾配約49.5°)

【A案】雁木検討平面図(西側土塁)

(蹴上320mm×踏面273mm、勾配約49.5°)

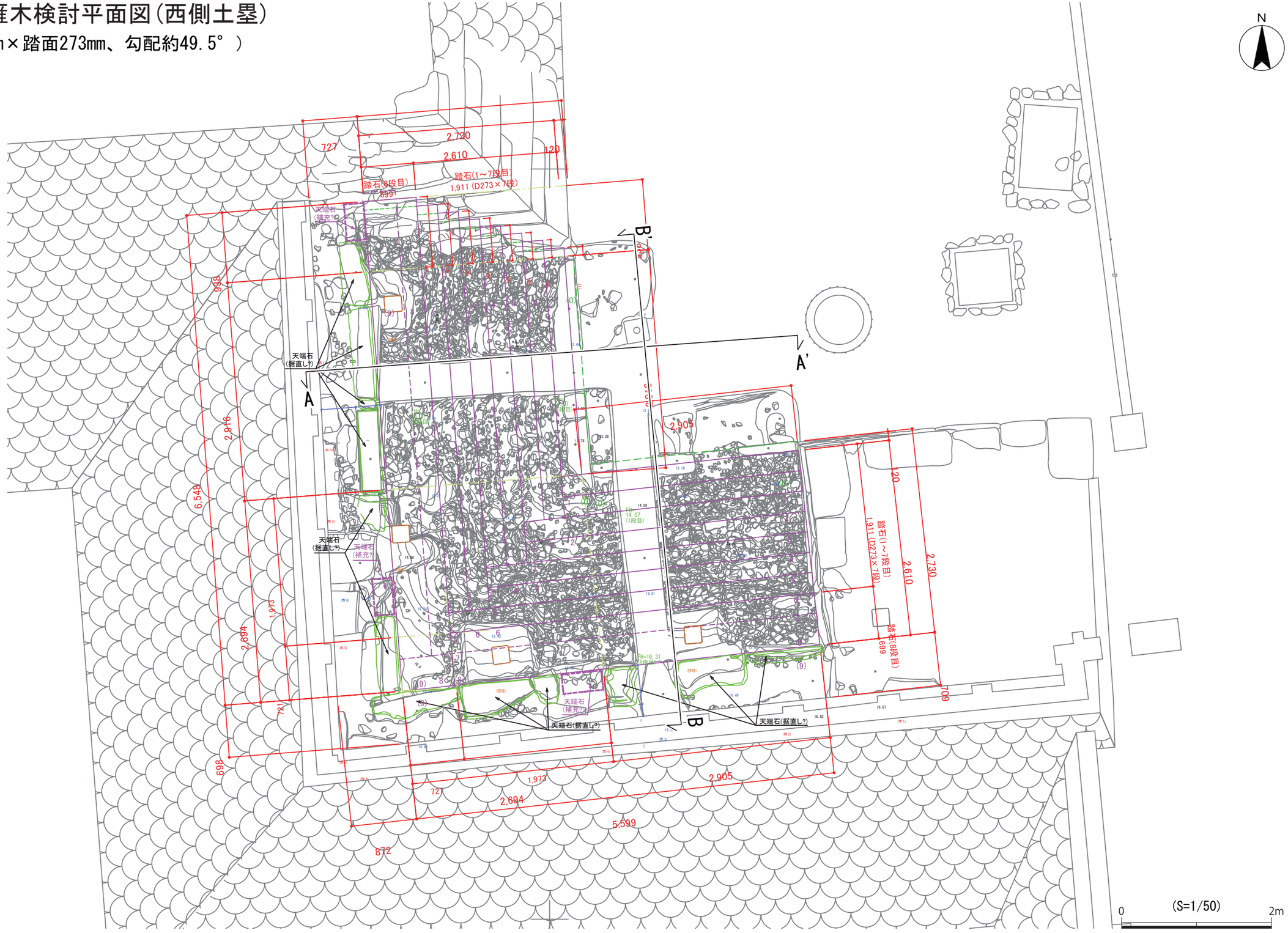

【A案】雁木検討立面図(東側土塁)（蹴上320mm×踏面273mm、勾配約49.5°）

≪東方向≫

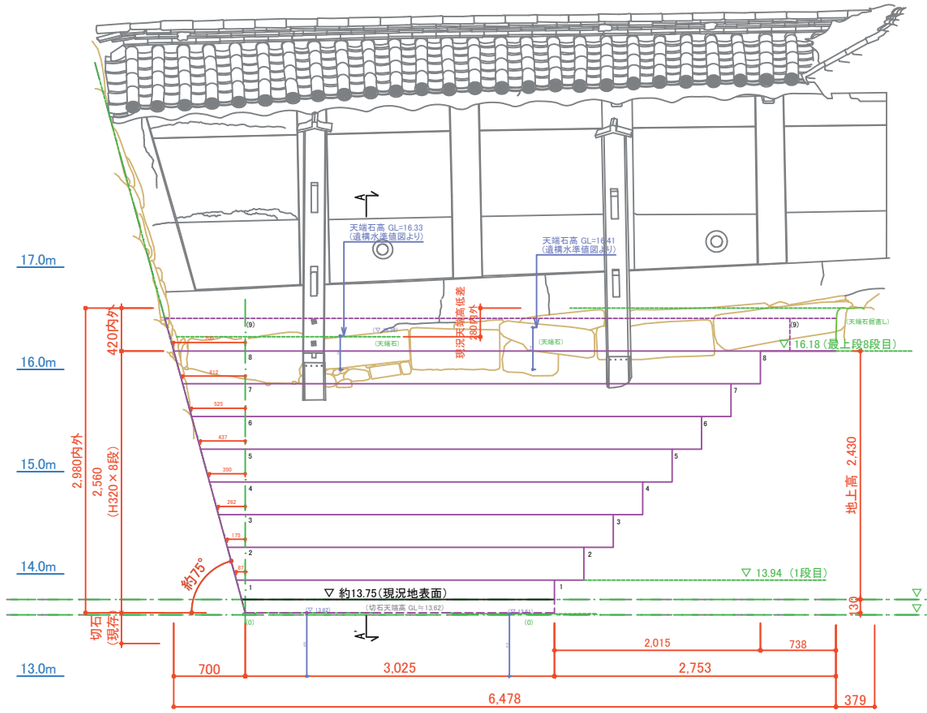

≪南方向≫

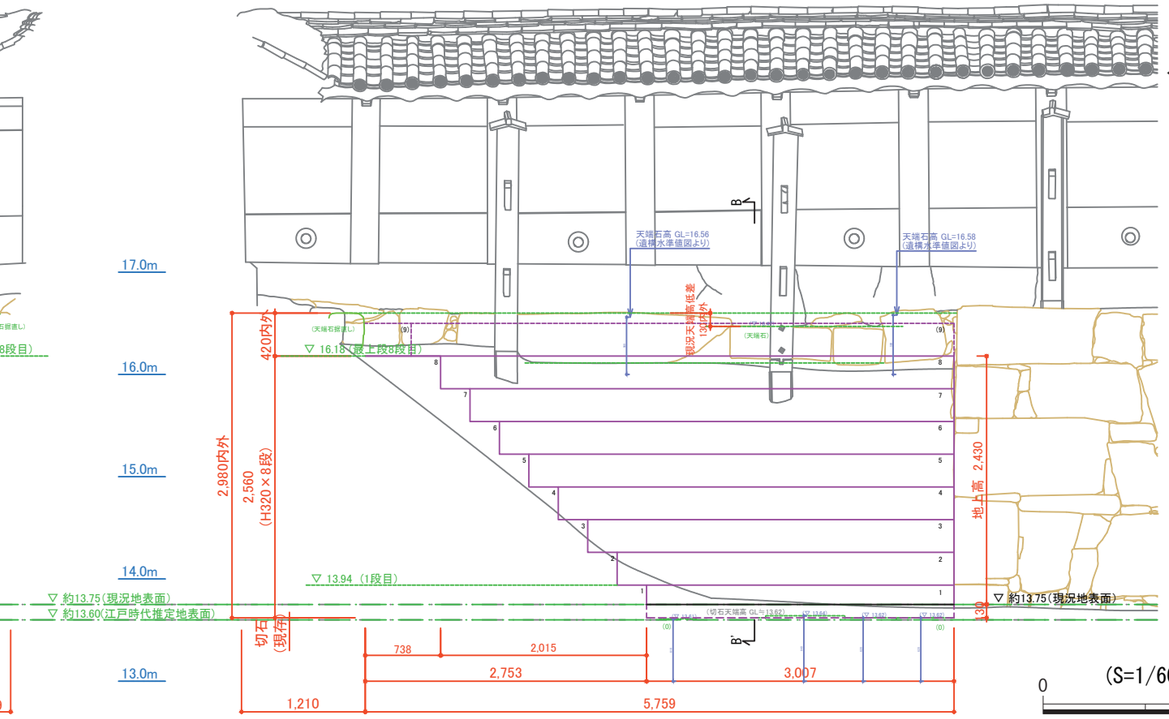

(S=1/60)
0 2m

【A案】雁木検討立面図(西側土塁)（蹴上320mm×踏面273mm、勾配約49.5°）

≪南方向≫

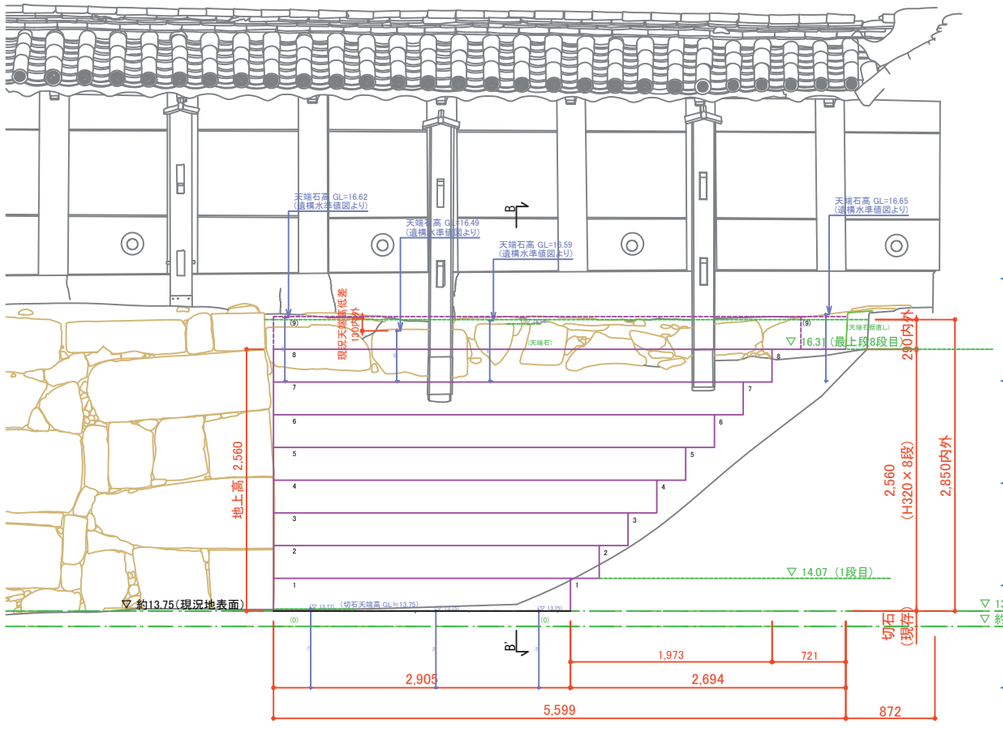

≪西方向≫

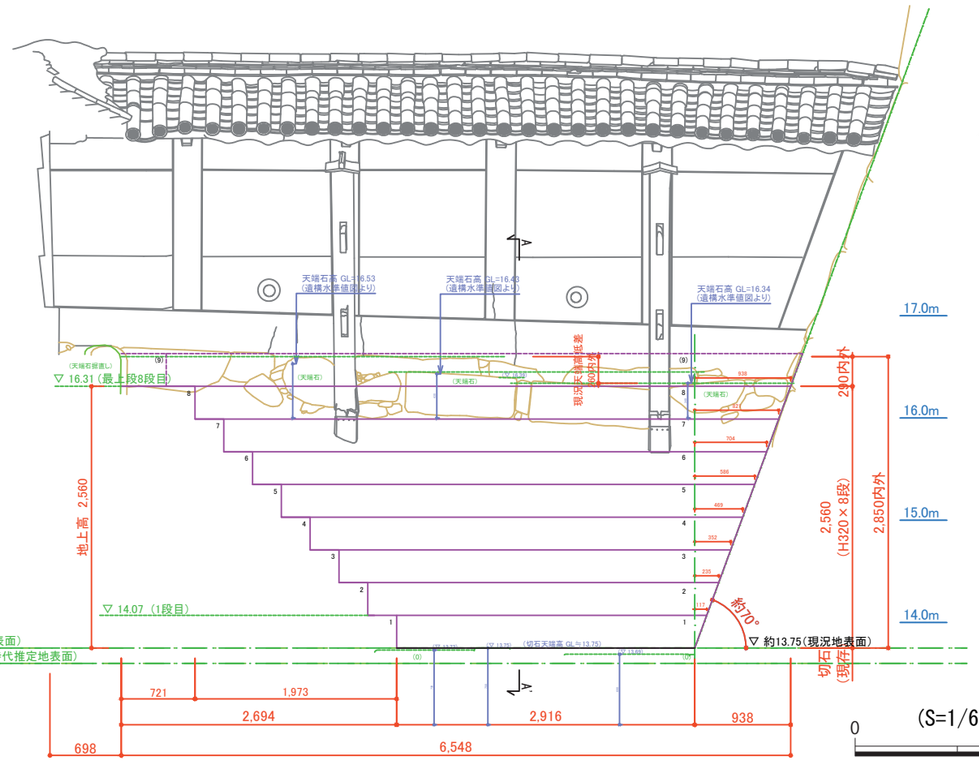

(S=1/60)
0 2m

【A案】雁木検討断面図(東側土塁)

(蹴上320mm×踏面273mm、勾配約49.5°)

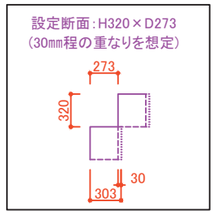

《踏石設定断面》

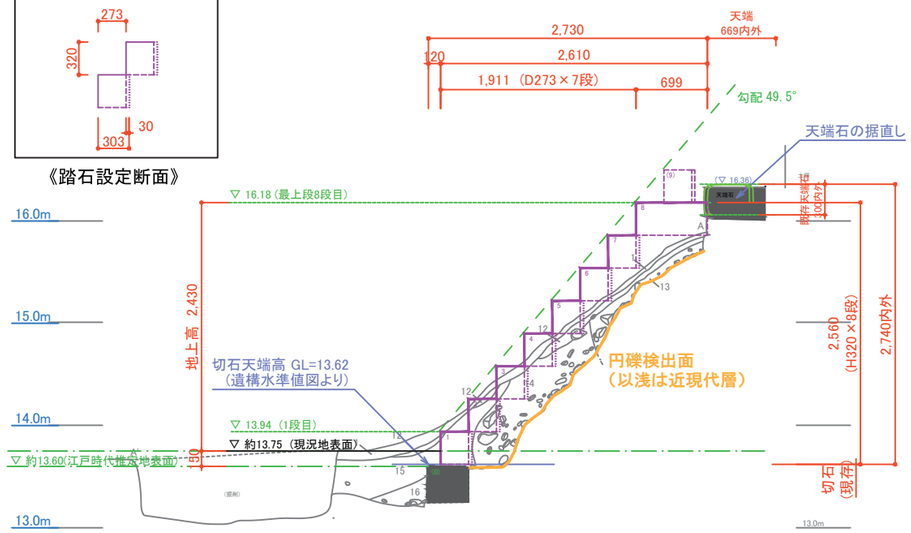

《A-A' 断面》

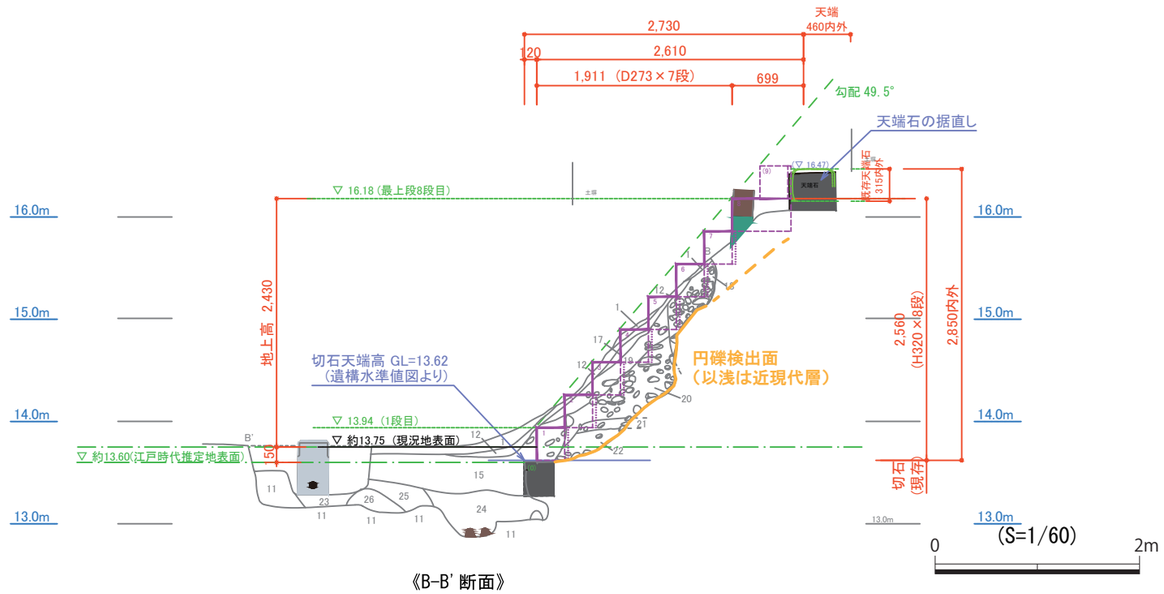

《B-B' 断面》

【A案】雁木検討断面図(西側土塁)

(蹴上320mm×踏面273mm、勾配約49.5°)

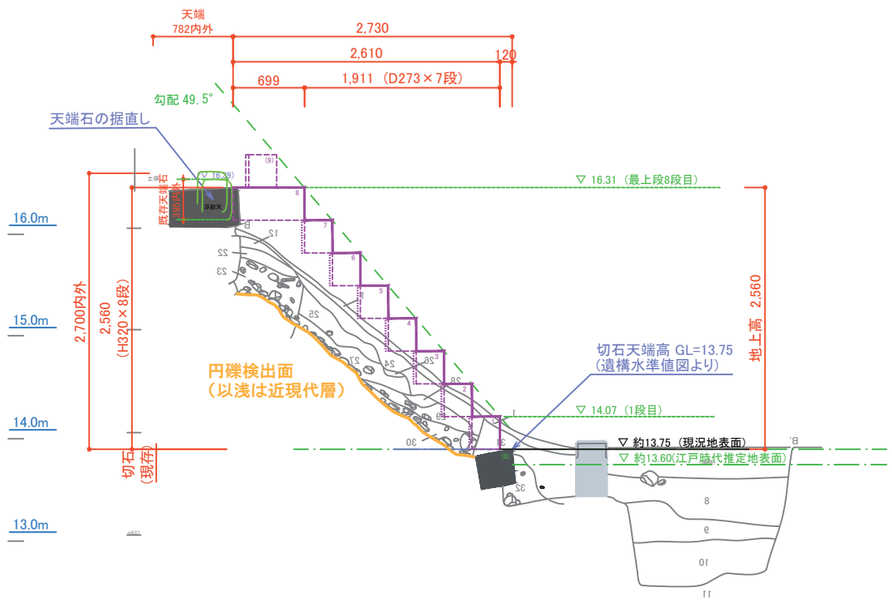

《A-A' 断面》

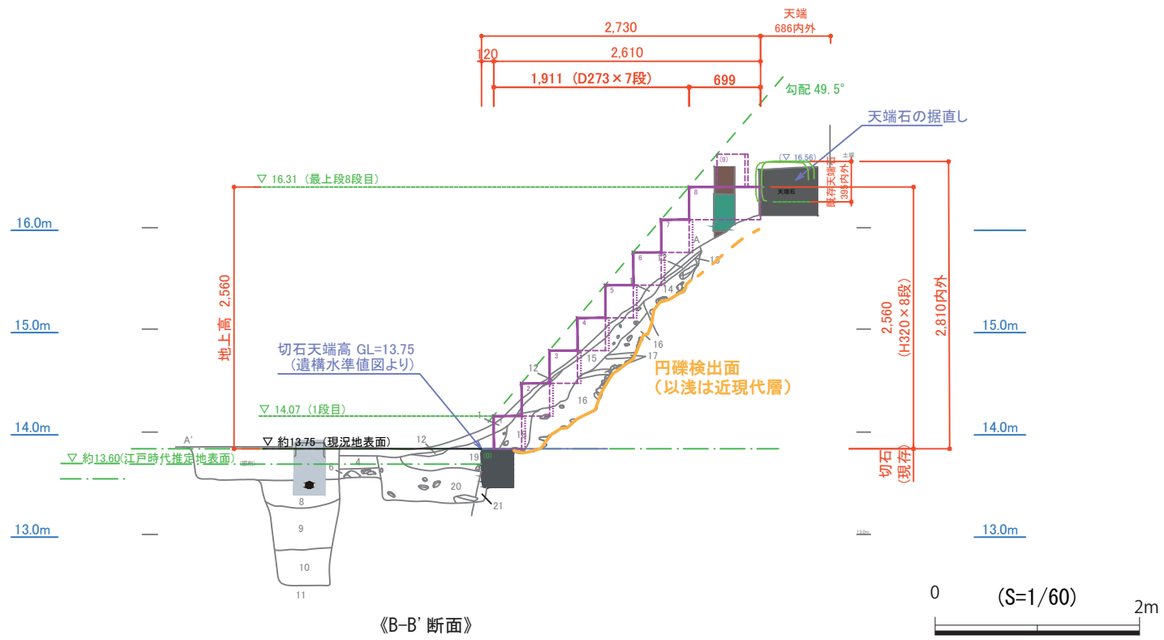

《B-B' 断面》

【B案】雁木検討平面図(東側土塁)

(蹴上300mm×踏面300mm、勾配約45°)

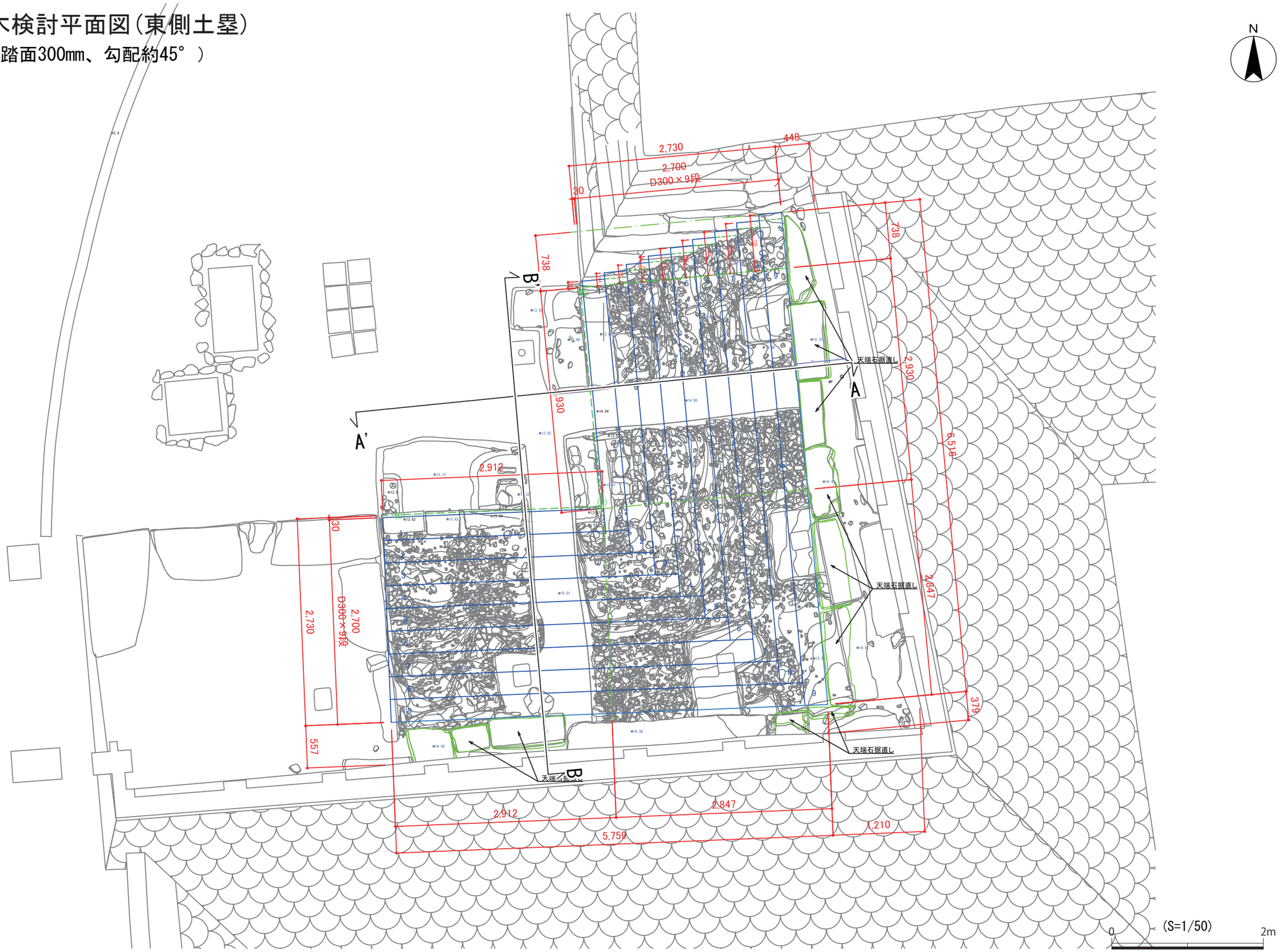

【B案】雁木検討平面図(西側土塁)

(蹴上300mm×踏面300mm、勾配約45°)

【B案】雁木検討立面図(東側土塁)（蹴上300mm×踏面300mm、勾配約45°）

≪東方向≫

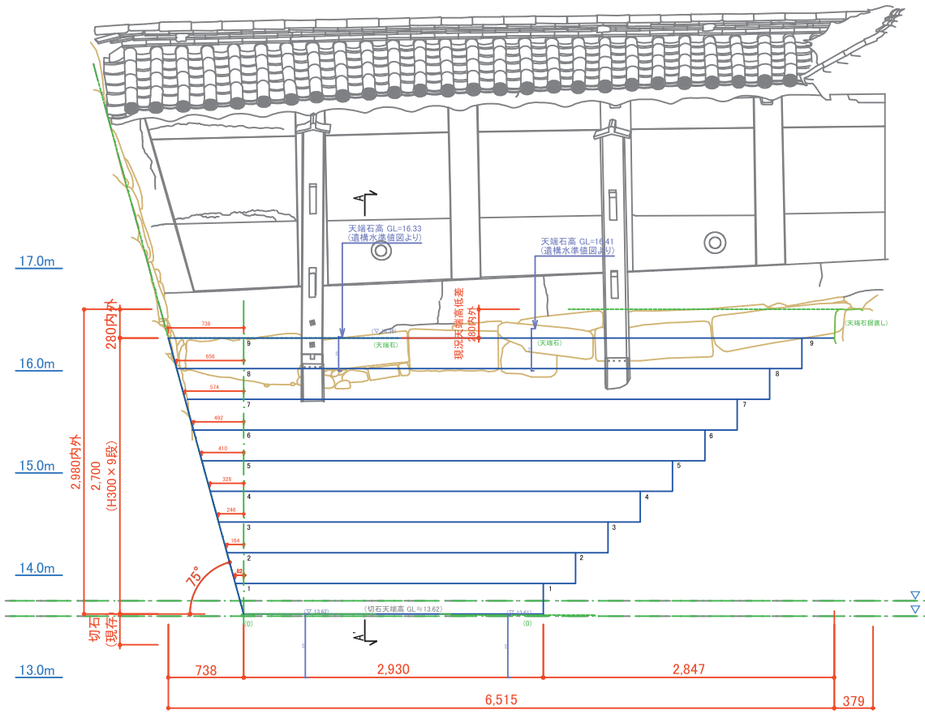

≪南方向≫

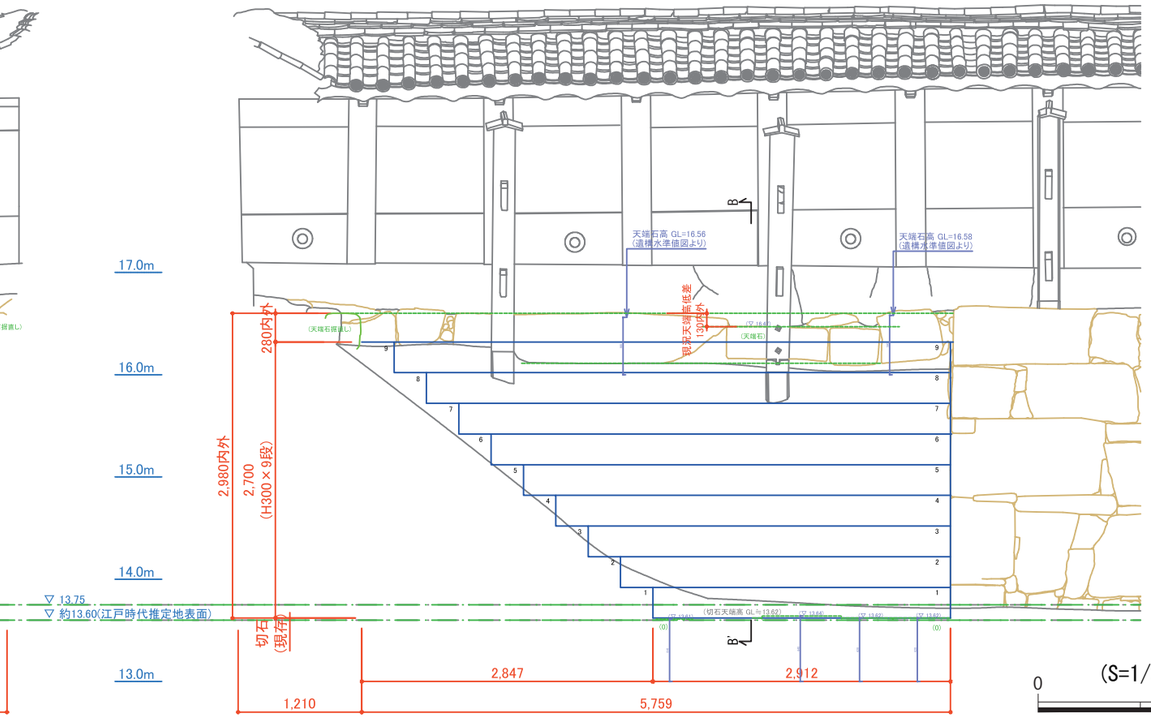

【B案】雁木検討立面図(西側土塁)（蹴上300mm×踏面300mm、勾配約45°）

≪南方向≫

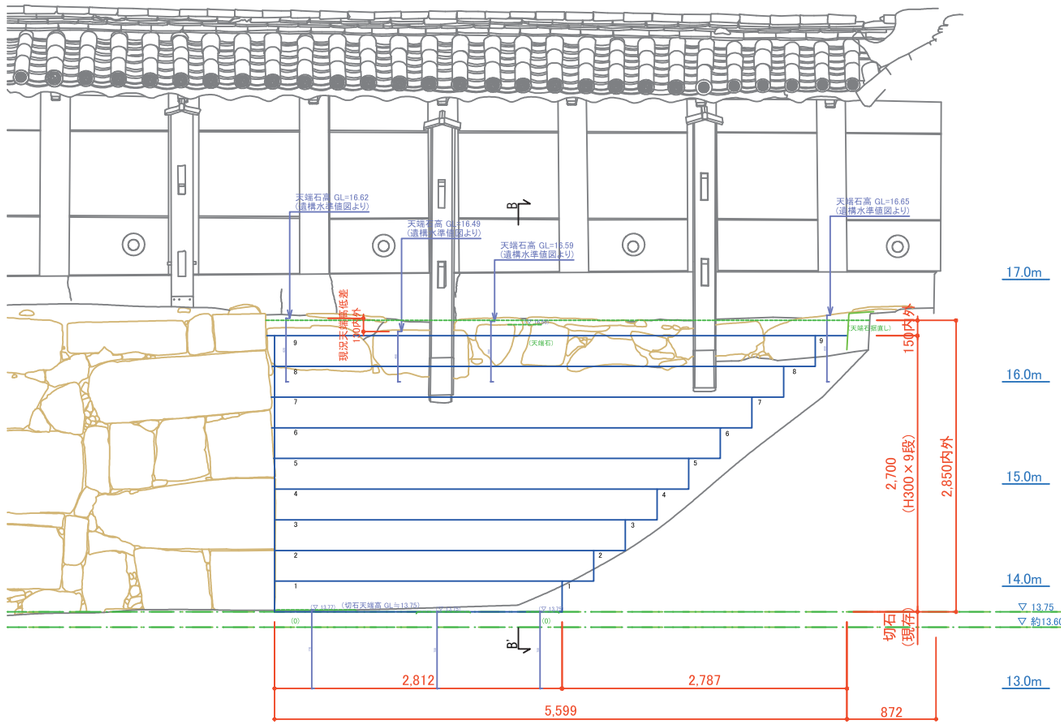

≪西方向≫

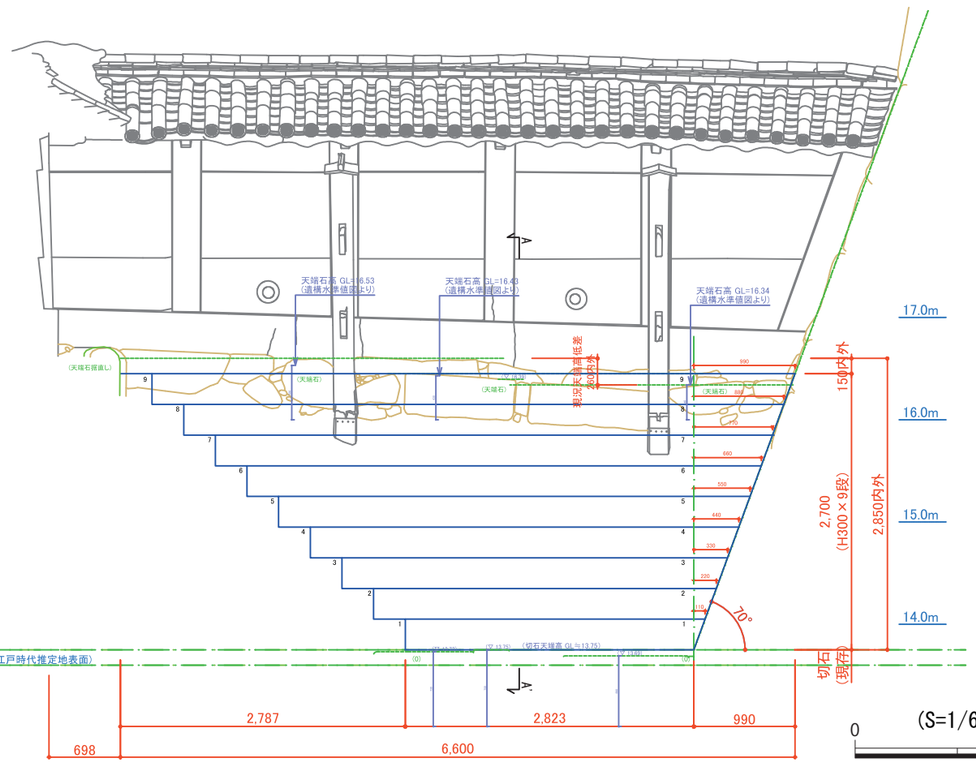

【B案】雁木検討断面図(東側土塁)

(蹴上300mm×踏面300mm、勾配約45°)

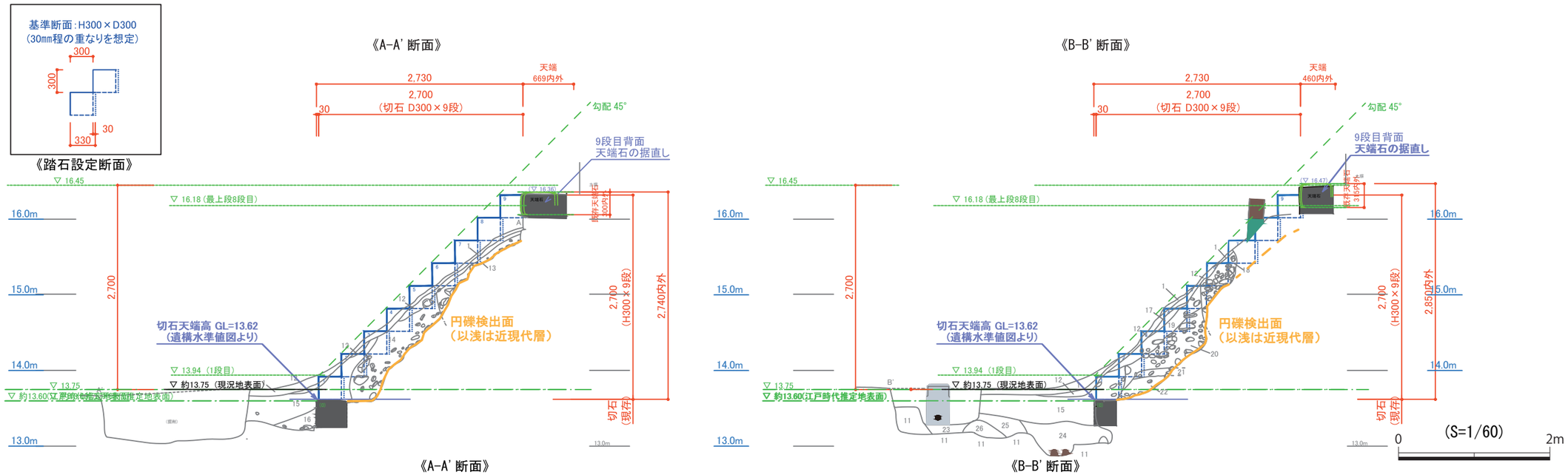

【B案】雁木検討断面図(西側土塁)
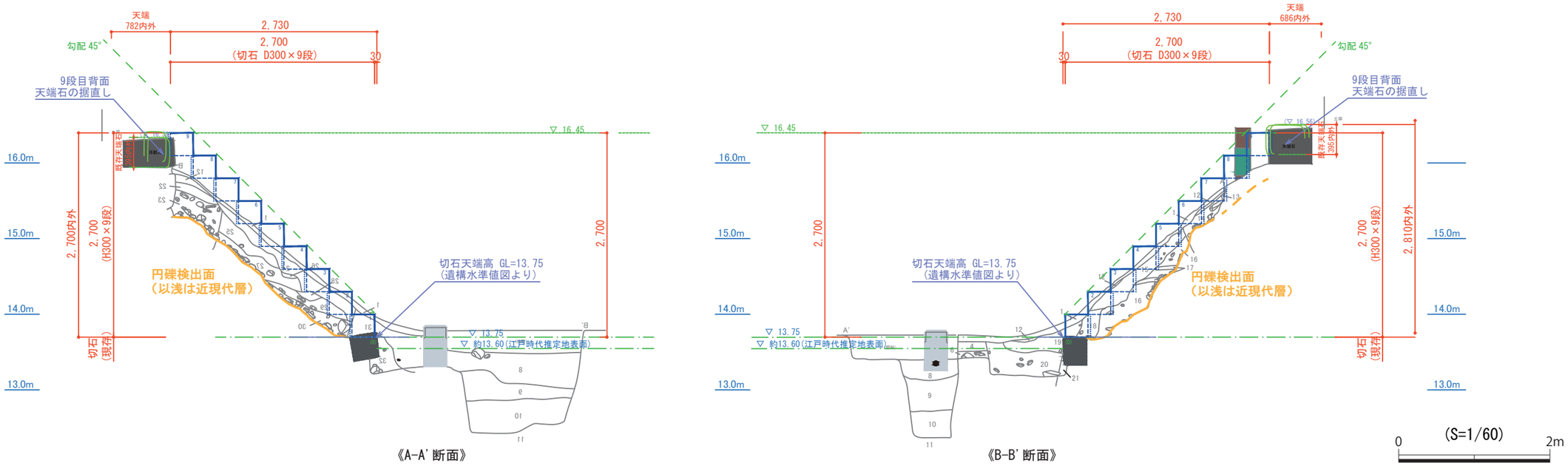
(蹴上300mm×踏面300mm、勾配約45°)